

令和 3 年第 3 回定例会

河津町議会会議録

令和 3 年 9 月 7 日 開会

令和 3 年 9 月 22 日 閉会

河津町議会

令和三年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和三年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和3年河津町議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	13
渡邊弘君	14
渡邊昌昭君	33
大川良樹君	49
遠藤嘉規君	66
○散会の宣告	80
○署名議員	83

第2号（9月8日）

○議事日程	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	86
○事務局職員出席者	86
○開議の宣告	87

○議事日程の報告	87
○一般質問	87
桑原 猛 君	88
仲 里 司 君	100
○報告第3号の上程、説明、質疑	116
○報告第4号の上程、説明、質疑	121
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○議案第63号～議案第70号の上程、説明、質疑、委員会付託	166
○散会の宣告	187
○署名議員	189

第 3 号 (9月22日)

○議事日程	191
○出席議員	191
○欠席議員	192
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	192
○事務局職員出席者	192
○開議の宣告	193
○議事日程の報告	193
○議案第63号～議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決	193
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	198

○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
○議員派遣の件	202
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	203
○日程の追加	203
○議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
○閉会の宣告	207
○署名議員	209
○議案等審議結果一覧	211

第 1 日

9 月 7 日（火曜日）

令和3年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年9月7日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 木村吉弘君 |
| 企画調整課長 | 川尻一仁君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 中村邦彦君 |
| 建設課長 | 山本博雄君 | 防災課長 | 村串信二君 |
| 水道温泉課長 | 渡辺音哉君 | 教育委員会
事務局長 | 島崎和広君 |
| 会計管理者
兼会計室長 | 鈴木亜弥君 | | |

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（上村和正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） これより令和3年河津町議会第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上村和正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

8番、土屋貴議員、9番、渡邊弘議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（上村和正君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、9月2日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より9月24日までの18日間にしたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

8日は、一般質問2名、報告事項、諮問案件、承認案件、条例案件、補正予算、令和2年度決算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質問並びに決算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

9日から22日午前までを休会とし、その間に決算審査特別委員会による決算審査を願い、22日午後1時から本会議を再開し、決算審査特別委員会委員長の決算報告についての審議、議員発議による意見書の採択等をお願いしたいと思います。

なお、24日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より24日までの18日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（上村和正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第3回定例会、諸般の報告。

令和3年9月7日。

第3回定例会が開催されるに当たり、令和3年第2回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

賀茂郡町議会議長会。

7月21日、賀茂郡町議会議長会議が西伊豆町で開催され、出席しました。

①郡議員研修会について。

②郡議長会県外視察研修について。

等を協議しました。

静岡県町村議会議長会。

6月22日、東海四県町村議会議長会会長会議臨時会が愛知県で開催され、出席しました。

7月2日、中日本町村議会議長会会長会議が富山県で開催され、出席しました。

7月6日、全国町村議会議長会臨時総会が東京都で開催され、出席しました。

同日、全国町村議会議員共済会代議員会が東京都で開催され、出席しました。

同日、全国町村議会互助会代議員会が東京都で開催され、出席しました。

同日、全国町村議会議長会理事会が東京都で開催され、出席しました。

7月7日、全国町村議会議長会都道府県会長会が東京都で開催され、出席しました。

8月3日、北方領土返還要求静岡県民会議令和3年度第1回理事会及び定期総会が静岡市で開催され、出席しました。

8月19日、東海四県町村議会議長会会長会議がウェブ会議形式で開催され、出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

6月29日、河津町コミュニティセンター内覧会が開催され、議員全員が出席しました。

7月9日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①河津町過疎地域持続的発展計画について。

②ごみ処理有料化について。

③水道料金改定について。

等の説明を受けました。

同日、議員月例会を開催し、議員全員が出席しました。

県職員を講師に、自動運転実証実験「しずおか自動運転ShowCASEプロジェクト」について研修を行いました。

8月10日、河津町子ども議会が開催され、議員と共に傍聴しました。

8月31日、議会全員協議会を開催し、第3回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

6月28日、令和3年5月分（令和2年度・令和3年度）の出納検査報告書を受領しました。

7月30日、令和3年6月分の出納検査報告書を受領しました。

8月26日、令和3年7月分の出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

8月10日、令和2年度財政援助団体等に対する監査結果を受領しました。

議会運営委員会。

9月2日、議会運営委員会を開催し、令和3年第3回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

6月24日、7月2日、7月12日、議会広報編集委員会を開催し、第2回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

9月2日、議会広報編集委員会を開催し、第3回町議会定例会の内容について広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

6月29日、第1常任委員会を開催し、月例会の議題や視察研修等について協議しました。

同日、第2常任委員会を開催し、産業分野等のコロナ関連補助制度や視察研修等について協議しました。

7月20日、令和3年度第1回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

同日、第2常任委員会を開催し、「アフターコロナ・ウイズコロナの町内の産業振興」の具体的な行動や視察研修について協議しました。

8月5日、第2常任委員会を開催し、研究テーマや視察研修について協議しました。

8月30日、第2常任委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望について協議しました。

9月3日、令和3年度第1回河津町表彰審査委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について。

6月14日、東河環境センター議会臨時会が開催され、組合議員が出席しました。

7月30日、下田地区消防組合議会議員会議が開催され、組合議員が出席しました。

8月20日、下田メディカルセンター議会全員協議会及び定例会が開催され、組合議員が出席しました。

8月24日、伊豆斎場組合議会定例会が開催され、組合議員が出席しました。

同日、下田地区消防組合議会全員協議会及び定例会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

6月11日、令和3年度静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会が書面決議に付され、表決しました。

6月14日、令和3年度国道414号整備促進期成同盟会総会が書面決議に付され、表決しました。

8月27日、（仮称）河津町子育て支援施設建設工事安全祈願祭行われ、出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（上村和正君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、行政報告を申し上げます。

本定例会が開催されるに当たり、6月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響について申し上げます。

静岡県は、7月29日にふじのくに警戒レベルを5に引き上げ、8月6日にはふじのくに警戒レベルを6に引き上げました。また、8月8日からは河津町がまん延防止等重点措置地域の対象となり、8月20日から静岡県が緊急事態宣言の適用を受けました。これらの影響によりまして、観光施設につきましては、観光施設運営管理ガイドラインに沿って閉鎖といたしました。

また、町で予定しておりました河津フラワートライアスロン大会、総合防災訓練、地区敬老行事、町民体育大会等の行事を中止といたしました。行事開催に向けてご尽力いただきました皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも町行事へのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和2年度決算について申し上げます。

令和2年度一般会計決算は、歳入総額51億6,719万7,972円、前年度比33.3%の増、歳出総

額は49億990万1,586円、前年度比30.2%の増、歳入歳出差引額は2億5,729万6,386円となりました。

歳入の状況は、町税は主に固定資産税が地価下落による土地評価額の減少、償却資産の減価償却による課税標準額の減少等により、対前年度比10.5%減の5億8,992万6,512円となり、町税全体で対前年度比3.9%減の9億9,028万2,384円となりました。また、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、特別定額給付金給付事業交付金によりまして、対前年度比346.9%増の12億8,739万4,351円となりましたが、これらを除きますと、対前年度比3.5%増の2億9,813万2,762円です。町債はコミュニティセンター耐震対策事業、学校給食センター非常用発電設備設置事業に伴う緊急防災・減災事業債4,290万円や臨時財政対策債9,683万9,000円などにより、対前年度比4.6%増の1億8,118万9,000円となり、歳入総額では12億9,227万9,368円の増収となりました。

一方、歳出の状況は、令和元年度発生の災害復旧事業費や河津中学校太陽光パネル等設置事業の減もありましたが、防災公園整備用地購入費、公的病院運営補助金、新型コロナウイルス感染症対策関連事業補助金、子育て支援施設建設事業等により、総額は対前年度比11億3,942万62円の増額となりました。

詳細につきましては、令和2年度決算について本定例会に提出しましたので、ご審議をお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして公表することになっている健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字決算により非該当、実質公債費比率は5.9%、将来負担比率は34.8%で、危険信号である早期健全化基準の25.0%、350.0%をそれぞれ大きく下回りました。また、公営企業の健全化判断比率である資金不足比率も、黒字により非該当となりました。

これらの健全化判断比率から見ても、当町は健全な財政運営を維持していると判断できる場所ですが、今後はさらなる財源確保が難しくなる中、最少の投資で最大の効果を上げることが念頭に、活力あるまちづくりを推進したいと考えております。

熱海市への職員応援派遣について申し上げます。

熱海市伊豆山地区で発生した土石流の被災地支援として、8月6日から10日までと9月6日から10日まで、生活再建支援相談窓口運営業務に職員各1人を派遣しました。また、今後、9月20日から26日まで職員1人を派遣する予定となっております。

コミュニティセンター耐震対策事業について申し上げます。

令和2年11月25日から実施しておりましたコミュニティセンター耐震工事は、6月28日に竣工検査を終え、工事を完了いたしました。6月29日には、河津町議会議員の皆様をはじめ、報道各社への内覧会を行い、完成について広く周知いたしました。

工事期間中は、代替施設の利用等によりご迷惑をおかけしましたが、7月5日から安心・安全な施設として利用を再開いたしました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、7月28日から9月12日までの間、利用を休止いたしました。

河津バガテル公園運営事業について申し上げます。

7月23、24日の2日間、ナイトバガテルと銘打って、夜間営業を実施いたしました。てらまち会によるプロジェクションマッピングの投影やトウクトウクによる園内遊覧を行い、多くの町民等来園者でにぎわいました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、7月28日より9月12日までの間、休園といたしました。

過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、当町は過疎地域に指定されました。同法に基づく支援措置等の適用を受けるため、河津町過疎地域持続的発展計画（案）を作成しましたので、本定例会においてご審議をお願いいたします。

河津町子ども議会について申し上げます。

8月10日に町議会の協力を得て、令和3年河津町子ども議会を開催しました。4回目となる今回は、町内3小学校の5、6年生の子ども議員4人が登壇し、河津町の魅力の発信、統合後の小学校の活用、子供も使える交通手段、リモート授業のサポート等の質問がありました。河津町の未来を担う子供たちの思いを受け止め、まちづくりに生かしたいと考えております。

町税の収納状況について申し上げます。

令和2年度の町税収納状況につきましては、現年度分9億7,617万288円、徴収率97.6%で前年度比1.1ポイントの減、滞納繰越分1,411万2,096円、徴収率34.8%で4.4ポイントの増となり、町税全体の徴収率は0.5ポイントの減となりました。

静岡地方税滞納整理機構による令和2年度の徴収実績につきましては、町が移管をした10件、1,205万5,537円に対し858万5,151円の徴収実績がありました。令和3年度は10件、515

万4,000円を同機構に移管をしております。

また、賀茂地方税債権整理回収協議会による今年度7月末までの滞納整理の状況は、預貯金、生命保険、給与等の財産調査は271件、預貯金、生命保険の財産差押え15件を実施しております。

滞納者全員に年3回の催告通知を予定しており、令和3年度は、1回目を8月20日に送付いたしました。今後は、11月、3月に通知予定で、納税促進を図っております。

マイナンバーカード休日交付及び申請補助について申し上げます。

仕事や学業などで平日に窓口へお越しいただけない方を対象に、7月18日と8月22日の日曜日に、休日交付と申請書作成補助サービスの臨時窓口を開設しました。手続は事前の予約制とし、7月18日は交付14名、申請補助35名、8月22日は交付8名、申請補助26名の手続を行いました。

家庭系可燃ごみ処理有料化について申し上げます。

東河環境センター事業検討委員会からの答申を受け、東伊豆町と協議した結果、答申に沿った内容で来年度からの有料化実施に向け、住民説明会を開催いたしました。説明会は、7月26日に東小体育館、28日に西小体育館、30日に南小体育館で行い、3日間で合計75名の町民の参加がありました。エコクリーンセンター東河からは、持込みごみの料金改定に関する説明もありました。説明会の様子は、河津有線テレビ放送で放映するとともに、有料化の概要やQ&Aを記載したチラシの世帯配布、チラシや説明会資料を町ホームページに掲載し、町民への周知に努めております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

65歳以上の高齢者を対象にした集団接種は、7月30日に終了し、対象者2,988人に対し2,689人、90.0%の方が2回の接種を完了いたしました。8月2日からは、64歳以下の方を対象とした集団接種を開始し、前半グループの1回目接種が8月21日に終了し、現在2回目接種を行っており、9月11日に終了予定です。町全体の12歳以上の接種対象者6,590人中、5,185人、78.7%の町民が9月11日には2回目接種が完了する見込みです。その後も、後半グループの接種を順次行ってまいります。現在、後半グループの接種予約者は約500人程度となっております。

感染症病床等医療体制が脆弱な賀茂地域において、感染しても発症を抑え、重症化を予防

する唯一の方策がワクチン接種であります。ワクチンの正しい情報を理解し、希望される方は早期に接種いただくようお願い申し上げます。

地籍調査事業について申し上げます。

令和3年度地籍調査業務は、笹原、谷津地区の一部を実施区域とし、8月19日から21日に説明会を開催し、調査の目的及び実施方法等を関係者の皆様に周知しました。

また、昨年度、大鍋地区において閲覧を行った区域につきましては、国及び県の承認を受けて成果を法務局に送付しております。

夏の海水浴について申し上げます。

夏季対策連絡協議会において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、河津浜海水浴場は未開設とし、今井浜海水浴場は期間を7月22日から8月22日まで開設することとしました。また、海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインを定めて、対策を徹底いたしました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、随時、夏季対策連絡協議会を開催し、対策を講じながら今井浜海水浴場を運営しました。

今年は、天候不順や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今井浜海水浴場の入り込み数は7,983人となり、海水浴場を開設した一昨年と比べ、71.9%の減となりました。

梅雨前線による大雨対応について申し上げます。

7月1日から3日にかけて活発化した梅雨前線の大雨により、川横地区では土砂崩れが発生し、国道414号が通行止めとなるなど、被害が発生いたしました。

また、長野地区では、東河環境センター衛生プラント西側を流れる藤ヶ野川において流木等の堆積が原因と考えられる暗渠閉塞が発生し、周辺施設が一時的に浸水状態となったため、仮設水路設置等により対応しました。

また、大雨後には、町内で事業を実施している太陽光発電事業者2社、風力発電事業者1社、水力発電事業者1社に対して、7月5日に施設の点検と点検結果の報告を依頼し、4社とも異常なしの報告を文書にて受けております。

水道料金の改定について申し上げます。

水道料金改定の説明会を家庭系可燃ごみ処理有料化説明会と合同で開催しました。今後も水道使用者に水道料金改定の必要性について周知を図ってまいります。

なお、水道事業給水条例の一部を改正する条例を本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

小学校統合関係について申し上げます。

小学校統合準備委員会から7月21日に、後発的諮問事項の幼稚園について、「統合小学校が中学校周辺へ移転するとき一緒に隣接地へ移転すること」と答申を受けました。河津町総合教育会議では、答申の内容を確認し、将来の本町の幼児教育の在り方等も含めて、今後、方針を検討することとしました。また、この答申で諮問していた事項全てに答申をいただくことができました。委員の皆様には真摯に議論していただき、この場を借りてお礼を申し上げます。

新小学校校章・校歌については、7月12日から8月10日の間に募集を行いまして、校章デザインは町民及び町出身者から募集し、27件、校歌フレーズは町民より募集し、19件の応募がありました。今後、校章については、応募のあったものから3点程度を選考し、デザインの補作を行った後に、河津町総合教育会議にて新校章を決定する予定です。校歌については、今回応募のあったフレーズを取り入れながら、専門家へ校歌作成の依頼をかける予定となっております。本定例会に校章及び校歌作成についての補正予算を上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

I C T等の教育環境整備について申し上げます。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業河津町立小・中学校電子黒板購入事業は、東・西小学校各2台、南小学校3台、河津中学校4台の合計11台が8月16日に納入されました。今後は、児童生徒の1人1台端末と一緒に授業等に活用していくこととなります。

大学生等支援給付金事業について申し上げます。

8月31日申請期限の大学生等支援給付金につきましては、147人の方から申請があり、申請後、交付決定された方には随時給付を行い、9月10日までには交付決定者への給付が全て終了することとなっております。

主な入札結果について申し上げます。

(仮称)河津町子育て支援施設建設工事は、東海建設株式会社が落札し、3億6,003万円で契約しました。

地籍調査業務委託(笹原I・谷津I)は、有限会社渡辺測量事務所が落札し、550万円で契約をしました。本年度は地籍調査、笹原A、0.06平方キロメートル、谷津A、0.08平方キロメートルの区域を実施します。

防災公園整備事業に伴う測量設計業務委託は、静岡コンサルタント株式会社が落札し、3,410万円で契約しました。この事業は、防災公園を建設するための詳細設計を行うものです。

道路メンテナンス事業、長寿命化修繕計画・橋梁点検業務委託は、株式会社東洋コンサルタント静岡東部営業所が落札し、1,042万8,000円で契約しました。この事業は、橋梁長寿命化計画により5年後ごとに点検を実施するもので、今回は37橋を点検します。

筏場地区水道管新設工事は、東海建設株式会社が落札し、921万8,000円で契約しました。この事業は、県道の改修工事に伴い、筏場地区に水道管を新設するものです。

河津町立南小学校トイレ改修工事は、株式会社大塩組が落札し、2,141万7,000円で契約をしました。この事業は、河津町立南小学校児童用トイレの乾式化と洋便器化を図るものです。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

現在、静岡県が緊急事態宣言対象地域となっております。町民の皆様には、不要不急の外出自粛などご不便をおかけしておりますが、引き続き感染に注意していただきますようお願い申し上げます。

町といたしましても、ワクチン接種を推進してまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（上村和正君） これで町長の行政報告を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は、答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問の順は、次の順序によりこれを許します。

9番、渡邊弘議員、3番、渡邊昌昭議員、1番、大川良樹議員、4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員、7番、仲里司議員。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（上村和正君） それでは、9番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

9番、渡邊弘議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

令和3年第3回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問に入る前に、現在新型コロナウイルスの感染が蔓延し、全国的に大変な状況になっております。デルタ株の発生により感染が蔓延し、県内においても、東部地区に、伊豆地区においても大変な状況になっております。自宅療養の患者さんが亡くなったりする事案が発生しており、報道をされております。また、子供たちへの感染、クラスターの発生が日々報道されております。町民の皆様も、感染したらどうしよう、そのような不安は募るばかりだと思われま。町として、不安の払拭のために取り組んでいただきたいと思います。

私の質問は、次のとおりでございます。

1件目、新型コロナウイルスのワクチン接種状況について。

2件目、新型コロナウイルス感染症への対策について。

3件目、観光協会の役割について。

町長及び担当課長の答弁を求めます。

早速でございますが、質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスのワクチン接種状況についてお伺いをいたします。

現状、コロナウイルス感染状況を見ると、デルタ株の発生により感染力が強まり、蔓延していく状況が見られます。感染の状況としては、飛沫感染、接触感染などが大きな原因と考

えられております。いろいろな予防対策に取り組む中で、ワクチンの接種が一番効果的ではないかと考えられております。当町においてもワクチン接種が進んでおりますが、その状況を伺います。

65歳以上の1回目、2回目の接種人員と接種率を伺います。

次、64歳以下の予約状況と接種状況を伺います。

次、64歳以下の優先接種状況です。そういうような状況があったら、お教えいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の新型コロナワクチン接種状況について。ワクチンの接種の状況についてお尋ねですので、答弁させていただきます。

先ほどの行政報告でも一部報告をしてありますので、重なる部分があるかと思いますが、よろしく願いします。

まず、現状の考え方について私のほうから答弁いたします。

ご存じのように国の方針で、重症化が想定されます65歳以上の高齢者のワクチン接種については、7月の末までに完了するようにとの方針が示されました。それを受けまして、河津町では、医療機関等の協力を得まして、7月末までの接種体制を組んだところでありまして、順調に終了してございます。64歳以下については、7月9日から順次予約受付を始めまして、8月2日より接種を始めまして、現段階では10月中旬までに終了する予定でございます。

なお、この間の接種状況を踏まえまして、毎回の接種人数を当初は120人としてございましたが、その後150人、180人、200人まで状況に応じて変更して、できるだけ前寄せて早い時期に打てるように、お医者さんなどの協力を得まして対応しているところでございます。

なお、議員がお尋ねの3点については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは、お尋ねの65歳以上の接種人員と接種率、あと64歳以下の予約状況と接種状況、あと3点目に、64歳以下の優先接種状況の3点についてご説明させていただきます。

まず、65歳以上の接種人員と接種率でございます。町長が答弁したとおり、高齢者対象の集団接種につきましては7月末日で終了しております。その後、それまでに打てなかった方

の接種も、随時64歳以下の接種の日程と併せて受け付けてございます。9月1日現在での状況でございますが、2,689人が2回目の接種を完了しておりまして、県公表の対象者数2,988人に対しましての接種率は90.0%でございます。

次に、64歳以下の予約状況でございますが、先ほど町長が申しましたとおり、基礎疾患等の優先接種者のはがきによります申告受付を7月9日まで受付をいたしまして、接種日を電話にて調整、その他の方はウェブ予約を7月20日から行いまして、電話予約を7月26日から予約受付を開始をしたところでございます。9月1日現在でございますけれども、3,060人の予約が入ってございまして、対象者数3,602人に対しまして85%の予約率となっております。

次に、接種状況でございますが、8月2日に前半グループの1回目接種を開始いたしまして、月曜日、水曜日、土曜日を基本といたしまして、1日180回から200回の接種を実施してございます。現在は、前半グループの2回目接種を行っておりまして、9月11日に終了をしまして、9月18日から後半グループの1回目の接種を開始するところでございます。また、2回目を10月9日から順次行っていく予定でございまして、集団接種の完了日は10月16日を予定しているところでございます。

次に、64歳以下の優先接種状況でございますが、以前にも申しましたとおり、国の定めた優先接種順位に従って、予約、接種を実施しているところでございます。基礎疾患を有する方、介護サービス従事者、60歳から64歳の方が優先接種対象となっております。予約方法は先ほど申しましたとおり、はがきによります申告受付を7月9日まで受付をいたしまして、接種日をコールセンター、電話にて調整をいたしました。

はがきの申告状況でございますが、基礎疾患を有しまして接種を希望する方は273人、60歳から64歳の方で接種を希望した方が178人で、8月2日からの接種開始日以降、早期の接種を案内、調整し、接種を実施したところでございます。

施設介護サービス事業従事者につきましては、特例によりまして、65歳以上の施設入所者接種時に同時に接種することができ、実施をしております。その他の居宅サービス事業所従事者につきましては、対象事業所に接種希望者を調査いたしまして、早期の接種日程を調整し、実施いたしました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

結構接種率は上がっているのかなというのが、現実かなというふうに思います。河津の状況の中身を見ていきますと、そういうふうな取組が一つの大きな柱になっているのかなというふうに思っております。

それで、また、64歳以下の接種率も分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

あと、12歳から18歳までのお子様、接種の人員と接種率の状況も教えていただければありがたいと思います。

あと、先ほど基礎疾患の話とか介護の方の優先的に、要は国の定めによってということ、予防接種に取り組んでいらっしゃるということなんですが、現実問題として、事業所別の接種、優先接種は今河津町のほうでは取り組まれたのかどうなのか。例えば、保育に関わる人ですとか、あと学校の関係の人とか、あと公的業務に就いている町の役場の職員だとか、あと図書館関係、教育関係、その他の要は町の事業に携わるような人たちの接種の状況はどのような形でなっているのか。そこら辺もちょっとお伺いできればありがたいなと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの3点についてお答えいたします。

まず、64歳以下の接種状況でございます。64歳以下の接種につきましては、先ほども答弁しましたが、7月9日より受付を行いまして、8月2日より順次接種を行っております。

お尋ねの接種率については、後ほど担当課長より答弁をさせます。

次に、お尋ねの12歳以上の児童生徒の高校生までのワクチン接種につきましては、教育委員会を通してアンケートなどで希望者を把握しまして、優先的に7月10日と22日の2日に分けて保護者同伴で1回目のワクチン接種を行いまして、8月12日まで2回目の接種も終了いたしました。

優先接種の理由としましては、今も新聞、テレビ等で大変危惧されている点がありましたが、そのことも踏まえて、集団生活の中で日々生活をしておりましてクラスターの発生も危惧されます。また、昨年から長引くコロナの生活の中で、学校の様々な活動が影響を受けておりまして、子供たちの学習や行動にも大変大きな影響を与えているということで、接種によりましてそれらの不安感を少しでも和らげる効果も大きいということで、町独自で判断をして、早く子供たちに向けての接種を開始したところでございます。既に8月12日に希望者については全員終了しております。

それから、同時に感染の要因とされる子供に係る接種、これは教員等、先ほど議員もお尋ねでしたけれども、教員あるいは保育者、あるいは幼稚園の先生等も含めてですけれども、

その方たちも一緒に優先的に行いまして、できるだけこれも職場単位で、より多くの方が望ましいと思われまして、町外の方も一緒に受けてもらったりもしてございます。そういうことで、学校、幼稚園、保育園やママさん保育者などの接種も同時に行いました。

また、接種人数等の詳細については、後ほど担当課長より答弁をさせます。

それから、お尋ねの事業所接種、優先接種の取り組みについては、先ほど課長が申したように、医療とか福祉関係については、県の指示どおりそれぞれの事業所単位で接種を行いました。その他の業種につきましては、一定の条件下で国の方針による集団接種の受付が全国的に行われましたが、河津町においては一部の観光や商工関係者からの要望は来ましたが、その後の話では、医療従事者の関係や対象人数の問題もありまして断念をしたと聞いております。ただ、その後、商工会や観光協会が県に直接お願いをして、伊豆の国市で100人程度接種を済ませたという話は聞いております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは64歳以下の接種率と、あと12歳以上の小中高校生の接種状況についてお答えをさせていただきます。

まず、64歳以下の接種率でございますが、9月1日現在、1回目接種者数は2,546人で接種率70.7%、2回目接種者数は1,936人で接種率53.7%でございます。

次に、12歳以上の小中高校生の接種状況でございますが、町長が申しましたとおり、希望者につきましては夏休み中の接種を実施すべく、2セット、4日間の接種日を特別に設けて実施をいたしたところでございます。対象者391人中、接種者数は189人で接種率は48.3%でございました。

その後、64歳以下の通常接種日程で予約を行っている方も見られまして、現在の状況でございますが、接種済者、予約者数を合計いたしますと311人ということで、79.5%の方が接種を希望し実施する見込みでございます。

また、学校の教員、幼稚園教諭、保育所等の保育施設の従事者への接種者数は94人でありまして、小中高校生を行いました接種日と同日に実施したということでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題、子供たちの集団接種については、やはり賛否も若干あるかなというふうに思っております。やはり受けなかった人たちが、要は、何で受けないんだと

いう、そういうふうな被害に遭わないような対策も教育委員会としては必要なのかなというふうに思っております。

あと、学校の先生だとか保育園の先生、94人ということでございましたけれども、この方たちにはやはりもうちゃんとした形で、要は公務でございますので、ちゃんとそういうふうな対応はしていただきたいなというふうに思っております。

あと、集団接種を希望する方たちの対応と、事業所別に、例えば商工会のほうから100人ぐらいの方が受けられたということでございましたけれども、そういうような情報の開示という部分も今後必要になってくるのかなと。

やはりコロナについては、ワクチンの接種が一番大事なんじゃないかなというふうに思っております。そこら辺も含めて、一応当町においては、ワクチン接種の完了の時期でございますね、そこら辺はいつ頃になるのかということと、あとは、一度最初に状況がいいときに打って、2回目が調子悪くて打てなかったとか、そういうふうな方がいらっしゃるときには、どのような対応をなさっているのかということと、あと、このコロナワクチンの接種率についてどれくらいを目論んでいるのか。また、どれくらい打たないと、要は集団免疫の部分で認知されないのか、そこら辺も含めてお答えいただければ、お答えいただきたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの主に接種率の目標等について答弁いたします。

これは先ほども答弁してございますけれども、ワクチン接種の完了の予定でございますが、当初は10月いっぱいを目処に予定していたわけですが、前寄せるということがいいだろうということで、できるだけ早い時期に接種が完了できるように接種人数を多くするなどして前倒しをしまして、今の段階では10月中旬までに終了する予定でございます。先ほど、これは担当課長からの答弁のとおりでございます。

また、接種率の目標については、できるだけ高いほうが集団免疫があると思いますので、基礎疾患を持っている方やアレルギー関連の心配な方など、あくまでも希望者となりますが、受けやすい状況づくりに努力はしたいと思っております。

なお、65歳以上の接種については、先ほどの報告のとおり、当初70%を見込んでおりましたが、結果的には90%となりましたので、大変よかったのかなと思っております。また、64歳以下については、先ほど報告がありましたように、現状では、予約状況は接種希望者が少ないように思いますので、個人でいろいろな要件や考え方もありますが、できるだけ受けてもらうように訴えていきたいと思っております。

先日も教育委員会を通して、学校の12歳以下の子供を持つ親御さんに学校の校長会ですとかPTAとか、教育委員会で合同でお手紙を差し上げて、できるだけ親御さんに打ってもらようなことをお願いする文書を出したり、そういう努力はしていきたいと思っております。

また、全体的な最新の接種率です。今のところ、87%ぐらいになるのではないのかなと、最終的には思っております。

それから、2回目の接種関係については担当課長より答弁をさせます。

以上です。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私からは、一度目の接種を受けた後に2回目の接種ができなかった方への対応ということでお答えさせていただきたいと思えます。

当町で接種をしているワクチンについては、ご存じのとおりファイザー社製ということになってございます。接種間隔は標準的に20日間の間隔を空けて、最低18日以上間隔を空けることとなっております。20日を超えてからは、できるだけ速やかに2回目接種を実施するということになっております。

ご質問のような事案は、現在も数件ご相談を受けてございます。1回目接種後、副反応等で接種を見合わせている方や、あと、入院等によりまして接種ができない方などでございます。主治医等にご相談の上、外出許可を受け、接種した事例もございます。希望等をご相談いただければ、集団接種実施期間中であれば都合を調整しまして、予約接種をいたしているところがございます。あと、集団接種終了後の対応については、その後1回目の接種を希望する方への対応も含めまして、町内医療機関にて接種をいただける予定で今交渉等をしているところがございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 副反応の話が出ましたけれども、副反応が実際問題としてはどれぐらい出ているのか、なかなかちょっと一般的には分からないわけで、あと、87%を予測していけば、免疫的には町としてはいい状況かなというふうに思いますので、ぜひそこら辺も打ちたい人にはどんどん打っていただくような、推進を図っていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症への対策ということでお伺いをいたします。

国は、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置地域に静岡県を指定いたしました。県は、賀茂地域を措置地域に指定をいたしました。また、県は警戒レベルを6、厳重警戒といたしました。発令を受けた町の対応を伺ってまいります。

発令の期間は8月8日から8月31日までです。その後、緊急事態宣言が8月20日から9月12日までの期間で発令をされました。大変なことになっております。そこで、新型コロナウイルスの本部の対応の流れを教えてくださいと思います。

あと、県の警戒レベル6、厳重警戒に対する町のガイドラインといたしますか、そこら辺の取決めがあったらお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の新型コロナウイルス感染症への対策ということで、発令による新型コロナウイルス対策本部の流れ等について答弁いたします。

これまで、静岡県に対しまして、国は特措法によるまん延防止等重点措置の適用を、先ほど議員が申したように8月6日に発令、8月8日から31日までの期間となりました。県では、指定地区として河津町を含む20市町を対象地域としました。さらに、8月17日には同じく特措法による、これも先ほど議員が申しておりましたが、緊急事態宣言対象地域として発令し、8月20日から9月12日までの期間といたしました。

議員がお尋ねの対策本部の流れについては、それぞれの発令により対策本部会議を開催をしまして、その対応について協議決定をしておりますので、担当課長より答弁をさせます。また、県の警戒レベル等に対する町のガイドラインについても担当課長より答弁させます。以上です。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、対策本部会議の流れについてお答えします。

これまでも県の警戒レベルが変更されたときなど、必要に応じて対策本部会議を開催しておりますが、まず、7月29日に県の警戒レベルが4から5に上がり、県東部や近隣市町で感染者が増え始め、下田市でクラスターが発生したことなどを踏まえて、同日及び翌30日に対策本部会議を開催し、町のガイドラインを踏まえ、町有観光施設の休館や利用中止、学校施設等の利用制限、町で実施している各種事業の自粛や中止について協議し、対象期間は7月30日から8月10日までとしました。

その後、8月6日に静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止

等重点措置に係る県の対応方針として、1つ目に措置を実施する期間、これは8月8日から8月31日までです。2つ目に措置地域、河津町もこれに含まれております。3つ目に措置の内容、これは飲食店に対する営業時間の短縮要請などです。これらのことが示されたことに伴い、同日に町対策本部会議を開催し、既に8月10日までとしていた施設の休館、学校施設の利用制限などの期間を8月31日まで延長すること、飲食店への要請内容の周知、職員の行動制限などについて協議しております。

次に、8月17日に静岡県が緊急事態宣言を受け、翌18日に県対策本部会議において緊急事態措置に係る県の対応方針が示されたことに伴い、同日に町対策本部会議を開催しました。まん延防止等重点措置から緊急事態宣言となり、期間が9月12日までとなったことを踏まえ協議をしましたが、既に8月31日まで休館、利用中止としている施設については、全て9月12日まで延長するのではなく、今後の感染状況により判断するとしました。

その後、8月27日に対策本部会議を開催し、対応を協議しましたが、8月19日以降町内で感染者は出ていないが、近隣市町の感染状況を考慮し、施設の休館、利用の中止の期間を9月12日まで延長することとしました。

対策本部の一連の流れについては以上となります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の町のガイドラインですが、大きく分けて、町有の観光施設、役場庁舎会議室、教育委員会所管施設のガイドラインがあります。

県の警戒レベルとの関連ですが、警戒レベルに対応しているのは町有観光施設のガイドラインです。警戒レベル5以上で施設の閉鎖、利用者の制限を協議するとなっておりますので、対策本部会議で協議し、閉鎖や利用制限などを決定しております。

その他のガイドラインについては、施設を利用する際の検温や消毒、マスクの着用、人との距離を取る、利用者名簿の作成などを定めており、県の警戒レベルに応じた利用制限を設けていないため、近隣市町や県内の感染状況を考慮し、対策本部会議で利用者の制限や施設の閉鎖を決定しております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） いろいろガイドラインに沿ってということでございますけれども、やはりガイドライン以外でも対応せざるを得ないところは、町の考え方として取り組んでいただきたいなというふうに思います。バガテル公園でありますとか、踊り子温泉会館をはじめとしまして、観光施設、福祉施設の営業を停止いたしました。ですが、なぜ舟戸の番屋とか、

今井浜の海水浴場は通常営業をされたのか、そこら辺も伺いたと思います。

あと、小中学校のグラウンド、体育館施設の使用中止、野外での要は使用になると思うんですが、そこら辺の使用中止、ガイドラインだと思いますけれども、何でそのように中止をしたのか。

あと、町の職員のほうには不要不急の外出は自粛しなさいと、県外への外出は自粛しなさいというようなことが職員の中には提示されたと思いますが、そのようなことを町民に例えば求めていくのか。そこら辺が広報的にもなかなか伝わっていない部分があるのかなというふうに思いましたので、求めていくのかどうか、お伺いをしたいと思います。

あと、県は飲食店に対して酒類の提供、これは自粛要請、そのようなものを要請した中で、悪質な違反に対しては過料を徴収するというようなことを表明しております。自粛要請に応じれば、協力金の支給をするといたしております。その後で、結局支給を頂くには、後での申請となるわけですが、後での申請で、事前に営業していたかどうかとか、酒類は提供していなかったのかとか、そういうようなチェックは誰がどのような形でされるのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問、施設の営業、あるいは中止等の対応についてお答えします。

それぞれの施設については、先ほどの答弁によりまして、ガイドライン等によって本部会議で決定しておりますので、先ほどの答弁のとおりでございます。

また、私から、国の特措法によるまん延防止等重点措置の適用を8月6日に発令したとき、あるいは、8月17日には同じく特措法による緊急事態宣言対象地区として発令されたときには、ホームページですとか、防災メールでコメントと注意喚起の発信を行いました。また、ご存じのように併せて同報無線で町民への周知も行いました。

議員がお尋ねの幾つかの点については、それぞれ担当課長より答弁をさせます。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） 私のほうからは、不要不急の外出の自粛を町民のほうにも求めるのかということについて、答弁をさせていただきたいと思います。

まん延防止等重点措置から緊急事態宣言へとレベルが引き上げられ、国・県においても新しい生活様式の推奨がされております。感染が流行している地域からの移動、感染が流行し

ている地域への移動は控えることをお願いしております。さらに、静岡県としては、緊急事態宣言が出た時点で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静岡県の対応方針として、県民への外出自粛要請と特別措置法第45条第1項の規定に基づき、日中を含め不要不急の外出の自粛、また、県境をまたぐ移動制限として、全ての都道府県との不要不急の移動、往來の自粛を要請をしているところでございます。

職員につきましても、感染症対策としまして、町長のほうも申されました出張の自粛、それから会議のウェブ対応、不要不急の町外への外出禁止などを要請をしたところでございます。

町として、町民に対しても県境をまたぐ移動及び不要不急の外出の自粛は、国・県同様に要請するところでもあり、町長も答弁しておりましたが、ホームページや防災メール等にてお願いをしているところでございます。感染の拡大を防ぐためには、人流を抑えることが最大の要因であると考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、観光施設等指定管理の部分につきましてのお答えをいたします。

基本的には、先ほど行政報告や防災課長が申したとおり、観光施設運営管理ガイドラインを基として、コロナウイルス対策本部でコロナの警戒レベルに応じて、施設の特性や指定管理施設を運営する側の意向も踏まえつつ協議し、決定しております。そういったことが、営業する、しない、そういった差異になっているところでございます。

現状においても、緊急事態宣言も出ておまして、休業、時短の要請もある中で今営業しているのは、観光交流館の売店につきましては自粛対象ではなく、営業を行っております。舟戸の番屋につきましては、まん延防止措置では要請対象ではなく、酒類の提供をせず営業しておりましたが、現在は緊急事態宣言となりまして9月12日まで休業としているところでございます。また、他の観光施設についても、先ほど述べましたように緊急事態宣言によりまして9月12日までは閉じております。

加えて、海水浴場ということですが、今年度は今井浜海岸のみ7月22日から8月22日まで開設いたしました。その間に県の警戒レベルが上がり、まん延防止措置、緊急事態宣言となり、その都度、ガイドラインに基づきまして夏季対策協議会にて協議いたしました。安全の

確保の面から、ライフセーバー、警備本部を設置したまま維持するというで決定し、関係者の協力によりまして無事に運営することができました。

もう一つ、県の協力金の対象、もしくは月次支援金等の対象をどのようにチェックしているかということでございますけれども、県のほうの窓口としまして、県がほとんどコールセンターで受けております。

私たちのほうに要請があったのは、まん延防止措置の初期の初動パトロールだけ町のほうで行ってくれということで、私たち町のほうとしましては、初期初動でパトロールをいたしました。今、それがチェックということで行っているところです。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私のほうからは、小中学校のグラウンドや体育館などのスポーツ施設の使用中止について答弁させていただきます。

先ほど、防災課長のほうからも答弁ありましたが、7月に下田市で発生したクラスター関連の感染者が急速に広がったため、河津町にも影響が出るおそれがあると判断し、7月29日の対策本部会議において使用中止としました。その後、8月8日からはまん延防止等重点措置が、また、8月20日からは緊急事態宣言が発出され、現在も感染防止の観点から使用中止の措置を取っております。

今後の対応につきましては、国の感染警戒ステージ、県の警戒レベル、河津町及び近隣市町の感染状況により、対策本部会議で決定することとなっております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

いろいろ問題というか、閉店というか、使用中止も含めてやはり大事な部分なんで、これはやっぱり取るべき行動は取っていかないと、賛否両論あっても、町としての態度はしっかり示す必要があるだろうというふうに思います。

舟戸の番屋については、夏の期間だったから営業したのかどうなのか、そこら辺も指定管理の部分もありまして、共同の温泉だとか、そういう施設もありますので、何で運営したのかちょっと分からない部分もあったので質問をさせていただきました。

あと、海水浴場の運営につきましては、本当に町としてよかったのかどうなのか、夏季対策協議会のほうで決めたから、町はそれに従ったよではなくして、町としてのスタンスはし

っかりした形で出すべきであったろうというふうに思っております。

あと、グラウンドだとかそういうところの使用の部分も、実際止めちゃえば一番安心なんだろうけれども、やはり子供たちの要は運動している形とか、サッカーだとか、野球だとか、そういうのも含めて、本当に安全対策をしながら使用するのであれば、それなりの応用は、配慮があってもよかったのかなというふうに思っております。

あと、飲食店のチェックの問題ですけれども、県のほうから、一度見て下さいよというような話があって、一度見ましたということなのですが、それは一度見てもらって、そのまま申請は町のほうに関わるんじゃないかと、県のほうにそのまま関わっていくということだと思うんですけれども、ただ、格好だけ「閉店しました」と言って、「休業中です」とか言って紙を貼ればそれで通っちゃったよという、やった者勝ちというのはちょっと問題が出てくるのかなというふうに思いますので、一応細かなチェックは当町としてはしていくべきだろうというふうに思っております。

次の質問でございますけれども、このコロナの状況によって、子育て環境事業でございますけれども、幼稚園の預かり保育、放課後児童クラブ等、自粛の要請がされたわけです。自粛の要請がされることによって、仕事のある保護者は非常に困惑をしております。子育てを支援する町としてどのように取り組んでいくのか、そこら辺を伺っていきたくと思います。

次に、県の方針で売上げが減少した中小企業、個人事業者に応援するという、県のほうでは応援金を支給するということを決めました。これについても、町としては、県の部分に対して上乗せをしたような形は考えているのか、どのような対応を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

あと、次に、町のイベントが中止となる中で敬老会の事業も前年と同様に中止となりました。町内の経済効果も踏まえて、今年も国・県からの補助がなくても、町として支給するようなことは考えられないのか、お伺いをしたいと思います。

また、今年発売したプレミアム商品券のことなんですけれども、飲食店だとかそういうところが、期間的に利用できない期間がありまして、その期間、その券を持っていても利用できないというような声がございます、そこら辺の期間の延長というのかな、いつまではまだ使える期間を延ばしてあげられるよというような、そのような配慮はできないのか、お伺いをいたしたいと思います。

あと、これ、一応町民の中で相当不安が出ているんですけれども、町内で感染者が出た場合、感染者の治療、療養や濃厚接触者の特定、完治までの対応、これはなかなか難しいと思

うんですけれども、ここら辺を町民の不安を払拭するように、どのように町として対処していけるのかお伺いをしたいと思います。すみません。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の関係、特に応援金支給等に関する町の対応ですか、そのほかにもあったと思いますが、お答えしたいと思います。

まずは、応援金のございますけれども、特に県の協力金の関係です。まん延防止等重点措置の地区が当町にも指定をされまして、該当事業者に協力金が県から支払われることになりまして、その仕組みについては、先ほど担当課長が申しましたように、当初は、事務の一部や協力金の一部を市町で負担するというような話もございましたが、最終的には告知の面だけの協力で、県が全て対応するということとなりました。

ただ、当初は大分混乱があったみたいで、町内の事業者に聞きますと、県のコールセンター等に電話をかけても、なかなかつながらないような状況があったという話を聞いておりますけれども、そういう面では一部で混乱があったのかなという、そういう認識は持っております。一応、県が全てそういうときは対応するというので、現在もやっております。

そういうことで、町としては県の対応を見ることになるわけでございますけれども、今後、町としてどうするかという考え方でございます。今のところは、国の制度、あるいは県の制度で協力金については出るということを知っておりますので、現状では町の支援等については考えておりません。

次に、お尋ねの敬老会の関係でございますが、町では、今年度において65歳以上の希望者のワクチン接種が終了したことから、従来のような地区開催で敬老会行事を考えておりました。内容については、7月29日の行政連絡委員会で説明をし、お願いをしましたが、区役員等のワクチン未接種者がいるということですか、感染者が出た場合の責任などの理由によりまして、ご意見を伺いながら、最終的には町としては中止の判断をいたしました。敬老会等の行事については、お年寄りの長寿などをみんなでお祝いすることでありまして、各地区で式典だけでも開催の検討をお願いしましたが、結論としては、ご意見を伺い、中止の判断となったと、そんな状況でございます。昨年は、お尋ねのように国の臨時交付金を活用しまして、さくらちゃん商品券を対象者に配布をして、お祝いの気持ちを表しましたが、今年は従来の形で開催をお願いをした次第でございます。ぜひご理解をお願いしたいと思います。

それから、まん延防止等重点措置、あるいは緊急事態宣言の発令時における保育園や預か

り保育の自粛要請については、担当課長より、それぞれ状況ですとか経緯について答弁をさせます。

それから、そのほかに町で感染者等が出た場合の対応ということでお尋ねだったと思いますので、お答えします。

町内で感染者が出た場合に県が対応することになっておりますので、県と連携を取った中で、県の指示に従い町が対応することとなります。町としては、主に町民に対する注意喚起ですとか、デマ情報などの防止について広報などを行うこととなります。また、注意喚起については、発生場所や内容、個人や集団など、状況により町で判断することとなります。そのような場合には、対策本部会議において決定されることとなります。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私のほうから、保育施設の自粛要請についてお答えさせていただきたいと思います。

保育施設等の、保育事業所等の自粛要請でございますが、7月29日の本部会議にて決定をいたしまして、7月30日から8月25日まで利用者の自粛要請を行いました。

これにつきましては、近隣市町での大規模なクラスター感染と感染経路が不明な市中感染、感染者の濃厚接触者が特定できなく、大規模な抗原検査体制の構築をするなど、今までに経験したことのない感染状況がありまして、当町にも拡大するおそれがあったということ、また、当該市町から通勤している事業従事者がいたということから、事業所内での感染者が出た場合、事業所を閉鎖するという事となり、保育体制が確保できなくなるおそれがあったということで、家庭で保育ができる方への自粛要請を行いました。その後、感染者数の拡大、減少状況を精査した中で、自粛要請範囲の縮小、自粛要請の解除を行ってまいりました。

また、放課後児童クラブにつきましては、登録人数が60人を超えておりまして、全ての児童を保育ということになりますと、会場の関係で密になりますので、緊急事態宣言下では保育自粛を要請ということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私のほうからは、幼稚園預かり保育の利用自粛についてお答えさせていただきます。

スポーツ施設と同じく、7月に下田市で発生したクラスター関連の感染者が急速に広がっ

たため、河津町にも影響が出るおそれがあると判断し、感染リスクを減らすため、7月29日の対策本部会議において決定し、7月30日から8月10日まで、ご家庭での保育が可能な方に対して自粛のお願いをいたしました。現在は、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、9月12日まで引き続きご家庭での保育が可能な方に自粛をお願いしております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど、お答えを一つ落としたのがございますので、お答えします。

プレミアム商品券の関係ですけれども、実情がちょっとつかめていないものですから、これについては担当課長に実情を調査させまして、配慮できることなのかどうなのか、その辺も含めて、回答にはなりませんけれども、そんなことでご質問にお答えしたいと思います。

それから、議員がお尋ねの学校との対応についてですけれども、現実的には、当時の閉鎖に至った状況の中では特に隣、下田市でクラスターが発生したということがあったもので、町内感染者が出る可能性が大変強く想定をされましたので、そういう中で、対策本部会議の中でも特に下田市との関連の中でそういうことが起きる可能性が高いということで、そんな状況の中で子供たちはかわいそうですけれども、子供たちに感染をさせないということが第一と考えて、そのような判断をしたという、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

最後のほうで言った町内の感染者の問題です。多分町のほうとしては、情報が県のほうからなかなか流れてこないということで、どなたがどんな形で感染しているのかということも、実際問題、町の中としてはつかめていない。それが現状だというようなお話をお伺いしました。そんな中で、それでもやっぱり今ここに来て、在宅の町民の人が死に至るような事例があっちこっちの市町で発生したりしているんで、そこら辺を、要は、もしなった人が保健所に電話しても全然対応をしてくれないとか、そういうようなときに、町として最後のとりでの支援をどのようにしていくのかということも、これは大きな問題じゃないかなというふうに思うので、そこら辺は今回のお答えはそれで結構でございますので、ご検討いただければありがたいなというふうに思っております。

次に、時間もなくなりましたけれども、町の観光協会の役割についてちょっとお伺いしたいと思います。

なぜかという、現在、観光協会事業は、誘客宣伝事業を柱にイベント事業、観光キャンペーン、桜まつりの運営、今井浜海の家、交流館直売所の運営、桜キッチンの運営、そのような事業に取り組んでいると思います。一般社団法人になったの団体でございまして、観光協会を町としてどのような組織として見ているのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、観光協会の役割、あるいは、観光協会をどのように町として考えているのかという点についてお答えします。

観光協会につきましては、町の産業団体として、その役割は大変大きいものだと私も考えております。特に、当町は主要産業が観光でございますので、関連する事業者も多く、町の重要施策の一旦も担っておりまして、また、施設などの指定管理ですとか、運営委託なども行っていただいておりますので、町との関連も深く、重要な団体であると認識はしております。

先ほど、議員がお尋ねのように観光協会は組織が変わりまして、平成28年度までは任意団体として協会運営を行っておりましたが、平成29年度より、観光事業の振興、誘客、地域の生活、文化、経済の向上に発展寄与する団体として、お尋ねのように一般社団法人として独立して運営ができることとなりました。町としては、法人となり、その独自性を発揮して収益事業の展開も可能となりますので、団体として新規の事業に取り組むことができますので、その発展に期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今の町長のお話から、本当に町としては、この観光協会を観光事業の部分において期待をして、何とか頑張ってもらいたいということを認識しているということでございます。

そんな中でどの事業を、いろいろな観光協会の今総会の資料なんかを見させていただきますと、相当いろんな幅の広い事業に取り組んでいらっしゃるというようなことを見ました。町として、観光協会にどのような事業を委託しているのか。また、観光協会の事業計画が作成されていると思うんですけれども、その作成に対して町との協力体制はどんな形であるのか、そこら辺をお伺いできればと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、観光協会の事業の委託状況等についてお答えします。

お尋ねの事業の内容ですとか、計画の作成の協力体制については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、事業の委託内容ということでお答えいたします。

観光協会への主たる委託事業としましては、予算上では観光宣伝委託、また、海水浴場の開設などがございます。その他の事業では、渡邊議員が述べたように、桜まつり実行委員会の事務局とか観光交流館の指定管理などを賄ってもらっております。

事業の計画や内容の打合せということですが、委託の内容につきましては、予算等もございますので、それぞれ事前に打合せを行うなど、行っております。また、変更などもあればその都度協議しております。また、補助金の交付団体でもございます。運営や補助事業についても協議しておりますし、理事会などにも伺いまして、意向とか情報を共有しております。

町の観光につきましては、観光協会が主たる機関であるということは認識しておりますし、先ほど町長が述べましたように、法人としての独自性をもって収益事業に取り組んでもらうということに期待するとともに、今後も持続的に発展できるよう協力体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 時間がなくなりましたので、最後の質問でございますので、お願いいたします。

実際問題、観光協会の運営につきましては、事業計画を作成していく中でやはり思い切った協力体制を町と取り組んで、事業計画を立てていかないといけない。だから、お金がないからこの事業は断念するよというようなことはなくして、観光協会と町とのジョイントの中で必要なお金は町から出していくよというようなことも、これからは考えていただきたいというふうに思っております。

あと、交流館の直売所の運営と桜キッチンの運営はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今のお尋ねは担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、観光交流館の売店、また、桜キッチン、2階の部分の食堂についてどのように考えているかということでございますけれども、観光交流館の売店につきましては、観光協会としても主たる営業収益を期待できる実施事業でございます。しかしながら、コロナ禍の下、近年の収益状況は低迷しております。その改善に現在は取り組んでいるところです。

6月からは、交流館の売店ですけれども、地域おこし協力隊も観光協会に在籍しつつ、販路拡大のためのネットショップの開設、新たな商品開発も取り組んでいただきまして、8月9日にネットショップのほうは開設いたしました。まだまだ商品開発、行っていない面もありまして、ラインナップは弱いのですが、今後新たな商品開発を、また、ふるさと納税とともに充実させて、販売の増加を目指してまいります。

あわせて、商工会を通しまして店舗アドバイザーの指導を受けまして、積極的に展示品の模様替えや表示のポップの指導などを受けて、売場の改善にも取り組んでおります。こうした取り組みは、売上げの向上につながるなど、今後の事業には期待しているところもございます。

交流館2階の食堂エリアです。食堂エリアにつきましては、4月以降、コロナ禍の影響によりまして休業しております。観光協会でも直営で行っておりましたが、この事業におけるやはり経営状態はよくなくて、これまでの営業形態では運営が困難でございます。現在は、どのような業態がいいのか、検証も含めまして検討している状況であると認識しております。

観光協会としましても、交流館という施設の目的、また収益面でも期待するところもあり、今後しばらくは、様々な試みをしつつ様子を見ていくような形になるかと思っております。そんな中でよい方向を見いだしまして、新たな飲食として収益を得られるようなことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員に申し上げます。発言時間を超過しておりますので簡潔に願います。

○9番（渡邊 弘君） はい。ありがとうございました。

やはり観光協会という役割は、河津の観光にとっては欠かすことができない役割かなというふうに思っております。必要なものは、要はそういう支援をして、いい観光協会をつくらせていただきたいというふうに思いますので、ぜひご支援のほうもよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

3番、渡邊昌昭議員。

[3番 渡邊昌昭君登壇]

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。

令和3年第3回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。

私の質問は、次の4件です。

1件目、河津町役場職員等の新型コロナウイルス感染症に係る対応について。

2件目、河津町消防団の再編成について。

3件目、ドローンの導入について。

4件目、町長の今後の町政について。

以上の4件です。

町長、副町長、担当課長の回答をお願いいたします。

1件目、河津町役場職員等の新型コロナウイルス感染症に係る対応についてです。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが発表されて、既に1年以上の月日が経っております。ワクチン接種も計画どおりに進んではおりますが、隣接する地域でもクラスターが発生するなど、その脅威は身近に迫ってきています。

これまで町は、国や県の発生状況によって、ガイドラインに沿った活動をするとともに、対策本部会議を開催して、町に関係する施設の閉鎖、事業やイベントの開催中止、自粛などを検討し、実行してきました。河津町内での新型コロナウイルス感染症の発生は、町民の皆さんの関心の高さ、注意深い行動により、近隣の市町と比較して少ないとは思いますが、このところの毎日のニュースにあるように、いつ大量の感染者が発生してもおかしくはありません。

さらに、当町の役場職員の感染は今のところありませんが、多くの方が来訪する役場においては、このような状況の中でいつ発症してもおかしくはありません。

そこで、質問します。

政府は、人の流れを抑えるためにテレワークやリモートによる仕事の進め方を推奨しています。役場の仕事の内容から、自宅での勤務は難しいのかもしれませんが、町民の方からも、役場へ行くと職員は以前と同様に働いており、密集しているのではないかと聞かれたこともあります。感染回避のために、テレワークの導入、リモート会議の開催、出張や研修の自粛、休み中の移動制限、歓送迎会の制限、時差出勤、計画的な有給休暇の取得などが考えられますが、実際に河津町で実施している感染回避の方策についてお答え願います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員のご質問にお答えします。

1 問目は、新型コロナウイルスの感染症に係る対応はということで、職員等の感染症に係る対策についてご質問ですので、お答えします。

昨年からのコロナの対策の中で、これまで役場庁舎及び会議室の使用については、県などの対応マニュアルに沿った形で、その都度の状況によりまして、毎週月曜日に開催されます管理職による庁議、または対策本部会議の中で対応について協議をして、決定をしております。職員の仕事の関係についてのマニュアルは、特には作成をしてありませんが、職員の個々の判断や各課の対応の中で、職場環境の安全対策を行っている、そういう状況でございます。

私も先ほど答弁したように、庁議や対策本部会議の中で、幾度となく職員に対する注意喚起をお願いして、状況によっては家族への配慮も含めて、公務員としての行動や意識を持つようお願いをしてきたところでございます。

確かに対策していても、いつ起こるか分からないので心配はされるわけですがけれども、河津町の役場を含む公共施設等につきましては、現状の中ではこれからも今のような体制で進

めていきたいと思っております。

これまでの経過ですとかお尋ねの件については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、役場職員の感染回避に取ってきた方策等について答弁させていただきます。

役場職員におけますコロナウイルス感染症の感染回避に対する対応ですが、役場での事務をテレワーク等により自宅で行うということは難しいものと考えておりまして、実施を考慮してはおりません。感染回避として取った方策につきましては、会計年度任用職員も含めまして、出張及び研修については、自粛または会議等はできるだけウェブで対応するという事。それから、職員に対します移動制限は、不要不急の町外への外出の禁止、他市町から通勤している職員等にあつては、必要箇所のみ立ち寄りとして、極力自宅と役場との往復とすること。また、仮にどうしても郡外、県外等へ出なければならない場合においては、行動記録をつけて保管すること。また、職員については、毎日検温をしてくださいというようなことをしております。それから、歓送迎会や仲間等の飲酒等については、県で出しております緊急事態宣言措置に係る静岡県の対応方針に沿って対応するということ、職員に通知をしているところでございます。

また、時差出勤や交代によります有給休暇等の消化については、特に実施ということではありませんが、休暇等については夏季休暇というものがございますので、その取得を推進しているところでございます。

役場としては、何より感染をしないということが第一と考えております。感染リスクを伴う行動を自粛するよう職員には求めているところであり、その旨を周知しているところであります。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 感染しない、これに越したことはありませんが、いつどこで感染してしまうか分からない、これが現在の新型コロナウイルスの感染症なのかなと考えられます。

あつてはならないことなんですけれども、現在の蔓延状況を考えれば、職員が感染することは考えておかなければならないと思います。職員を感染から守らなければなりませんし、役場からクラスターを発生させるわけにもいきません。役場には、町民をはじめ、多くの方

が来訪します。まず、役場の玄関には消毒液は設置されているんですけども、体温の測定機器は置かれておりません。来訪者に注意を促すためにも、体温計、検温計を設置していただきたいと思います。

万が一、職員が感染した場合、庁舎の消毒の計画や実施方法、それから感染者発生の課によりフロアの閉鎖、範囲の設定、それから濃厚接触者の特定と行動範囲についての聞き取り調査者の指名、町民への広報の実施などが早急に求められています。発生する時期によっても状況は異なりますが、それぞれを早急に行わなくてはなりません。これらは事前に決めておく必要があると思いますが、どのくらい決まっているのですか。河津町独自の対応マニュアルは作ってあるのですか。さらに、最悪を想定すると、職員の感染が急激に増加した場合の対応は検討しているのですか。少人数の場合は、感染者は保健所の指示に従うのですが、複数の職員が感染し、多くの濃厚接触者がいる場合には、最悪、庁舎の閉鎖、仮庁舎での業務、窓口業務の縮小、優先業務の選定など、早急な対応が求められます。これらを考えておけば、対策本部での検討事項もさらに的確に対応できると思います。

また、役場の業務の特殊性を考えれば、町民にそのマニュアルを事前に示すことで、安心していただけるのではないのでしょうか。平成26年に制定された河津町新型インフルエンザ等対策行動計画は、状況によって細かく対応策がなされていますが、今回の感染症の爆発的な蔓延と特殊性、危険性を考えれば、予防対応マニュアルは作る必要があると思います。

本県で一番感染者の少ない川根本町では、令和2年4月の段階で、川根本町役場職員等の新型コロナウイルス感染症に係る予防対応マニュアルを作成し、ホームページに掲載しています。その目的として、新型コロナウイルスの感染を防ぐために各種予防策を講じるとともに、今後、町役場職員等が発症した場合を想定し、住民生活への影響を最低限とするため、迅速、適切な対応により、感染の拡大防止を図るための基本となる事項について定められています。内容としては、平常時からの感染防止の取組、飛沫感染の防止、感染が疑われる症状がある場合の対応、職員が医療機関を受診し、検体採取された場合の対応、感染陽性者と判明した場合の対応、濃厚接触者となった場合、感染拡大の防止に向けた対応について、感染が大幅に増加した場合などと、場面に沿った対応が明記されています。さらに、管理職等の第3位までの代行者を事前に定めることや、業務継続計画に定める非常時優先業務に基づき決定するなどとされています。当町でも、役場職員等の新型コロナウイルス感染症に係る予防対応マニュアルは作成しないのでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの新型コロナウイルスの感染症に係る予防対応マニュアルについて、特に役場庁舎の関係ですが、お尋ねですので、お答えします。

先ほどの答弁のとおりですが、万が一のときは、まず県保健所の対応方針に従い、町は対応することとなります。先ほど議員がいろいろ例を出されておりますが、実際のところ、県は特に最近ですけれども、いろんな市だとか役場等の感染の中で対応の指示をしている例もあるかと思えます。そういうことで、県の指示に従うのがまず一番かなと思っています。特に、これは状況等によってもいろいろ違うものですから、まして町は専門家という方がいないものですから、やはり県の指示を仰いで対応していくことが一番なのかなと思っております。

それから、最近の例を見てみますと、昨年と今年と今まで経験をした中で、対応等も若干変わってきている面もあると思えますので、そういう状況を県の保健所等に指示を受けまして、町としては対応するのが一番かなと思っております。

そういうことで、現状ではマニュアル等は考えておりませんが、今までどおりのやり方で進めていきたいかなと思っております。なお、詳細については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、予防対応マニュアル等について答弁をさせていただきます。

大まかな部分については、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、まず、職員に感染者が出た場合の庁舎の消毒についてでございますが、こちらはまず第一には、先ほど町長もお話ししました、保健所の県のほうの指導・指示を受けることとなっております。その指示に従い、庁舎を消毒することになった場合は、基本的には管理者が実施するということとなっておりますが、消毒のノウハウもありませんので、民間業者に委託する予定で、静岡県のパストコントロール協会というところに依頼するということとなっております。

また、委託できないような状況が起きた場合は、これも当然保健所の指導によりますが、薬剤散布機4台と消毒剤、これはアルコールとか次亜塩素のことをいいますけれども、それを備蓄しておりますので、そちらのほうを使って保健所指導により実施すると。この実施体制につきましては、各課から職員に出役していただきまして、3編成で実施するという内容となっております。

庁舎の閉鎖等におきましては、感染した職員の勤務場所やその行動にもよるとは思いますけれども、当該フロアは消毒をするよという指示が出た場合には、この消毒が終了するまでは閉鎖するということになるものと思われま。

濃厚接触者の特定につきましては、こちらのほうについては保健所が行うものと認識しております。ただし、感染が心配される職員等があるかと思しますので、そうなった場合には抗原検査キットを用意しておりますので、そちらのほうを使って、取りあえず感染の状況、有無を判断するというふうに考えているところでございます。

町民への広報については、個人情報保護に注意しながら、県と相談しながら情報提供をしていくというようなことになろうかと思っております。ですから、当然、職員のうち何名が感染したというようなところまでしか情報提供はできないというような形かというふうに思われま。

いずれにしましても、県の指導を仰ぎながら、それぞれの場合によりまして対応していきたいというふうに考えています。

また、新型コロナウイルス感染症対策の独自マニュアルは、先ほど町長が申しましたように、ありませんが、平成30年の3月に策定しました河津町の業務継続計画が、基本的には大規模地震を想定したものでありますが、風水害やその他の危機事象に対する業務継続の考え方も適用できる部分がありますので、そちらのほうに対して可能な範囲で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今まで感染が予想されるということで話してきたわけですが、最悪な状況を想定しておくことで、被害を最小限に抑えることができるのかなと思っております。これら、今、こういうときにはこうするんだということを課長のほうからも説明いただきましたけれども、それら、細かいところまでこれからどんどん詰めていってもらって、後で無駄なことで終わったということになれば一番いいわけですから、その辺も事あるごとに話しておいてもらいたいと思っております。

午前中の一般質問での回答もありましたけれども、希望する高齢者へのワクチン接種も計画どおりに進んだと。学生や64歳以下の町民への接種も計画どおりに進むものだと思うということでしたので、これについてはいいのかなと思っておりますけれども、役場の職員も、若い人ですが、64歳以下になってくるんですけれども、接種の対象になると思っております。この

人たちの職員の接種も計画どおりに進んでいるのですか。都会では、若い人が接種がなかなか進まないと言われていました。職員の皆さんには、ぜひ積極的に接種いただくようお願いしたいと思います。

また、現在、ワクチン接種が感染予防の最大の対策と言われておりますので、計画接種終了後は、これまで滞ってきた各種行事、会合、順次開催しなければならないかと思えます。これらをどのような順に開催していくのか、お答え願いたいと思えます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後のコロナ対策についてお答えします。特にワクチン接種についてお答えします。

先ほど来、答弁しておりますが、65歳以上の方は7月末で基本的に終わらして、8月2日より64歳以下12歳以上の方に接種をしております。これも前倒しをとということで、当初、10月末までのやつを、何とか10月中旬までにできる見通しができましたので、進めていきたいなと思っております。

会場は比較的順調に進んでいるのかなど、私、思っております。当然、医療機関等、あるいは関係する、例えば看護師さんとかいろいろな人の協力があって成り立っていることだと思いますので、今後とも医療機関の協力をお願いして進めたいなと思っております。

それから、職員の関係ですけれども、職員については、64歳以下については、特に優先接種ということはしてございません。ただ、こここのところの接種状況を見ておきますと、職員もそれぞれ自分で申し込んだ中でワクチン接種を進めておりますので、遅くとも10月中旬までには全員終わるものと思っております。そんなことで、職員についても順次行っていると、そういうことでございます。

それから、お尋ねの町の行事の関係ですけれども、先ほども答弁しましたけれども、地区の敬老会ですとか、あるいは町民体育大会、フラワートライアスロン大会などについては、関係者と協議をして中止を決定しております。これまでも状況により、その都度判断をしましたが、今後、ワクチン接種が進み、特に集団免疫ができて、また、治療薬の使用なども行えれば、状況は当然変わるものと考えられます。そういったことで、今後の状況にもよりますが、行事等の開催の可否については、当面はその都度関係者と協議をしながら、開催の可否については決めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） これからの行事については、そのときの状況や関係者の意向等を確認しながら順次開催していく、決定していくということですが、本当に早くそれらがうまく開催できるようになってくれる世界を望みます。

続いて、2問目の質問です。消防団の再編成についてです。

本年4月に消防団が再編成され、20人減って265人となりました。河津町の人口が減少する中ではありますが、面積や各地域の特殊性を考慮すれば、多くの団員を確保する必要があることは理解できる場所ではありますが、今後、消防団を維持するためには、さらなる改革が必要ではないかと考えます。

そこで、本年の新人団員の団員数及び近年の入団者数の変遷というか、どのくらいの方が入団してくださっているのでしょうか。また、団員の平均年齢の推移、やっぱり上がってきているのかなと思いますけれども、どのようになっているのですか。賀茂地域、人口減少が続いておりますが、人口に占める団員の割合はどの程度あって、賀茂地域の中で他市町との比較、比率、どのようになっているのか、お答え願いたいと思います。

さらに、消防団の団員の募集については、消防団員がそれぞれ消防団で活動しながら、地域の人たちに入団を依頼するということが多いようですけれども、その募集について町はどのような対応を取っているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの消防団の再編成についてお答えします。

2項目あったかと思えます。現在の消防団員の状況、もう一つは、他市町との比較ということでお答えします。

消防団の統廃合等の再編成につきましては、消防団独自でも検討していると聞いております。ただ、今後の消防団の在り方として、人員の削減だけではなくて、訓練などによる技術や対応の向上、あるいは資機材の整備や活用、また、広域消防との連携なども含めて考えていかなければならない問題だと思っております。

特に、これまでは火災時などの消火活動に重点が置かれておりましたが、現状の気候変動による風水害ですとか、あるいは心配される地震、津波も心配されますので、幅広い活動が求められておまして、また、町民の人口減少や少子高齢化といった大変大きな問題も背景にあります。消防団は、町民の命と財産を守る身近な救援・救済組織でありまして、万が一のときには大きな力を発揮する重要な役割を持つ組織でありまして、そのボランティア精神を持って活動する姿に私も敬意を表する次第でございます。

今後も、人口減少など団員確保の問題も難しくなりますが、町としても、消防団と改革を含めて今後の方向性についても協議を進めていきたいなと思っております。

なお、お尋ねの2件については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、4月に編成された現在の消防団の状況についてお答えします。

消防団の編成については、若年層の減少や消防団員の高齢化等により、今後、消防団の運営が困難になることが予想されるため、定員削減を実施し、継続的な消防団の組織運営を行っていくことを目的に、平成20年の定員削減以来13年ぶりに定員285名から20名削減し、本年4月から265名で活動しております。また、265名のうち、20名は機能別団員となっております。

ご質問の、本年の新入団員数及び近年の入団者数ですが、本年は10名でした。平成29年から昨年までは、14名から16名が入団しており、直近5年の平均の新入団員数は13.8人となっております。

次に、団員の平均年齢ですが、本部、分団長を除く団員は、19歳から、最年長で49歳が所属しております。本年4月時点での平均年齢は、36歳となっております。平成20年は32歳でしたので、ここ十数年で平均年齢は4歳ほど高くなっております。

次に、本年4月1日時点の人口に占める団員数の比率について、他市町との比較ですが、河津町は3.81%、賀茂管内では、松崎町の3.93%に次いで2番目、県内でも3番目となっております。県内1位は川根本町で4.83%、団員定数2,864人の浜松市は、0.36%で最少となっております。また、賀茂管内では、下田市が1.76%、東伊豆町が2.37%、南伊豆町が3.15%、西伊豆町が3.79%となっております。

団員の募集についてですが、該当者宅を訪問するなど、各分団で勧誘をしております。また、毎年4月に開催される行政連絡委員会においても、新入団員の加入促進をお願いしている状況であります。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 地域の特殊性を考えれば、賀茂郡というところはやっぱり消防団の比率、高いのかなと考えますけれども、260名の方が大体13名ずつ入っていくということは、ざっと平均しても20年以上は務めなければいけないのかなと考えますので、その辺も団員へ

の負担になるのかなと考えます。

本年、消防団員の人数削減が行われてきましたけれども、先ほど課長がおっしゃったとおり、10年以上定数の見直しはなされていませんでしたが、今回定数削減により、近隣の町と大体同じくらいになったのかなとは考えます。けれども、これで満足しては、さらに団員に負担がかかり、消防団の維持自体が難しくなります。

これまで地域や行政区を中心に分団を編成してきましたが、高齢化や人口減少も進む上、団員の勤務先も住居地と異なり、時間帯によっては現在の消防団活動を維持していくことは難しくなっていると思います。

現在、火災などの災害発生地域によって4つの分団が1次出動していますが、それらの地域を1つの分団、塊と考え、その分団の下に現在の分団が、支部とか今いろんな名称があるんでしょうけれども、つくって、人数を減らして配置するなどしていけば、現在の地域性を生かし負担を減らすことができるのではないのでしょうか。

消防団の必要性、地域に密着した隣近所のお兄ちゃんとかが助けに来てくれる、これは非常に地域住民にとっては安心ができるのかなと考えますので、消防団の必要性とこれからの生活の様式の変化に対応した新しい消防団の編成について検討していただけないものでしょうか。今、検討していただいているのであれば、どんどん進めていただきたいと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員のご質問、分団の再編成等のことについてお答えします。

消防団の役割というのは、議員がおっしゃるように、大変大きなものがございます。ただ、先ほど答弁した背景には、人口減少とか少子高齢化の問題も背景にあって、今までのような維持がなかなか難しいような状況があります。そういう中で、今回、定数削減等を行ったわけですが、消防団のほうでも分団の統合等についても併せて検討しておりますので、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 分団の再編成についてですが、過去にも分団統合を行っておりますが、今後も人口減少、若年層の減少傾向が考えられるため、分団や地域の意向を踏まえて、統合などによる再編成を検討していく予定であります。

統合については、過去に行ってきたように、地域性を考慮し、2つ以上の分団を統合し、1つの分団とする方法で検討していくこととなります。松崎町や南伊豆町では、分団の下に分隊を配置しておりますが、そういった再編成は今のところ考えておりません。

今後も継続的な消防団の組織運営を行っていくことを目的に、分団統合や定員削減を検討していくわけですが、山間部が多い当町では、山林火災や土砂崩れなど、自然災害が発生した場合はもちろんのこと、行方不明者の捜索依頼があった場合は、原則3日間捜索活動をするなど、地元の消防団が重要な役割を担うこととなります。

先ほど答弁したとおり、人口に占める団員数は県下3番目で、高い水準となっておりますが、条例定数だけで見ると、265名は35市町中、27番目となっております。今の稲葉団長をはじめ、各分団長、団員がそれぞれ使命感を持って活動しているため、再編成については、安易に削減することによる消防力や地域防災力の低下につながらないように、慎重に検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今、お答えいただきましたけれども、消防団の再編成というか、人員削減、もしくは形の改革というものを常に意識して、実情に合ったものに検討していただくということで、常にその場に合った河津町らしい消防団がうまくできるのかなと思います。

これで今年20名削減したからいいやという形で終わってしまうと、また10年、20年、この改革ができずに終わってしまいますので、常に新しい方策を考えながら、消防団活動が活発にできるようにご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて3番目に、ドローンの導入について質問したいと思ひます。

本年7月、熱海市で大雨による大規模土石流が発生し、多くの犠牲者が出ました。犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。この災害によって多くの罹災者が出たわけですが、県と熱海市では、罹災証明の発行を迅速化するため、住宅などの被害確定調査にドローンや航空写真を活用する方針を決めたと報道発表されました。また、県の下田土木事務所は、本年度、ドローンを導入し、災害対応への運用を開始したと報道されました。

今後、映像による説明などが必要とされるようになってくるのではないのでしょうか。ドローンを導入することによって、庁舎などの維持管理、災害現場の状況調査、農地の状況把握、樹木の維持管理、PR動画の撮影、道路・橋梁の点検管理など多くの面が考えられておりま

す。操縦するには職員の操縦資格も必要となりますが、今後、これを導入していく予定、これはありませんか。お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ドローンの導入についてお伺いですので、お答えします。

ドローンの活用については、本年、伊豆東海岸の伊東・東伊豆・下田の伊豆急沿線の市町と、県や東急、関係企業など無人航空機の活用による地方創生に関する連携協定を本年度結びまして活動を始めたところですが、コロナウイルスの感染拡大の関係で、なかなか現状、進めていない状況もございます。ドローンについては、お尋ねのとおり、活用が幅広く、いろいろな場面で活用が検討されております。

先ほど申しあげました連携協定の中では、今年度、橋梁の点検作業についてドローンを活用する実証実験なども予定しておりまして、河津町でも実験を予定されております。また、先ほど議員からもありましたけれども、この8月初めの集中豪雨により、国道414号の川横地内での崩落状況確認に、下田土木事務所ではドローンを活用した話も聞いてございます。

お尋ねの導入の件につきましては、有資格者の問題もあり、また、役場内での活用内容などについてもまだ未確定でございますので、職員の資格取得補助については推進をし、その他は今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

お尋ねの幾つかの点につきましては、それぞれ担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、ドローンの導入の件について、詳しい部分をちょっと説明させていただきます。

議員のおっしゃったとおりで、活用方法はかなり多数の課にまたがっているというふうには考えております。町長が答弁しておりますように、検討課題ということでございます。しかし、検討課題とはしておりますけれども、町長が答弁をしておりました資格取得の部分については、今月に入って河津町職員自己啓発研修費助成を利用しまして、ドローン検定3級プラス基礎技能講習、そういったものを3名の職員が受講をしているところでございます。こうしたことから、次年度においては、職員研修計画に含めて検討をしたいなというふうには考えております。

また、ドローンの購入及び操縦士育成についても、補助事業としまして、ふじのくにのフロンティアを拓く取組、こういった事業で実施が可能というふうには伺っておりますので、計画、要望をしまして、採択が得られれば、来年度、事業のほうを実施していきたいと、この

ように考えているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、ご質問の中のドローンの導入をできないかということで、その中の橋梁点検についてお答えさせていただきたいと思っております。

橋梁点検につきましては、町長の答弁の中にもありましたとおり、本年度、1橋を選んで実証実験を実施する予定となっております、今後の課題などについて検証することとなっております。

現行の法定点検の中で、すぐにドローンによる点検を採用できるとは、そこまではちょっとまだ考えてはおりませんけれども、実証実験の中でドローンでできること、あと、できないことの整理や、金額や工期、成果品の精度など、多面的に検証できるのではないかと考えております。

橋梁点検につきましては、以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 橋については実証実験をするということで、実際にこれが導入されてくるのかなと考えますと、非常にいいことだと考えます。そして、職員の皆さんの中で3名の方が技能講習に行ったということで、多くの方がこの検定を取っていただいて、操縦資格者になっていただければいいかと思っておりますので、それをどんどん進めていっていただきたいと思っております。

平素は、職員の操作による映像の収集でいいかもしれませんが、それで仕事の効率化がかなり図れるものと思っておりますけれども、有事の際、災害のときや現場に職員を派遣するという余裕がない場合が、特にあるかと思っております。焼津市では、16名の消防団員がドローン操縦者として活躍していると報道されておりますし、そのようなことを考えますと、有事の際に、町からの依頼によりドローンを操縦、状況を報告してもらえるような業者、先ほど広域でということがあったんですけれども、ドローンを操縦して状況を収集、報告してもらえるような業者や団体と特に個別に業務提携などをするという計画はないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ドローンの業務提携の話でございます。万が一のときの対応として、議員お尋ねの、業者との提携等の部分は、現状では特に考えておりません。ただ、町内にも

有資格者がおりますので、その連携とか活用については、今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、ドローンの業務支援提携の話でございますが、前の質問で町長が答弁しておりましたが、航空機の活用によります連携協定、こちらのほうについてちょっと説明させていただきたいと思います。

伊東市、東伊豆町、河津町、下田市の4市町と、1社、日本ドローンコンソーシアム及び静岡県の東京事務所、三島信用金庫、三信建材工業（株）、国際航業（株）、（株）森本組、（株）日立システムズ、（株）K a n a t t a、東急（株）、東急テクノシステム（株）、伊豆急ホールディングス（株）によりまして、航空機の活用による地方創生の推進に関する連携協定を本年の3月25日に締結しております。

この協定は、無人航空機を活用した研修、研究、開発及び実証実験等を推進することにより、地域社会の課題の解決を図り、地方創生に寄与することを目的としております。この実証実験というのは、先ほど建設課長からありました、橋梁の点検という形を河津町で実施するというような内容になってございます。

本協定書の第4条に、災害時対応と協力体制の構築ということで、災害時に必要があると認めるときは、地方公共団体から三信建材工業等の提携企業に対し協力要請及び協力体制を整えるよう努める内容の規定があり、有事においての力強い味方になるものというふうに考えています。

また、町長の答弁にもありましたように、地元の有資格者につきましても、連携等の協力協定の検討をしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） そのような連携協定ができているということで、一つは安心したところもあります。地元の有資格者、これについても、いろんな災害でいろんな写真を撮ってくださっておりますし、以前のカップ橋の崩落、それとか今年の梨本の川横地区の土砂災害、交通遮断のところの写真なんかも、私、見せてもらいましたけれども、それらも持っていらっしゃるということで、報道提供するときにそれらのものを提携しておけば、借り受けることができるのかな、このようにも思いますし、今後の参考になればいいかと思っておりますので、

そのような計画、いろんな打合せ、詰めていってもらえればいいのか、このように考えます。よろしくをお願いします。

それでは、4問目の質問に移らせていただきます。

町長の今後の町政についてということでお聞きします。

前回、6月の第2回定例会で、私は町長の今後の町政について質問させていただきました。今後、どうするんですかとこのように聞いたところなんですけれども、町長の回答は、白紙の状態である、今後、関係者と相談して決めていきたいとのことでした。4年の間に畑を耕し、収穫を迎える事業もありましたし、種をまき、芽が出始めたものもあります。任期の途中で新型コロナウイルス感染症、これにより多くの事業が足踏みされているものもあります。こんなときだからこそ、町長には情報公開と町民参加のまちづくりを基本施策として、行政、議会、住民が一体となったオール河津のまちづくりを、一生懸命、真面目、真剣をモットーにして取り組み続けていただきたいと思いますと考えております。

11月9日告示、14日投票と、町長選挙の日程も決まってきました。町長の考えをお教えてください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私の今後の町政についてのお尋ねですので、お答えしたいと思います。

私の今後の町政への取組については、議員お尋ねのように、さきの6月定例議会において、現状では白紙の状態と議員の質問に答弁をいたしました。その理由として、昨年から継続して社会全体に大きな影響を与えております新型コロナウイルス感染症対策を、国や県、町と社会全体で取り組んでいる状況でありまして、当面はこの対策に全力で力を注いでいかなければならないと、そういう思いで議員の答弁に答えた次第でございます。

この間、約3か月が経ちまして、11月に予定されている町長選挙への出馬要請について、町民の多くの方々から思いを聞かせていただくことがありまして、決断が迫っていると思っております。現在の私の気持ちについて答弁をいたします。

私はこれまで、人口減少対策や少子高齢化対策、安全・安心対策を中心に、7つの公約の実現に向けて行ってきました。議員お尋ねのように、まだまだ種をまかねばならないもの、既に種をまき、これから育てるものもあり、これまで進めてきた責任や夢も感じております。また、当面のコロナウイルスの対策について、県下に緊急事態宣言が発令され、まさに県全体が最大級の危機に直面している状況下で、これまで以上に取り組む課題も多くあり、その

対策は行政の使命でもありと思っております。

今、私が思うことは、行政を進める多くの課題もある中で、まず現状の新型コロナウイルスから町民の命と暮らしを守るという大変重要な問題について、いつかの猶予や停滞が許されず、使命感、責任感を持って真剣に、そして前向きに捉え、対策に取り組む決断をしなければならないと思っております。

今後、最終的には、身の振り方については、新型コロナウイルスの感染症対策の中ですが、私の気持ちを後援会など関係者に伝えた上で、近い時期、正式に決定をしたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今、コロナの感染下のさなか、投げ出すわけにはいかないということで、町長は今後、また相談して決めたいということですが、もう本当に11月9日告示ということで、期日も迫っております。町長を信頼していいのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま私の気持ちを伝えたとおりでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 強い信念が町長からは感じられるところではありますが、ぜひともこのコロナの大変な時期、うまく乗り切って町民を救っていただきたいと考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

午後2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問を許します。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和3年河津町議会第3回定例会開催に当たりまして一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので一問一答方式で質問させていただきます。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、夜間火災発生時の同報無線活用の見直しについて。

2件目、河津小学校（統合小学校）について。

3件目、フッ化物洗口について。

以上3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

早速ですが、1件目、夜間火災発生時の同報無線活用の見直しについてお伺いします。

この件につきましては、前回の6月議会でも同僚議員が一般質問をされており、その中で消防団員の夜間火災の招集においては3つの問題要因から、現在、夜間火災においては同報無線活用による夜間呼集を行っていないと担当課長が答弁されております。理由としては、1つ目、夜間のサイレンがうるさいと苦情がある。2つ目、野次馬が消火作業の妨げになる。3つ目、役場庁舎内の夜間警備を外部委託したためと、また町長も併せて、いち早く対応できる体制は整えているという答弁をされております。

そんな中、防災課が発足され、7月1日に初めての夜間、それも深夜、大雨の中で私の地元、田中地区内で火災が発生しました。今回連続しての質問になりますが、一般質問をさせていただきたいと思います。

実際、ここにいらっしゃる皆さん、7月1日に深夜大雨の中、火災があったことをご存じでしょうか。この火災は、田中地区サンシニア付近で納屋を全焼する建物火災で、幸いけが人はおらず、天候が大雨ということもあったのか延焼もせず鎮火できた火災でした。この火災で消火活動をされた皆様におかれましては、深夜から早朝にかけ、また非常に強い大雨の中の消火活動、大変だったことと、この場をお借り厚く御礼申し上げます。ありがとうございます

いました。

しかしながら、この火災でけが人がなかったこと、また延焼しなかったこと、大雨という偶然も重なり何もなく済んだ、深夜火災だからこそ問題点の洗い出し、検証、見直しをする必要があるのではないか。改めて検証したいと思います。

7月1日深夜2時56分頃、分署のポンプ車が半鐘を鳴らしながら私の家の前を通過し、サンシニアの入り口の坂を上っていきました。その際、私がテレフォンガイドに電話したら、田中地区で建物火災のため消防車が出動しておりますということでした。

すると、一旦坂を上った分署のポンプ車が火事場を間違えたのか、坂を下り寺林工務店さんのおうちのところに入っていました。自分も前回の質問のように、野次馬になってはいけないと思い、大雨の中カップを着、自転車で火事場へ向かいました。すると、10分団員が入り口を誘導し、4分団がポンプ車を水利につけ消火活動をされていました。大枠はそんな流れだったかと思います。

また、今回の質問に際し、防災課から平成29年、下佐ヶ野で夕方に起きた建物火災と、今回の田中での火災の消防団火災出動報告書をいただいたのですが、下佐ヶ野の火災は同報無線呼集から10分以内に第一出動が火事場に到着しており、第二出動も要請から10分以内で各分団到着しております。夕方の時間、また活動時間ということもあるかと思いますが、同報無線の活用がされ、素早く出動がされたと感じました。

今回の田中の火災は同報が鳴らず、雨の深夜、最悪の状況の中、団員の意識に頼る招集、実際どのような状況だったのか。前回6月議会の担当課長の答弁の中で、メールでは夜間着信が分かりにくいといった問題もあるため、消防団でも独自に夜間火災緊急連絡網を作成し、各分団長へ電話連絡をする体制をとっていると。この辺りも招集に対し機能したのか。

そこで、お伺いします。

①改めて確認になりますが、夜間火災についての本部、消防団員招集について、現状の連絡方法は。

②7月29日に分団長会議が行われたと聞いているが、今回7月1日の深夜の火災において、問題点などはなかったのか。もし問題点等があった場合、その検証、改善は話し合われたのか。

③この火災での消防団団員の出動状況は。

以上3件についてお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の夜間火災発生時の同報無線の活用の見直しについて、具体的には団員招集のための連絡関係あるいは7月1日に田中区で起きた火災の問題点の検証、3つ目は団員等の出動状況についてお尋ねですのでお答えします。

1点目の団員招集のための連絡については、これは何回も今までご答弁しております。繰り返しのようになりますがご了承ください。

火災の場合には、まず行政消防署である消防署の119番に一報が入り、出動して初期消火に当たります。消防団についても、団長以下、担当分団などに連絡がされます。時間差はありますが、現場にはまず常設の消防車が駆けつけ対応しますので、状況によりベストではないにしろいち早く対応できる体制は確立されているものと考えております。

7月1日の火災の問題点、検証でございますが、特に私は聞いておりませんが、雨のために隣近所の人たちが気がつくのが遅かったという話は聞いております。

それから、3つ目のこの火災での出動状況でございますが、2点目の改善と問題点、あるいは出動状況については担当課長よりそれぞれ答弁させます。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、まず連絡体制ですが、夜間に火災が発生すると下田消防本部から団長、副団長、本部部長と各分団の分団長、副分団長、部長に火災情報メールが届きます。この火災情報メールは全団員に届かないため、各分団ではメール受信後、班長以下の団員に連絡を取るようになります。団員が詰所に参集後、メールの情報と添付された地図を確認した上で、火災発生地区に応じた担当分団は直ちに待機出動をすることになります。

また、役場消防団担当者には下田消防本部より直接電話連絡が入りますので、直ちに現場に向かいます。

なお、火災の状況により第二出動、第三出動となるわけですが、その際は同報無線でサイレンを鳴らして分団の出動を要請することになっております。

消防団で独自に作成した夜間火災等緊急連絡網については、メールによる連絡を補完するために、本部部長から各分団長に電話連絡をするようになっております。

今回の火災では、大雨が降っていたことや火災の規模などから、現場の判断でされておられません。

次に、今回の火災の問題点、現場検証改善についてですが、まず、火災当日は現場撤収後、団長以下本部員は役場に集合し、各分団の出動状況などの確認をしております。その後、7月21日に開催した本部会議、7月29日に開催した本部分団長会議では、今回の火災における

消火活動については特に問題はなかったとのことですが、やはり下田消防本部からの火災情報メールの着信に気づきにくいといった意見は出ているようでした。

先ほども申し上げましたが、メール受信後、各分団は各々の連絡方法で詰所に集合し、出動するわけですが、当日は第一出動した分団以外の分団も詰所に待機しており、火災の状況によっては、その後の第二、第三出動になるのですが、その出動に対応できる体制はとれておりました。

今後は、火災情報メールの登録団員を増やす、できれば全団員を登録するなど連絡体制の強化を検討していきたいと考えております。

次に、出動状況ですが、今回、田中地区の火災では、地元4分団、隣接分団として3分団、5分団、10分団が第一出動することになっております。

現場では、最初に到着した消防河津分署のポンプ車が放水を始めており、その後、10分団、4分団が到着しました。火災の状況と、当日は大雨が降っていたことなどを考慮し、団長の指示により10分団、3分団、5分団は詰所待機としました。消防団の出動人員は、本部7名、4分団16名、計23名、ポンプ車1台、鎮火後の警戒のためホース5本を使用しております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 答弁いただきました。

今の体制を少し見直す、電話連絡等、受信メールも団員全員に登録させるという体制を変化させるということは本当にいいことだと思います。こういう何もなかった火災だからこそ、体制の見直しとか問題点を出していかないと、なかなか深夜の火災ということ自体が少ないわけであって、何もなかったからよかったよ、問題がなかったよ、これで済まされたらちょっとどうしようもないなど、正直なところ私も思ったものですから、今回こういう質問をさせていただいたんですけれども、今まで僕ら消防団員としても17年務めさせていただいたんですけれども、その中でも夜間同報が鳴ると、もうすっ飛び起きてみたい、消防の分署のポンプ車が通ると起きるみたいな部分が、何気なく体にしみているような感じで過ごしているものですから、ぜひとも、本当に何もなかったことを生かして体制を見直していただきたい。

今回10分団が来て、4分団が後から来た。実際のところ、やっぱり分署のポンプ車が一番最初に出ますから、10分団さんが先に来られたのかな、そんな気がします。本来であればやっぱり地元分団がというところもありますけれども、このシステム本当にいいのかなという

ことにちょっと疑問を呈しますんで、また後ほどお伺いできればと思います。

今回、地元の火災ということもあって、火災後、何人かの火災現場付近の方々にお話も聞き回りました。その際、第一通報者の方は、外で雨でないパチパチという音が聞こえ、外を見ると真っ赤に染まった火柱が立ち上っており、火事だということに気がつき110番通報をされ、近所の方々へ知らせなければならないという思いで、まず火事場の隣の家へ向かった。そのお宅は材木置き場もあり、延焼したら大変と玄関をたたき、呼び鈴を鳴らしても、大雨の音と深夜ということもあり気づいてくれない。大雨の中、別の近所を何軒も何軒も回ったけれども、ほとんどが気づいてくれない。

そんな中、元区長経験者の方が起きてくれ、一緒にご近所を回り、火事場のお宅に止まっていた軽自動車を動かそうとしたけどハンドルロックがかかり動かないなど、とにかく分署のポンプ車が到着するまでの間、ご近所へ大雨の中、火災を伝えようと必死に回ったが、深夜就寝中の方を起こすことはできない大変さを痛感したということでした。

こんなことが現場で起きている。火事が起っているのに近所の方が気づかない、この体制で本当に町民の生命と財産が守れるのでしょうか。以前のように同報無線が流れれば、住民もまずは自分の周りをお確かめ、初期消火や避難を促すこともできるのではないか。自分も今までいろんな方々の質問や話を聞く中で、消防団招集について目がいきがちだった視点が、今回の火災の話を住民の方々に聞き回り、地域住民への周知が何よりも大切であり、重要ということを再確認し、視点を変えて質問をしたいと思います。

①今の体制で地域住民への周知方法を当局はどのようにお考えか。

②やはり2年間夜間招集の体制を変更したが、今回を含め、現状の体制は不具合が起きているのではないか。近隣市町に関係なく、河津方式という見直しを考えるべきではないか。

以上2件お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの2点について答弁します。

周知方法と見直しについての件でございます。

まず、今回の火災を通していろんな議員がお尋ねの件があるわけでございますけれども、特に近隣への連絡や周知は行ってないわけです。というのは、夜間の火災、今回はたまたま小規模だったんですけれども、まず、一次的には団員をいかに招集するかということでございます。その方法を今までサイレンであったものを、今回はメール方式に変えたということでございます。そういう中で、特に夜間のサイレンについては、議員お尋ねの最初の部分

でありましたけれども、いろんな考え方がございます。今回たまたま小規模であって第一出動だけで終わったものですからサイレンを鳴らさなかったわけです。これが第二出動まであれば全町に流すことになっておりますので、そこはちょっと若干違うことがありますので、一次的には団員をいかに招集するかということのサイレンの使い方位置付けだと思います。

ただ、私思うには、知らせる意味も若干あるかと思えます。住民の方の理解がないとだめだと思いますけれども、サイレンについても理解がないとだめだと思いますけれども、サイレンを鳴らすことによって近所の方や、あるいは親戚の心配されている方が安心する。あるいは近所の方については、例えば避難誘導ですとか、協力できるのかなと思えますけれども、それについても、今までの経緯からするといろんな考え方があって難しい中で、今回のような方式にさせていただいたと。ただ一次的な消防団員を早期に招集するという点は、私は今のところ確保されているのかなと思っております。

今回、小規模だったということと、第二出動までかからなかったということがあったものですから、広く知らせることができなかったということが大きな点だと思います。そういう中で、特に近隣の方々の周知は行っておりませんが、現場の担当区長さんには一応連絡がいくことになっております。通常は現場の到着のサイレンの音などで近隣火災に気がつくものと考えております。それ以外では、第一出動については同報無線は流しませんが、第二出動の場合には同報無線が流れますので、先ほど言ったように把握できるものだと思いますが、今回は第一出動だけだったということも、近所の方が分からなかったということがあるかもしれません。

もう一つは、大雨だったということも音に気がつかなかったということもあるかもしれません。先ほどの答弁のとおりでございますけれども、田中地区の火災については、そういう意味で、近所の方が気がつくのが遅くなったという、そういう問題点はあったかと思えます。

それから、見直しの関係でございますけれども、先ほど言ったように、この仕組みをつくるに当たっては、消防団等にも協力・理解をお願いしているところでございます。そういう中で、先ほど申したように、今回の件でメールの見直しをしようということで、団員のメール配信についてはもう少し広くやっということで対応をしたいと思っております。

それから、現状を聞きますと、各分団で分団長等の確認も、何か団員からの連絡も行くようになっていようですので、比較的、団員同士の中ではやり取りがあるのかなと思っておりますけれども、ただ気がつくか気がつかないかという問題があるものですから、そういう面で、数を増やすことによって気がつくことをしようということで今回対応させております。

そういう中で、確かに時間差はありますが、現場にはまず常設消防が駆けつけ対応しますので、現状ではベストでないにしろいち早く対応できる体制は、繰り返しておりますが、確立されているものと考えております。

また、団員の意識についても、スムーズに行動ができるように日頃から情報の管理に気をつけるように特にお願いをしたいと思っております。

先ほど申しましたように、サイレンの考え方について大変難しい、人によって反応が違ったりとか、特に夜間だといろいろな部分があります。全町的に流すのかという話になって、いろんな考え方もあるものですから、その辺も含めて、なかなか元に戻すのは難しいなという現状でございます。ただ、先ほどから言っているように、今回の件で少し工夫をしながら、中でできることを対応していきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 本当に一つずつ改善をぜひ、特に深夜火災においては、やっぱり気づかなくて、第一通報者の方も本当に心配していたのが、その近所の方々が本当に心配していたのが、ふだんは西風が吹くと風が強くても、あそこの地区というのは風が回っちゃって、本当に天気がいい日で風が強かったらあんなもので済まなかったよということをみんな口々におっしゃってまして、大川さん、ぜひ町に伝えてという思いが本当に今回強く上がってきたものですから、やっぱり当局としても一度変えたものは確かに戻せないのかもしれないけれども、町民の生命、財産を守る消防団活動を遂行するならば、消防団員の呼集とか、地域住民の周知はもう一回考えていただければと。考えてくれないのかもしれないんですけども、町民誰に聞いても今の体制よくないよという声をよく聞きますので、もう一回また検討してもらえるような形をぜひとっていただければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、2件目に入りたいと思います。

町長の行政報告ともかなり重なるところがあるかもしれませんが、よろしく願いします。河津小学校（統合小学校）についてお伺いしたいと思います。

令和元年7月に町より河津町立小学校統合準備委員会に河津町立3小学校統合に関する具体的課題事項について諮問され、その年の12月に以下のように準備委員会から答申されました。

河津町内3小学校を閉校し、新校舎を建設し新たな統合小学校を開校する。開設時期、令

和5年度、開設場所、河津中学校周辺、当面の間は南小学校校舎を活用する。学校形態、中学校と小学校の連携を深めた小中一貫校ということで、ここ最近では統合小学校名が河津小学校に決まり、また回覧板などで校歌や校章などの公募も行われ、この夏休み期間中には南小学校のトイレ改修など、令和5年度開校に向け3小学校の統合に向けた動きがスピード感を持って進められているなど感じるようです。

今後、諮問事項の中のいわゆる後発的諮問事項等どのように決められていくのか、令和5年度開校に向け、どのように進められていくのか。また、いずれ進められる小中一貫校の施設一体型はどのように進められていかれるのか。その際、幼稚園はどのようになるのか。今後の統合に向けたタイムスケジュール、統合後の予定を今現在分かる範囲で結構ですのでお聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、統合小学校について、特にタイムスケジュールについてお尋ねですのでお答えします。

行政報告でも申し上げましたけれども、統合準備委員会に対する諮問の答申は一通り全てを終了いたしました。最後の答申をいただきまして、今後順調にスケジュールが進むものと思っております。答申どおり令和5年4月の予定で統合に向けて準備を進めております。

それから、詳細については、現在、後発的な事項がいろんなものがあるものですから進めておりますので、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） それでは最初に、後発的諮問事項の方針がどのように決定されたのかについて答弁させていただきます。

通学方法、協定服、PTA組織について、3月12日に統合準備委員会より答申をいただき、同月17日の総合教育会議において、答申内容に沿って進める方針を決定しました。その後、内容について広報かわづ4月号でお知らせしております。

通学方法は、東小、西小及び南小、縄地地区の児童は公共交通機関での登校とし、通学援助については通学距離の4キロ以上の児童及び東小、西小学区の児童について補助を行うことを検討しています。

協定服は新小学校のPTA組織で検討していただきます。PTA組織は、河津中学校のPTA組織を参考とし、人数はPTA連絡協議会で検討していただく予定です。

小中一貫校の施設一体型はどのように進めるかのご質問ですが、学校形態は中学校と小

学校の連携を深めた小中一貫教育を目指しますが、現時点で施設一体型につきましては新校舎の建設を計画するときに検討するものと考えております。

また、幼稚園についてですが、8月10日に統合準備委員会より統合小学校が中学校周辺へ移転するときに一緒に隣接地へ移転することと答申をいただき、8月25日に総合教育会議で答申内容を確認し、将来の河津町の幼児教育の在り方等も含めて、今後、方針を検討することとなりました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 施設一体型は、移動するときに考えましょうということで、現況はやむを得ないのかなと思います。今日の町長の行政報告を含めて、統合に向けて大分細かいところまで検討されて安心しました。大変だと思いますが、令和5年度開校に向けていいスタートが切れるように、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

先日、こども議会でも質問をされておりましたが、3小学校にはそれぞれ文化・伝統があり、西小学校の梅取り、南小学校の100年を超える歴史や伝統、東小学校の姉妹都市交流等、それぞれの学校が自分たちの地域に誇りを持ち、ふるさと河津を愛する思いを育む文化・伝統を、新たな河津小学校でも築いていけるような学校にしていだけないか。新しい文化・伝統づくりはどのようにスタートをし、どのように残す、残さないを検討されるのかお伺ひします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、統合後の文化・伝承継承についてお答えします。

これまで3小学校については長い歴史の中で文化・伝統があろうかと思ひます。それは議員のおっしゃるとおりだと思ひます。特に伝統ある多くの行事はどのようにするか、あるいは新たな統合小学校では特に検討しなければならないと思ひておひます。その中には、子供たちの教育に係る時間数などの問題が今後出てきていると思ひます。いろいろの制約の中で種々選択しなければならない、そういうこともあるかと思ひます。新たな小学校の方針などを含めて、教育学校現場の中で検討され決まていくことと思ひます。

ただ、私の気持ちとしては、先日のこども議会でも、子供たちも統合後にどのようになるか心配の声も聞かれました。そういう中で私も、子供たちにとつても、行事は思い出深く、学習教材に勝るものがあると感じておひます。私としてはできるだけ残してほしいと思ひますが、慎重なる検討をお願ひしたいなと思ひておひます。

お尋ねの詳細につきましては教育長に答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 各学校の文化とか伝統行事を統合後、小学校にどういうふうにかかしていくのかという質問だと思います。現状の考え方、取組をお答えしたいと思います。

今、町長の答弁にもありましたが、学校の文化・伝統の行事についてはそれぞれ意義があります。地域の特性と相まって、そこに生活する児童の学びや成長を育む価値ある要素があったので、学校文化や伝統が長く実施、尊重されてきたかと考えています。

したがって、新しい小学校においても、子供たちの学びや成長を豊かに育むものについては継承・存続をしていきたいと考えています。

ただ、学校教育は意図的・計画的に行われる営みです。年間の指導時数に限りがあります。子供にとってよいもの、価値あるものだからといってやみくもに導入すると、教育効果を上げることにはなりません。授業、特別活動、学校行事等活動のバランスや児童の負担などを見極める必要もあります。

そうした観点から、令和3年度は教育計画の骨格作成の年度と位置づけ、新教育課程研究会を組織して計画の骨子の検討を行っています。4月からこれまで5回実施し、日課表、学校行事などについての骨組みを検討しました。

令和4年度は、小学校の全ての先生方でこの教育計画の再検討をお願いするつもりです。実施計画、実施方法など肉づけを行っていただく予定であります。そして、最終的に令和5年3月下旬から令和5年4月上旬に新小学校に勤務する先生方が指導を行う視点から吟味を行い、修正を加えることを河津町校長会の中でスケジュールとして確認をしています。

このような過程を通す中、これまでの学校文化や学校行事の数も視野に入れて、子供たちの学びを広げ、心身の成長につながる、魅力ある教育計画の作成を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 町長も教育長も、限りある時間の中でいいものを取り入れたい、思いは皆さん一緒だよということだと思います。なかなかもう時間がない中で、いろいろな文化・伝統を詰め込むというのもなかなか厳しいのかもしれませんが、少しでも河津の子供たちが自分のふるさとを愛する、思い、育みができるような学びを、ぜひ令和5年のス

スタートにはいいスタートが切れるように再度お願いして、次の質問に移りたいと思います。

私も、平成25年度に南小学校のPTA会長を経験させていただき、東日本大震災から2年ぐらいの年だったのと、自分自身も消防団の旅行で石巻市内や大川小学校など現地の方に案内をしていただき、その惨状を目の当たりにしたものですから、その年、南小学校PTAのテーマを防災と設定し、家庭教育学級を含め、保護者みんなで子供たちの安全、命を守ることを考え、その1年進めてまいりました。

その一環として、地域の方々とPTA活動の連携を図るということを含め、南小学校区の区長さん、警察、消防、学校側から校長、教頭、また幼稚園の園長にもご参加をいただき、地域連携会議を設けたのですが、PTAの任期は1年なので、その年しか運用されませんでした。ぜひ地域を含めた防災、学校の現状、地域と連携を図る会議を設けてはいかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、新小学校での地域等連携会議等の設置についてお答えします。

統合小学校については新小学校として新たな特色を持った学校づくりが望まれます。そうした中で、議員のお尋ねの件と重なりますが、私も、地域の風が行きかう学校が河津らしい特色だと思っておりますので、地域と結びつく方法として、組織、行事、協力関係などをどのようにつくっていくのか、今後詰めていく必要があると思います。

お尋ねの件については、その考えなど教育長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 小学校統合後の学校と地域との連携について、今考えていることをお話ししたいと思います。

平成27年12月、中央教育審議会から新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働の在り方と今後の推進方策についてという答申が出されています。その答申に基づいて文部科学省が学校運営協議会の組織の設置を努力義務にすること、そして学校運営協議会の役割を充実させることなどを内容とする法律の改正を行いました。平成29年4月1日より施行されています。

現在、河津町の教育委員会では、国や県の方針また小学校統合準備委員会の答申を受けて、令和3年2月より5名の委員による学校運営協議会研究会を発足させ、これまで5回の会合を行ってきています。学校運営協議会の設置を行うことで学校と地域住民等が力を合わせて

学校の運営に取り組むことが可能になります。また、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みともなります。

学校では、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていけるものと考えています。

令和5年4月の河津版の学校運営協議会の設立に向けて、これから設置要綱の制定、委員の人選など具体的な内容を整えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） もう既に平成29年より学校運営協議会という形で施行されているんだなど。ありがとうございました。

本当に町長が言ったように、ぜひ新しい学校は、もちろん中学校、幼稚園と統合というか、それぞれが一つにはなっているんですけども、今回やはり3校を一緒にして、その特色を持たせるということを含め、地域の方々と風をつなぐじゃないですけども、町長の今いい言葉でしたけれども、そういう連携を図れるような学校づくりをぜひお願いして、またその先の小中一貫校をしっかりと進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど申し上げた、私が行ったその当時の地域連携会議なんですけれども、幼稚園の園長からすごく頭に残った一言がありまして、東日本大震災があった後なんですけれども、訓練は毎月しておりますが、本当に地震が来たときに、私たち10人ぐらいの職員で泣き叫ぶ子供たちを避難させることができるのか本当に心配ですと言われたことがすごく印象的で、今でも頭の中に残ってしまっていて、区長さんたちもそれに関してはすごく思いがあったみたいで、熱く議論させていただいたことを覚えております。ぜひ令和5年の学校運営協議会の場も、そういう闊達な意見が出るような、地域と学校の連携を推進できるような、地域が学校を見守るような協議会にしていいただければと思いますので、よろしく願いします。

続きまして、3件目、フッ化物洗口についてお伺いします。

静岡県は、平成21年12月に静岡県民の歯や口の健康づくり条例を制定し、その目的としては、「歯や口の機能が全身の健康を維持する上で重要な役割を果たしている」と始まり、「歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康の増進に寄与することを目的とする」と示し、80歳で自分の歯20本という8020運動の推進など、全身の健康は歯や口と密接な関係があるということをこの県条例は定めています。

その際、歯を強くする虫歯予防に有効的な手段として挙げられる一つとしてフッ化物洗口があります。今回一般質問をする上で、町内の学校医である歯医者さんからお話を伺い、頂いた資料では、フッ化物洗口による虫歯予防効果は、諸外国の報告では20%から50%、最近の我が国の報告では31%から79%とかなり高い数字が示されており、フッ化物洗口は虫歯予防には有効的な手段と言えることが示されており、中でもフッ化物洗口の国内先進地域として挙げられるのが新潟県です。

新潟県ではこんな数字が出ていました。フッ化物洗口を小学校から始めた虫歯予防率の平均は38.8%、4歳児から始めた子供の虫歯予防率の平均は78.9%と、フッ化物洗口は小学校就学前から開始し、学校で継続されることが望ましく、まさに8020運動を推進する上でもフッ化物洗口は有効的な施策であると感じます。

そこで、お伺いします。

- ①河津町における歯科保健対策はどのように進められているのか。
- ②近隣市町での教育機関における歯科保健対策においてフッ化物洗口の現状は。
- ③河津町におけるフッ化物洗口の状況と効果は。

以上、3件お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員お尋ねのフッ化物洗口について3点ございましたのでお答えします。

1つ目の河津町における歯科保健対策について私のほうから答弁します。それから2つ目の教育機関における歯科保健対策の現状、あるいはフッ化物洗口の効果については、それぞれ担当課長より答弁させます。

それでは、町における歯科保健対策でございます。

河津町の幼児の歯科有病率は県平均に比べ高く、その対策として、虫歯が増え始める3歳前に歯科指導を行い、虫歯予防に対する意識を高めております。また育児相談の際にも、奇数月に乳歯の虫歯予防のためのフッ素塗布を令和2年度は12人に6回実施をいたしました。また、幼稚園、保育園に出向き歯磨き指導も行っております。高齢者については、歯の喪失の予防として歯周病検診を40歳、50歳、60歳、70歳になる人を対象に、令和2年度は57人が受診をしました。歯科保健事業としてのフッ素洗口事業については、永久歯の乳歯予防対策として歯磨きや砂糖の摂取制限に加え、歯の質を高めるために幼稚園、保育園の年中及び年長児、4、5歳児を対象に、さくら幼稚園では週1回法、わかば保育園では週5回法で1分

間実施をいたしました。令和2年度では対象者86人全員が行いました。西小学校では、1年生から3年生まで対象者33人が週1回法で計21回行いました。

お尋ねの2問目、3問目については、それぞれ担当課長より答弁いたします。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私のほうからは、近隣市町でのフッ化物洗口の状況についてお答えします。

賀茂地域における小学校でのフッ化物洗口の実施状況ですが、賀茂地域の19小学校のうち学校内で実施しているのは東伊豆町の熱川小、稲取小、南伊豆町の東小、それと河津町の西小の4校となっています。また、中学校で行っている学校はありませんでした。

以上です。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは、河津町におけるフッ化物洗口の状況と効果について回答させていただきたいと思います。

町長の回答とちょっと重複する点もあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

まず、当町では、わかば保育園につきましては0.05%のフッ化ナトリウム水溶液を1回7ミリリットル週5回の1分間うがいで行っております。さくら幼稚園につきましては0.1%のフッ化ナトリウム水溶液1回7ミリリットルを週1回、1分間のうがいの方法で行っております。

また、西小学校につきましては、0.2%のフッ化ナトリウム水溶液、1回10ミリリットルを週1回、1分間のうがいをする方法で行っております。ほか小学校の希望者個人に対しましては、0.05%のフッ化ナトリウム水溶液を1回10ミリリットルを毎日1分間うがいする方法で行っていただいております。

予防効果ですが、厚生労働省の生活習慣病予防のための健康情報サイトでは、虫歯予防効果は約30から80%とされております。第1大臼歯の萌出時期に合わせました開始と長期間継続することが重要であり、小学校入学後の実施群の有効性が30%に対し、就学前、4歳児からの実施群では40から80%、就学前からの実施で高い予防効果を得ることが示されております。

また、中学校卒業時まで実施した場合で比べますと、20歳での虫歯有病状況を洗口しなかった群と比べますと50から58%の予防効果があると報告をされているところです。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 今、課長の答弁をいただいて、フッ化物、虫歯予防にはかなりの予防効果があるということを示していただきました。私もフッ素とか、正直言うとそういう世代でなかったものですから、ぴんときなかつたんですけれども、今回、歯科医の校医の先生からお話を聞いて、歯磨きは口腔衛生、歯周病予防だそうです。幼児から子供たちに向けては虫歯予防で、やっぱりフッ素はいいんですよと歯医者さんがおっしゃっていましたので、今回一応そんな形でした。

あと、学校医の歯医者さんがこんなこともおっしゃっておいりました。人の歯は3歳から4歳で20本の乳歯が生えそろう、そちらはいずれ全部抜け、永久歯に生え変わる、5歳から7歳で奥歯が4本生え、それは第1大臼歯といい、大人の歯の中でも大きく、かむ力が強い大事な歯だそうです。

次に、中学校卒業までに生える最後の永久歯が同じように奥歯に4本生え、それを第2大臼歯といい、人の歯は親知らずを除く28本になり、虫歯予防であるフッ化物洗口が有効なのは先ほど課長もおっしゃっていましたけれども、第1大臼歯を守るのは小学校低学年児、第2大臼歯を守るには中学校卒業までの間フッ化物洗口が望ましく、自然治癒をしない虫歯予防に、最初の虫歯を遅くすることが8020運動の推進になるということでした。

そんな中、田方圏域、伊豆市、伊豆の国市、函南町では、学校の帰りの会終了後など多くの学校でフッ化物洗口の集団洗口が浸透し、行っているということです。先ほど局長の答弁にもあったように、賀茂圏域では4校と、広がらない。これには何らの理由があるのでしょうか。

①フッ化物洗口が河津を含む賀茂圏域教育機関で広がらない理由は。

令和2年度静岡県35市町の子供たちの虫歯の数が示されている市町の順位表があります。その中で、河津町は5歳児は1.93本で県下33位、小学校6年生では0.23本で7位、中学3年生に至っては0.30本で県下3位、もちろんこの数字には子供の数が影響しているのは分かりますが、この結果は、幼稚園、保育園からフッ化物洗口をみんなで始め、フッ化物洗口を推進してきた結果とも言えるのではないのでしょうか。

しかしながら、せっかく幼稚園、保育園で集団洗口が行われていても、西小学校以外は行われていない。集団洗口は西小学校も1年生から3年生までで、それも任意になっており、あとは各家庭でご判断いただくような状況になっております。新潟県のように、集団先口に

よりフッ化物洗口することが、先ほど来のデータでも表しているように数値も上がり、本来であれば小学校はもちろん、中学を卒業するまで集団洗口を続けることが8020運動の達成にもつながります。

今年、令和3年3月に河津町第2次健康増進計画が策定されております。その中の歯・口腔の健康アンケート調査でフッ素洗口を園や小中学校で実施する場合、実施計画の有無という調査回答で、希望するが92.7%を示しており、町民の多くの保護者はフッ化物洗口を幼稚園、小中学校で実施することを望まれており、新たな河津小学校、その後の小中一貫校での新しい健康文化という伝統をつくるチャンスじゃないでしょうか。

そこで、お伺いします。

①賀茂圏域の教育現場で広がらない理由。

②河津小学校健康文化構築のためフッ化物洗口を取り入れたらどうか、導入検討のお願い。

以上、2件お願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2点について答弁いたします。

まず、教育機関で広がらない理由については、この件については町の健康づくり推進協議会の会合ですとか、先頃行われました広域連携会議で話題にはなっております。県としては推奨しているという話ですが、時間的な制約のある学校の現場サイドの考えの中でなかなか進んでいない現状があると聞いております。

なお、理由等については後ほど教育長に答弁させます。

それから2つ目の新小学校への導入検討の話でございますが、確かに子供の健康を考えたときに歯は非常に大事でありますから、特に永久歯に変わる時期などタイミングもあるかと思っておりますので、学校生活の中で一斉にできるか、あるいは現在も一部行っておりますが、今後は統合小学校の体制の中での検討事項ということでお答えさせていただきます。

なお、詳細については教育長に答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） それでは、2つ質問があったかと思っておりますので、1点目の賀茂圏域でフッ素洗口が広がらない理由は何なのかという質問ですが、先ほど教育委員会事務局長から、賀茂地区での実施は4校行われているという報告があったと思っております。ただ、4校とも始業前とか放課後とか、教育活動の中に位置づけられている学校は一つもありません。議員

のおっしゃるように広がっていないというのは事実です。それは、1つは学校5日制の下で土曜日が週休日となって、指導に充てられる総時間数が削減となったことと大きく関係しているということです。

土曜日の指導内容が平日に移行したことや、今注目されているGIGAスクール構想など、新たに学校に導入される内容が増えている状況があります。そうした中で学校では、歯の健康指導として歯磨き指導を計画的・継続的に文化として行ってきました。ブラッシングによる歯磨き指導は、歯や口の健康を守るため生涯にわたって身につけたい大切な生活習慣として長年実施されてきています。

令和3年度、今年度の歯科検診では、虫歯のない河津町の小学生の児童の割合は92.9%です。中学校の虫歯のない生徒は91%となっています。現状では歯磨き指導とフッ素洗口の効果の違いが際立っていないということもフッ素洗口が教育現場に取り入れられない、広がっていない理由になっているものと考えています。

続けて、新しい小学校にフッ素洗口は導入するのかどうかということですがけれども、河津町の教育委員会の学校教育の指導の重点というのがありまして、その中に基本的な生活習慣を守り、自ら律する子供という目指す子供像を示しています。そのため、給食の後の歯磨き、学級指導など歯の健康について学校全体で計画的に指導を進めてくれています。先ほど述べた虫歯のない児童の割合は学校でそのような目標に向かって取り組んでいることを物語っているというふうに捉えています。

6月17日に行われた第4回の教育課程研究委員会でフッ素洗口に関することが話題となり、意見が交わされました。そこでは、教育課程の枠組みで実施を考えるのはこれからも無理があるだろう、だから学校という場を有効に活用する別の枠組みを考えたらどうだろうか。例えば放課後を使うとかというふうな意見がありました。

今後、統合小学校でのフッ素洗口の対応を含めた健康指導のありようについては、養護教諭部会を中心に健康教育の計画実施方法等、具体化をお願いしていくことになるものと考えています。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員に申し上げます。発言時間の制限を超えておりますので、簡潔にお願いいたします。

○1番（大川良樹君） 分かりました。

最後、教育長が今までとは違うやり方で新しいことをということでおっしゃってくださ

た。ぜひ先人の方々が築いてくれた文化・伝統等を尊重しながら新しい健康文化を融合させてもらって、河津の子供たちが健康で安心・安全に学びに励み、この町に誇りを持ち育って行くような学校づくりをお願いし、私の一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

午後3時20分まで休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

4番、遠藤嘉規議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和3年第3回定例会開催に当たりまして一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりです。

1件目、熱海市の土砂災害を受けて。

2件目、ツキノワグマへの対応について。

3件目、災害時の情報発信に備えるコミュニティFMの活用について。

以上3件でございます。

町長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1問目の熱海市土砂災害を受けてということで質問をいたします。

7月3日の午前10時頃に発生いたしました熱海市の土砂災害、亡くなられた方々のご冥福

をお祈り申し上げます。

この土砂災害の発生原因については、県の調査などによりますと谷筋の最上部に不正な盛り土をしたことが原因であるとされております。無責任な町外の事業者が行った違法な盛り土のために多くの命が奪われた許し難い事件だと感じております。

河津町内には急傾斜地が多くあるというふうに認識をしております。熱海のような危険性はないのか。また、今般の熱海の事例に基づいた調査などは町で行われたのか、お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の熱海の土砂災害を受けて、町内の急傾斜や盛り土の対応についてお答えします。

まず、7月3日に発生しました熱海市の土石流被害で亡くなられた方、また被害を受けた方々に対してお悔やみとお見舞いを申し上げます。

まさに伊豆半島の入り口でありまして、また日頃から連携をしている市で起こった災害であり、大変痛ましい思いと、地形的にも半島全体で似ていることから、河津町にとっても同じような危険性があるとの思いを持った次第でございます。

お尋ねの危険性や調査の件について答弁します。

町内でも、防災ガイドマップをご覧になれば分かると思いますが、急傾斜地や土石流、地滑りなどの土砂災害特別警戒区域が多く存在していることが分かると思います。そのようなことから熱海のような危険性について可能性はないと言えないと思っております。熱海の場合には、土石流を起こした原因が盛り土であるか検証中のこともありますが、はっきりとした危険性は何とも言えませんが、土地の傾斜角度などから規定しておりますので、万が一の場合、避難などの検討もされることが大事であるかと思っております。

河津町の調査については、盛り土等については県から調査指示がありましたので実施をしております。また、町独自では熱海市の災害後に風力発電事業者、ソーラー発電事業者、水力発電事業者に対して土地利用の指導要綱の範囲で調査、報告の依頼文書を出して報告をいただいております。

その経過等について、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、ご質問にあります熱海市の災害を受けまして、点検等

についてどのような経過があったかということについてお答えさせていただきます。

7月14日に静岡県より盛り土造成工事に係る緊急点検の実施についてとしまして、点検実施の連絡がございました。点検対象につきましては、法令に違反した盛り土造成工事で現在指導中の箇所、山間部かつ15メートルを超える盛り土箇所となっておりますが、町内に緊急点検の対象となるような盛り土造成地というものはございませんでした。

調査結果につきましては、8月6日に県のほうより記者提供をされております。

また、町長の答弁の中にもありましたけれども、急傾斜施設というのものもあるんですが、急傾斜施設につきましては県の施設となっておりますけれども、毎年、数か所を抽出しまして、下田土木事務所、警察と町のほうで点検のほうを巡回しております。今年度につきましては6月29日に実施し、点検箇所につきましては異常は認められませんでしたということです。

また、これも土地利用の範囲でということで答弁もありましたけれども、風力発電の事業者の1社、あとメガソーラーの事業者2社につきましては、点検結果の報告を7月5日付で文書にて求めました。3社とも異常なしとの報告を書面でいただいております。今後も、異常気象時には同様に対応していく予定と考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 急傾斜地についてこういうことが起きないとは断言はできないよということでお話を伺いましたが、県からの指示があり違反箇所等のチェックはされた。その結果、異常はなし。風力発電事業者、ソーラー発電事業者、水力発電事業者等にもチェックをしていただいて、異常なしだと。ハザードマップ上の危険箇所に関しては毎年点検をしていて、今年も問題がなかったということで、取りあえず一安心なのかなというような気はするんですけれども、熱海の今回の土砂災害に関しまして、その崩壊した盛り土の周辺ですね、映像等々で見ると分かるんですけれども、ソーラー発電施設があったということがありまして、テレビの報道などでも注目を集めておりました。今般の土砂災害に関しては、ソーラー発電施設の直接の関係性はないということで、県の記者会見などでも説明をしておりましたが、やはり住民感情というところで考えてみますと、河津町内においては町の方々から見える高い山の上に大きなソーラー発電施設があるということがございますので、河津は大丈夫なのかというふうにとっても心配、気にしている方が多くいるというふうに認識をしております。

新規のメガソーラー施設の計画の有無と併せて既存のソーラー施設の状況、先ほど検査を

して問題ないよということだということなんですけれども、もともとあった木々を切ってソーラーパネルを設置しているということで、保水力はどうしても低下するのではないかとということも心配されるわけですが、実際のそのソーラー施設ができてから、雨が降るたびに川がすぐ濁るようになったというようなお話も伺ったことがございます。その辺りも含めて、安全性に問題はないのかというところでお伺いをいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの町内にありますメガソーラー計画の有無と既存のソーラー施設の周辺の安全性についてお答えします。

これまでのメガソーラーに対する私の考えとしては、東日本大震災以来、火力や原子力のエネルギーに頼るのではなくて、自然エネルギーの活用が将来に向けて大事であるとの認識は持っております。ただし、災害が起きやすい急峻な場所での設置については町民への危険が及ぶ可能性もありまして、基本的には反対であります。

しかし、町では具体的な規制する法律的な権限がありませんので、土地利用指導要綱や県などの個別法の中で対応をしてきました。今後、できれば国や県などによる法的な規制によりまして地元の市町の意見を尊重するような、そんな法的な仕組みができることが私は一番望ましいと思っておりますが、現状は今のよう状況でございます。

お尋ねの町内におけるメガソーラーの施設については、町の土地利用指導要綱個別法での県の森林法の手続により許可を受けておりますので、それぞれの内容について設置後の対応をしている状況であります。

現状では、一部の施設で指導をしている内容もありますが、現段階では危険性については問題ないと認識をしております。

お尋ねのメガソーラーの計画の有無については副町長に答弁させます。また、設置後の対応内容については担当課長より答弁をさせます。

以上です。

○議長（上村和正君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 町内では、新たに計画中のメガソーラー施設は2か所ございます。

1か所は逆川地区、もう1か所は見高入谷根木の田地区に計画をされております。

逆川地区の計画については、ゼニキャピタル合同会社が計画した事業区域面積80ヘクタール、森林を伐採しましてソーラーパネルを40ヘクタールに設置をするというような計画でございました。この計画については、説明会、パブリックコメントを経て、静岡県環境影響評

価審査会で審査をしております。審査会で技術的な回答ができる体制が整っていないとの指摘を受けまして、令和2年2月に事業者が一旦事業計画を取り下げてください。

その後、日本再生可能エネルギー株式会社の小会社、河津ソーラー合同会社を設立し、計画を見直した中で取り組んでいるというふうに聞いておりますが、計画の詳細についてはまだ示されておられません。

もう1か所の見高入谷地区の計画でございますが、計画予定地を見てみますと、傾斜地で森林伐採が伴う計画だと思われまます。測量調査をしたというような話は聞いておりますが、計画の詳細については分かっておりません。

町では、森林伐採を伴うメガソーラー事業に危機感を抱く多くの町民の声を受けまして、平成30年9月定例議会において河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の議会の議決を経まして、同年の12月1日から施行をしているところでございます。

しかしながら、条例で規制については限界もございませます。山の稜線景観を損ねるような計画、災害を防止することや、生活環境を守っていくためにも、森林伐採を伴う大規模な計画や地区が望まない計画については町も同意できないということで、その意向は事業者伝えてございませます。

既存のメガソーラー施設の状況についてでございます。

天子平の施設については、工事完成当時と比べ、傾斜地ですので表土は流れたような確認はできます。しかしながら、地盤については比較的安定しているように見受けられます。鉢ノ山の施設でございます、これは令和元年の台風の大雨により敷地から流れ出た雨水が泉奥原側の沢を洗掘しまして下流に土砂が流れ出るような被害がございました。そのことから、敷地内の浸透能力を高める工事と調整池の浚渫を新たに事業者に行っていただきました。土地の流出で被害を受けた土地所有者については、事業者と協議をし、事業者が沢の修復、土砂の撤去、一部植栽を行っております。

施設の安全性についてでございますけれども、町内の2か所の施設については、現地を確認する限り災害に結びつくような状況ではないというふうに思われますが、事業者には日頃の安全点検と土砂の流出を防ぐために定期的に造成地、沈砂池の管理徹底をするよう引き続いて申し入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、設置後の対応内容ということで、現在どのような対応をしているかということについてお答えさせていただきます。

メガソーラー事業の2か所につきましては、町長の答弁の中でもありましたけれども、森林法による林地開発許可を受けている事業となっております。現在は許可後5年間に当たるそれ以内の時期になっているため、毎年現地調査のほうを県が実施しております。町もそちらの調査に同行しておりまして、県と連携し指導などの対応を行っております。

先ほど副町長からありました泉奥原地区への流出の関係なども県の調査の中で指導を行ったものとなっております。

また今後も、引き続き県と連携して対応していく予定となっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 新規のメガソーラー施設に関しては町内で2か所、逆川と見高入谷の根木の田ということで、今般の熱海の災害を見る限り、県が言っているように直接土砂災害にソーラーは関係ないよというような話ではございますが、やはり気になるものは気になるのだろうなというところがありますので、伊東市の伊豆高原のような状態になってもよろしくないのかなというふうに思いますので、慎重に事に当たっていただきたいなと。

既存の施設に関してということで、天子平と鉢ノ山ということで、確認をして当面の安全性は問題ないだろうというようなことですが、想定外の雨でいきなりくんだというふうなのが熱海の災害ということで、ある程度安全マージンをしっかりとった上で定期的に検査をしていただいて対応をしていただきたいなというふうに思います。

今般の熱海の災害を受けて、町内の土木事業者の方と少しお話をさせていただきました。工事をしてあんなことが起きるなんかあり得るのかということでも伺ったんですけども、町内事業者の方いわく、町内に関しては山の状況も町内の業者であれば把握をしていると、地形も把握している、地質も把握している、町内事業者が山で作業する限りにおいてあんなことはあり得ないというふうに断言をしていただきました。

今般の熱海の事件、熱海市外の事業者が違法に盛り土を行って、さらにその盛り土をした土地を転売して持ち主も変わってしまったというようなところを見ますと、やはり地元根づいている事業者さんのありがたみというものを物すごく感じるなというふうに思います。

改めて治山工事、治水工事といったものの重要性というのが分かる案件なんだなというふうに思うんですけども、今後の砂防堰堤であったりとか、そういった施設の設置であった

り、管理計画であつたりといったところを含めて、今後の町の対応をお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の対応等についてお答えします。

まず、熱海の今回の土砂災害について思うことは、土砂採取の条例が県にあります。それが今、静岡県は届け出制になっております。全国で見ますと、許認可を受けて条例をつくっているところもあるようでございます。そういう意味で、県の話を書きますと、今後、届け出制ではなくて許認可制に移行しようかという話もあるものですから、確かにその条例等の規制があると今後町としても、土採取というのは土を取るだけでなく埋めることも影響していると思うんです。届出が今まで必要だったということですが、届け出制ではなくて許認可制にするような方法も県が検討するという話を聞いておりますので、そうすると町にとっても少し安全性が確保されるのかなという気がしますので、それは一つの今後の対応としては町としてありがたいなと思っております。

町内での砂防事業ですとか、急傾斜事業、治山治水事業により町内でも大きな被害を抑えることができたという話は、私も聞いたことがございますし、大変重要な事業であると思っております。実際は県事業で取り組むこととなりますので、今後は地域の実情などを考慮しまして、土木事務所ですとか農林事務所に要望していきたいと思っております。

お尋ねの今後の設置と管理計画については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、今町長のほうからもありましたけれども、急傾斜事業、砂防事業につきましては県の事業ですので、下田土木事務所のほうに伺いましたので、こちらで報告をさせていただきます。

急傾斜事業につきましては、谷津地区で以前から大雨時に問題となっていました急傾斜施設から水が出てしまうという問題があったんですけども、そちらの対策工事業を現在実施中ということです。まだ着工という目に見える状態ではないですけども、用地の関係その他、調査とか計画を現在実施している最中ということでした。

また、砂防堰堤の今後の設置予定についてなんですけれども、見高地区、今井浜病院の奥の見高沢というところになりますけれども、こちら現場の目に見える形での工事着工という形ではありませんけれども、今、用地処理などを行ってまして、事業としてはもう砂防事業として実施をしている最中ということでした。

また、急傾斜の施設の点検などは先ほども申し上げましたとおり、毎年、町も同行して回っているんですけども、砂防堰堤などの点検につきましても、土木事務所に伺いましたところ、県のほうで定期的に巡回して点検を行っているということでした。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは治山事業についてご説明いたします。

今年度、町内では、県によります大鍋地区の白土における山腹工事として土留工が治山工事として予定されております。町としての事業計画はございませんが、県の治山事業計画では、毎年、治山パトロール、各地の要望などを基に、また荒廃森林の推移とともに併せて整備されるようになっております。

治山事業については以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 砂防堰堤等に関してはやっと思高地内というようなことで、県と連携して毎年検査等々も行っているということで、やはりああいう災害が一度発生してしまうと、本当に身近に怖いなというふうに思うところがありますので、未然に防ぐということも含めて、引き続き対応をしっかりとやっていただけたらありがたいなというふうに思います。

2問目の質問へ移ります。

ツキノワグマへの対応ということで質問をいたします。

この案件に関してなんですけれども、西伊豆町の中で起きたということで、結果、県の判断を仰いで山に放されたということですから、河津町へ直接聞くというのは、当事者じゃないということも含めて思うんですけれども、現実問題、山はつながっていて、熊は町の境界を越えて移動してくるわけなので、当事者意識を持ってお伺いをしたいなというふうに思います。

7月26日に西伊豆町内においてツキノワグマが捕獲されました。伊豆には熊はいないということが長年の定説でしたので、私としてはとても衝撃的なニュースだったんですけども、さらに驚いたところは、一度捕獲されたツキノワグマが山に再度放たれたということであり、希少な動物だという理由であれば、例えば動物園とかそういった施設に引き渡すとか、そういった対応があってもよかったんじゃないのかなと思うんですけれども、山に放すというのは、正直納得ができないなというふうに思います。もともと伊豆地内に多く生息してい

るといふんだったらしようがないんですけども、伊豆地内にいなかったという危険な生物だと言われるような生物が捕まって、わざわざ放すという必要性を感じないし、理解ができません。

万が一を考えると、人の命のほうが当然尊いのではないのかなというふうに考えます。当事者でない河津町で聞くというのも違うのかなとも思うんですけども、聞くところがほかにありませんので、一連の経緯を分かる範囲で説明をしていただきたい。

山に放されたということなんですけれども、この放された際に発信機のようなものをつけて監視ができるような状態になっているのか、その辺りも含めて回答を求めます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ツキノワグマへの対応についてお答えします。

議員がお尋ねのように、実際は河津町のことではないものですから、私ども情報として新聞等の情報しか知ることはできませんので、分かっている範囲でお答えしたいと思います。

議員がお尋ねのように、7月26日に西伊豆町において発見された熊については、これまで伊豆地域にはいないだろうと思われていた動物だけに、私も驚いたところでございます。新聞等によりますと、約100年ぶりに確認されたという報道もございました。

お尋ねの捕獲をして放した理由や監視のできる状況については、新聞などの報道で知る範囲でしかお答えできませんが、答弁します。

なぜ放したかの理由は、詳しい理由ははっきりしませんが、法令などの根拠があり放したのではないかと思います。例えばわなの法律の中で、鹿のわなに違う動物がかかってしまった場合とか、いろんな例が考えられると思いますが、法令に従った指導によって放されたのではないのかなと、そのように想像しております。

また、発信機の取付けの有無については、情報は確認されておられません。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） その鹿を捕まえるためのわなに熊がかかったというようなことであって、法的なものが理由で放されたんじゃないのかというところなんですけれども、ツキノワグマの安全性についてというところでお伺いをしたいです。ツキノワグマは外国の大きな熊や何かに比べてもおとなしいと。草食で、人は襲わないと。人が来ると逃げるよというようなことが言われたりもするんですけれども、偶然山で遭遇して襲われたという事件というのは、実は毎年のように起きております。

熊が生息している地域ということで方々探してみたんですけれども、群馬県が公表している資料というのがございまして、そちらを見てみたら、今年、令和3年の段階で4件、人と熊が遭遇したという事件が起きています。山での測量中に熊と遭遇して負傷をした、犬と散歩中に遭遇して負傷をした、あとは溪流で釣りをしている最中に遭遇、襲われて負傷した。

昨年、令和2年は6件発生しております。旅館の敷地内で熊と遭遇して負傷、釣りをしている最中に負傷、そのほか、山道を登山で歩いていて負傷、湿地帯を散策中に負傷、遡っていくとかなりいろいろ毎年のように事例が起きております。

今お話ししたものに関しては、負傷をされているけれども亡くはないというような事例なんですけれども、凶悪な事例というものを探してみますと、少し前になりますけれども2009年9月19日、乗鞍岳熊襲撃事件というものがございました。岐阜県と長野県の県境に位置する乗鞍岳で、野生のツキノワグマによって観光客、登山客が相次いで襲撃されて10名以上の方々が次々に熊に襲われたと。観光施設の建物の中に逃げた人たちも観光施設の中へ入り口を破って入ってきた熊に襲われたというような事件でございました。この熊がサイズで言うと身長が130センチで体重が67キロということですから、そんなに大きい熊じゃないのかなというふうに思うんですけれども。

また、もう1個あった凶悪な事件で言うと、2016年5月、6月にかけて秋田県の鹿角市でタケノコ取りに入山した人たちが立て続けに熊に襲われ、4の方が亡くなったという事件がございました。この事件に関しては、4の方が亡くなって、4の方が重軽傷を負っているんですけれども、亡くなった4名の方がみんな食べられておりました。

ということもあって、山狩りをして熊を殺処分したと。ただ、5匹人を食ったという熊がいる中で2匹しか捕まえられなかったというような話でした。そのような事件が起きた地域というのは、平時から熊が出ると言われている地域で起きた事案で、当然、現地の人で山に入る人たちなんかは熊が出るというところを認識している中で山に入っていると。顧みて、伊豆に来る観光客ですとか、伊豆の天城を歩く登山客だとか、山菜を取りに山に入る方、農業や林業で山間部へ入る方、いろいろいると思うんですけれども、熊がいる山に入っているという自覚がどの程度あるのか。安全性というところで考えても、とても熊が山に放たれている、熊がいるという状況が安全とは考えにくいんですけれども、その辺り、町としてどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ツキノワグマの安全性についてお答えします。

ツキノワグマの性質などについて私はよく分かりませんが、熊が人を襲ったという事件をテレビ、新聞等で見たり聞いたりすることがありまして、最近では市街地などに熊が出現して大騒動になっていることが多く、河津町内も含めて全国的に山に住んでいる動物が里に出てくるようになったなど、そういう認識は持っております。それに伴いまして、お尋ねのように住民に危害を加えることも想像できますが、今回のツキノワグマについては、今のところ頻繁に出てきていないことや、その後の出没報告がありませんし、これまで100年近く確認されなかったことから、それほど心配はないものと考えております。

今後、また多くの発見の事実が出て来れば、関係当局との対応が必要になってくると思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 頻繁に目撃というような事例ではないというところなんですけれども、現実問題、ネットの中なんかで、山を歩く人だったり、そういった各種事例を探してみると、実はもうここ何年か前から熊を見たというような事例というのが報告されております。去年だかおととしだかですけれども、熱海だかでも熊が出たという話があって、実際山狩りをしたけれども見つからなかったと。そういう事例が幾つかある中で、大体、見間違いじゃないかというところで終わっているんですけれども、今回、熊が捕まったと。実際にいるということが確認をされたというところなんですけれども、まさに町長がおっしゃるように、鹿ですとか猪、猿、そういった野生の動物が山から下りてくるという事象は頻繁にあるという中において、熊がそんなに里へ下りてきたという事例はないということなんですけれども、例えば学校の通学路とか、そういったところに日常生活の中でイノシシが出る、猿が出るというような状況が、今現状既にあるという中で、山に一体何匹いるんだか分からない、熊が出てこないとも言えないというところを考えると、怖いというのが正直なところでございます。

山間部の観光施設であったり、農業関連に関わる町民の方、また観光客の方、そういった方々に対して登山道の入り口であったりとか、観光施設の山間部にあるところであったりとかに注意書きも含めて必要なのではないかと。熊に遭遇したときにどういう対応をしなきゃいけないよというようなところも含めて、事故が起きる前に事前の対応が必要なんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、回答をお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の町の対応についてお尋ねですので、お答えします。

確かに議員がお尋ねのように、全国的に被害が農林水産物だけではなくて、人への被害が報告されておりますので、河津町としてどう考えるかということでございますが、今回の熊に関しては、今後の情勢を見守る段階だろうと、そういうふうと考えております。お尋ねのように、町内で見かける獣害動物でありますイノシシ、鹿、猿などの被害も多く、駆除や対策を行って農作物の被害対策を行っているところでもあります。動物によっては人間に近づき危害を与えることもあると思いますので、今後とも駆除などにより動物の適正管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） なかなか自然相手の話なので難しいところはあろうかと思えます。ただ、今回質問を河津町議会でさせていただきましたけれども、山は賀茂郡みんなつながっておりますので、河津だけの問題ではない、西伊豆だけの問題ではないんじゃないのかなというふうに思います。ぜひ賀茂郡エリア全体の問題として、今後検討をしていただきたいなというふうに思います。事故が起きてからでは遅いなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

3点目の質問へ移ります。

災害時の情報発信に備えるコミュニティFMの活用ということで質問をいたします。

有事や平時を含めまして、町からの情報発信はとても重要であり、またとても難しいテーマであるというふうに認識をしております。7月に下田市で発生したコロナウイルスのクラスターにおいても、行政の情報発信の難しさといったものと併せまして、ネットやうわさなどで起きた情報の錯綜とデマのひとり歩きというものは目に余るとてもひどいものがあったのかなというふうに思います。正確な情報を適時に発信をするということが改めて重要だというふうに感じました。

また、熱海市において発生した土砂災害の後の情報発信、こちらに関しましても、避難所の情報が錯綜したという話ですとか、利用可能な道路が分からなくて困ったという話ですとか、その行政区の中に対しても、外に対しても情報発信をするということの重要性と難しさ、こういったものがあったのかなというふうに思います。

災害時の情報提供というところで考えたんですけれども、災害が発生したときは、町民にはもちろんスピーディーに情報発信をするということが大事なんですけれども、それだけで

はなくて、たまたま河津町に旅行に来ていた方であったり、町外から仕事で来ている方であったり、そういった方々に対しての情報発信というものも重要なのかなというふうに考えます。そのようなことを考えて、災害発生時に強い情報発信手段というところで、最も有効で手軽とよく言われるのがラジオかなというふうに思います。

実際、私自身、避難所へ行ったときの経験や何かからも感じるんですけども、なかなか情報が入ってこないというのは物すごい不安をあおられます。その中で、ラジオが一つあるというだけで外部からの情報が得られるというのは、とても心強いものがございました。停電時になかなか使えなくなってしまうテレビであったりとか、そういったものと違って乾電池で動くようなラジオであったり、昨今ですと手回しで発電をして動くようなラジオであったり、車に行けばカーラジオなんかもございます。そういった機能を備えたラジオというのは、やはり災害時には強い味方になるのかなというふうに感じます。

東日本大震災当時におきましても、被災したエリアにおいて、行政からの日々の最新の情報の発信というものを、やはり地元のコミュニティFMなんかを使って行っておりました。民間の情報も行政の情報も含めて、地域のコミュニティFMと言われるものがとても活躍をしたという実績がございます。

平時においては、例えば観光客の方に、車でやってくる方に向けて観光情報の発信を行うというようなことも行いつつ、平時も有事も両面においてとても有効な手段だというふうに考えます。町の情報発信手段というところで、コミュニティFMの活用というものを考えてはいかがかと思いますが、回答を求めます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまコミュニティFMの活用についてお尋ねですのでお答えします。

今、議員がお尋ねの、平時においては観光情報の発信だとか、あるいは有事のときには災害の面、そういう面では私も大変有効な手段かなと、今議員の意見を聞いて思いました。議員が特に災害時の関係をお尋ねですので、災害時も含めまして、やっぱり地域の情報発信手段としてコミュニティFMの関係については、私もちょっとまだ詳しい情報を持っていないものですから、どのようなものなのか判断できる材料を持っておりませんが、手段としての活用ですとか、運用管理の関係、あるいは費用も含めた上で検討して、導入を今後どうするかということが必要ならば検討しなきゃならないということで、今のところはその判断材料を持っていないものですから、その辺を少し研究をしてみたいなと思っております。

ただ、先般、熱海の土石流の関係で、8月20日の伊豆新聞で熱海の土石流災害でエフエム熱海湯河原の防災情報発信の内容が報じられておりました。特にリアルタイムで発信を継続したということで大変評価を受けておりました。そういうことで、特に防災時の対応についてはそのような役割が重要なんだなということを感じた次第でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 被災してしまったときというのは、情報を少しでも得たいというのが被災者の感情としてあるという中で、なかなか行政が情報発信するというのは物すごく難しいというのを感じております。今回のこのコミュニティFMに関しての質問をつくるに当たって、静岡県防災士会のフェローをされている方に、何か災害時に情報を伝える手段がないものですかねというのを以前お話をしたときに、コミュニティFMがすごい東日本大震災で活躍したんだよという話を伺いまして、私自身、東北にいたときに、朝から晩まで移動しているときとかはコミュニティFMを聞いていたというところもあるので、もし使えるのであれば有効なのかなということで質問を考えさせていただいたんですけれども、この災害時に有効なラジオというものなんですけれども、河津町全域で見えますと、どうしても電波の悪いエリアというのが多くあるようです。山間部で受信しやすいと言われるようなラジオがAM放送と言われるものなのかなと思うんですけれども、このAM放送のラジオなんかは2028年の秋までには全てなくなってしまうということが決まっております。AM放送がなくなって全てFM放送に全国统一されると。

このような状況を考えますと、伊豆地域内の海岸線は比較的FM放送入るんですけれども、そこから奥に入ってしまうと入りにくいということになると、伊豆半島の海岸線以外はラジオが聞けない、災害時に情報がとれないというようなことに直結してしまうのかなというふうに考えます。

そこで質問なんですけれども、先ほど町長お話の中、かかる費用であったり、そういったものも含めて現状、判断材料がないということだったんですけれども、例えばこの伊豆半島の南部に限らず、伊豆半島のちょっと内陸部とかでラジオが聞こえないよということになると、それは大きな問題なのかなというような中で、例えばこの賀茂郡の圏域内で広域連携でもってFMラジオの中継局、そういったものを整備していくというようなことを検討してはどうかというふうに思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの広域で中継局をというご提案だと思います。先ほど言ったように、まだまだ私も判断材料がないものですから回答は難しいわけですが、広域連携の中で中継局設置ということでございますが、効率的な運用として、広域がよいのか、単独がよいのか、あるいは広域の場合には賀茂郡全域ではなくて、例えば2町でやることはできるか、そんなことも必要性を確認した上で、例えばこの地域ですと隣の伊豆市にはFM伊豆というのがあるようなことも聞いておりますし、伊東にも何かあるという話を聞いております。ですから小さい広域といいますか、大きい範囲でなくても可能性があれば、そういうことも研究してみる必要があるのかなと思いますし、そんなことで、今後の費用負担の関係ですとか、手順を踏んで進めることが大事じゃないのかなと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 判断材料がないと。いきなり投げた質問ですので下手なことも言えないというところもあるんでしょうけれども、判断材料がないので追及してもしようがないのかなと思ってしまいうんですけれども、ただ、その情報発信という難しさは、やはり町のトップとして町長は重々そこは危機感を持っていらっしゃるなというふうに感じることもありますので、ぜひあらゆる手段というものを検討していただいて、今回コミュニティラジオというところでテーマを設けてみたんですけれども、積極的に研究をしていただいて、町民に対しても、外部から河津町へいらっしゃる方に対しても、スピーディーに情報発信できるような仕組みを検討していただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました2番、桑原猛議員、7番、仲里司議員の一般質問は明日8日に行います。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

9 月 8 日（水曜日）

令和3年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年9月8日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第3号 令和2年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について
- 日程第3 報告第4号 令和2年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について)
- 日程第6 議案第55号 河津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第56号 河津町個人情報保護条例及び河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第57号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第58号 河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第59号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第12 議案第61号 令和3年度河津町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第62号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定について
-

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 木村吉弘君 |
| 企画調整課長 | 川尻一仁君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 中村邦彦君 |
| 建設課長 | 山本博雄君 | 防災課長 | 村串信二君 |
| 水道温泉課長 | 渡辺音哉君 | 教育委員会
事務局 局長 | 島崎和広君 |
| 会計管理者
兼会計室長 | 鈴木亜弥君 | | |
-

事務局職員出席者

- 事務局 局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧ください。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

2番、桑原猛議員、7番、仲里司議員。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（上村和正君） それでは、2番、桑原猛議員の一般質問を許します。

2番、桑原猛議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

令和3年第3回河津町定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、1、河津町業務継続計画（BCP）について。

2、町道の保全について。

以上、2件です。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目の河津町業務継続計画（BCP）についてお伺いいたします。

この夏も全国各地で豪雨災害が出ています。近いところでは熱海の土石流、国道414号の土砂流出による通行止めがありました。熱海市の被害は甚大で、被災された方も多く、ここで改めてお悔やみとお見舞いを申したいと思います。

我が河津町でも、国道414号が通行止めという事態に陥り、天城越えの通行手段が断たれ、通勤や通院などに影響を与えました。局所的な災害であったため行政が対応でき、復旧作業がなされたと思います。

もちろんのことですが、災害対応には行政が機能しなければ立ち行きません。当町で大規模な災害が発生した場合、河津町地域防災計画等の計画や各課で整備されているマニュアルに基づき、災害応急対策や災害からの復旧、復興対策を検討、実施されていると思います。今日、不測の事態も想定せざるを得ない災害が多く発生していることから、行政の機能の維持、継続、復旧が大事と考えます。

昨日、同僚議員の一般質問でも触れていましたが、災害時、行政機能を維持するための計画、河津町業務継続計画、いわゆるBCPと称される計画があります。この計画は、南海トラフ巨大地震を想定したものとなっており、平成30年3月に作成され、大きく業務継続の基本方針等、業務実施体制の検討、業務継続体制の向上と3章で構成されております。これは災害に対しての行動指針ではなく、あくまでも最小限の業務をいかに継続し、通常業務に復旧するための計画と認識しております。

災害発生時、災害対応だけでなく、役場の業務の継続のために、庁舎内での優先すべき業

務はどのようなことがあるでしょうか。不測の事態を想定しての計画なので、庁舎が使用できない場合、代替施設での業務継続を行うとされているところですが、代替施設で業務が継続できるよう準備はなされているのでしょうか。例えば、代替施設での業務を行う訓練、非常電源や同報無線などの設備対策、それと同時に庁舎機能を取り戻すための復旧計画、例えば、業務提携をして復旧を早急にするなど、等々備えなければならないことがあるのではと考えます。

そこで、質問ですが、1、災害対策のほかに優先的に継続すべき業務は。

2、庁舎が使用できない場合の対応は。

2点お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の質問にお答えします。

大きいくりとしては、河津町の業務継続計画、BCPと言われるものでございます。お尋ねの点は2点ございました。優先的に継続すべき業務と、あと、庁舎ができない場合の対応についてお尋ねですので、お答えします。この計画については、防災計画との関連もありますので、総合的な面で防災計画との関連も若干答弁の中に含まさせていただきますのでご了解願いたいと思います。

災害時の対応として、地方公共団体では、先ほど議員がお尋ねのように、昭和36年に制定をされました災害対策基本法に基づいて、それぞれの市町で地域防災計画を策定してきております。河津町でも地域防災計画を策定しまして、国や県の防災計画などの変更による修正を加えながら策定をしてきております。

しかし、現在の町の防災計画については、その都度修正等を加えてはきておりますが、近年の風水害などの災害対応するためには国や県などの上位計画との整合や、事前計画など、全体的に見直しを図る必要が生じまして、今年度予算で新たな防災計画の策定を進めているところでございます。

議員お尋ねの業務継続計画、BCPについては、過去の阪神・淡路大震災などで実際に起きている地方公共団体の庁舎ですとか、職員自身が被災をして、災害時の対応や行政事務の提供ができない場合に、業務遂行体制についてあらかじめ決めていくことが重要だということでございます。

この件につきましては、平成27年に内閣府により計画作成ガイドが作成されまして、河津町では平成30年3月に河津町業務継続計画BCPを作成いたしました。計画としてはありま

すが、実際の場面については計画どおり進むか、いろいろなケースが考えられますので、基本的な考え方や対応が示されております。

業務の内容が計画に示されておりますが、被災時には住民の命、財産等の保護を図る災害の応急業務がまず優先となります。特に、今回の熱海の例で分かるように、発生から72時間までは人命に関わる災害緊急業務が重点となります。その中でも非常時優先業務の執行体制や対応が必要となります。この場合でも職員の参集状況や本部が被災した場合などの考慮もしなければならぬと思っております。

代替本部等の施設もこの計画には示されておりますが、実際はかなりの混乱が予想されます。河津町の場合は、楽観しているわけではありませんが、ほかの市町では庁舎自体が耐震化がないということで根本的な問題が解決されない例もあるようでございますけれども、河津町の場合は、建物の耐震性や津波の浸水区域外であることから、水害の心配はありますが、比較的本部機能は維持されるのではないかと考えております。

お尋ねの災害対応のほかの継続すべき業務については、発生時やその後の時間経過によって変わってきますが、防災計画で示されている本部機能を維持するため、人員確保や電気や水道、通信などの確保ができなければ本部業務ができませんので、その部分が優先されると思います。

その他の業務としては、防災計画によりまして、各担当部署で決められている応援要請や救護、避難所運営など、数々の業務が必要となります。

さらに日数が過ぎますと、住宅確保など生活支援などの事務が出てきますので、通常業務に近いものに移行していきます。

流れとしてはこのようになると思いますが、基本は本部機能が維持継続できるかが大事でありまして、建物についてはできるだけ備えをしておくことが、まず第一であると思っております。

2点目の庁舎が使用できない場合の対応については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは私のほうからは、庁舎が使用できない場合の対応について説明をさせていただきます。

町長も答弁しておりましたが、庁舎に関しては、津波浸水区域外にあるということ、それから、耐震基準を満たした建物であるということから、地震による倒壊等についてはその恐

れはないというふうに考えております。

ただし、庁舎内の天井の落下、外壁や窓ガラスの破損、落下、それから、附属施設の機器の転倒、落下、そういったことにより安全性が確保できないというようなことも想定されております。

その場合の代替施設ですが、一応は業務継続計画の中では、大規模災害時の災害対策本部については、今、消防河津分署に移動するというような想定をしております。また、庁舎が使用できない、そういった場合については、文化の家、公民館、それから、町内にありますコミュニティ防災センター、そういったところを代替施設として使用するというようにしております。またそちらのほうの施設については非常電源がないというところがあります。

ただ、庁舎が復旧できるまでの計画については、今のところありません。

基本となるICTの部門については計画を作成しております。

しかし、発災時については、災害対策本部機能が要になると思いますので、災害緊急業務と併せて庁舎内の復旧業務に当たるといったこととなると思います。

代替施設等使用等の広報については、防災行政無線、防災メール等を利用して住民に情報提供をするということで考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁いただきまして、そうですね、いろいろと庁舎が安全であるということが、本部機能が保たれるようにしてあるということですが、先ほど課長もおっしゃいましたが、ガラスの破損、いろんな備品の転倒、天井が落ちるなど、そういうことも考えられますので、そういうところも、施設が使えなくなった場合、ほかの場所で業務ができることももう少し深く考えていただければと思います。

その場、その場で状況は変わってくるのが災害対応ですが、施設の運営を細かくシミュレーションすることは、いざというときに支えになると思います。職員の方々の戸惑いなどが軽減され、判断材料の基になるのではと思います。大変ではありますが、職員の方々の働き次第で災害対応、復旧作業が迅速に行われていくことと思います。

しかしながら、災害は時と場合を選びません。平日の日中であれば、職員の動向は把握されていると思いますが、そのほかの時間帯に不測の災害が起こった場合、通信インフラが途絶え、各所で道路が寸断されるような状況もあるかもしれません。

災害時は、消防や自衛隊などの連絡網を確保するために、音声通信の制限が行われ、被災

後に電話をかけてもつながりにくい状態が発生することがあります。実際に、東日本大震災では最大で95%の音声通信制限が行われ、電話をかけてもつながらない、つながりにくい状態が発生していました。電話連絡網で安否確認を行っている場合、電話がつながらない事態は事業回復の遅れに直結し、甚大な災害が生じる可能性もあります。東日本大震災では、地震発生から30分から1時間後に通信量のピークを迎え、それ以降はメールが届かない、もしくは大幅に遅れて届くという事態が発生しています。通信インフラの確保は大きな問題であります。

実際の災害時に早期の事業復帰を実現するための前提として、職員が被災していないか、復旧活動に参加可能かどうかの確認がスムーズに行う必要があります。いかに迅速な安否確認が実施できるかによって、災害後の業務復旧までのスピードが決まります。もしもを考えるとときりがありませんが、BCPとは、もしもを想定し業務の継続を図るものであります。

そこで、質問ですが、先ほども答弁にもありましたが、通信インフラが遮断された場合、職員の安否の確認、職員との連絡方法、参集の有無、参集の方法なども含め、検討がなされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの通信インフラ等の遮断された場合の対応ということでお答えします。

先ほども、私、答弁をしましたが、このBCPの中で特に重要なものは、まず、私は、庁舎が一番大事ではないのかなと思っております。次に、議員がお尋ねのように、職員の対応、実際過去の地震等においても、職員が半分近く被災したという例もあるような話を聞いておりますので。まず庁舎、その後は職員、その次に電力、議員お尋ねの情報システムとか通信等、そんな重要性に順番になってくるのかなということ。

先ほど言いましたように、庁舎については楽観視しているわけではありませんけれども、ある程度の部分は、河津町の場合は、近隣市町と比べても、耐震性だとかそういう面では確保されているのかなと、そういうふうに思っております。

ただ、議員お尋ねのように、職員の関係については、これは状況によって分かりませんが、実際その辺も要になるということは大変重要なことだと思います。そういうことで、職員については、連絡方法等は担当課長より答弁をさせます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） 通信インフラが遮断された場合の対応についての業務継続計画の内容でございますが、固定電話等が使用できない場合、これにつきましては、今、衛星電話を2台用意してございます。また、災害のときのための防災行政無線、それから、県や防災関係機関との連絡につきましては、県の防災行政無線、また、ファクス、あと携帯電話のメール配信、そういったものを考えているところでございます。

職員の安否確認の方法については、職員の参集体制に基づくものと思われまますので、基本的には固定電話、または携帯電話によります緊急連絡網によりますが、そういったものが使えないという場合には、参集基準等が災害の状況に応じてありますので、それに基づいて職員は参集をするというようなことになってございますので、確認が完全に取れるわけではございませんが、それに基づいて役場のほうに来ていただくというような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 参集の方法が、今、あるということなんです、やはり、最悪の事態を考えたことも考慮しながら、まだまだ検討していただければと思います。こういう、今、答弁いただいたようなことを、職員が把握し、まず自分の身を守り、できることから始められる柱としていただきたいです。先ほども話しましたが、職員の安否が確認できなければ、業務継続はあり得ません。併せて、身を守る手段、方法、判断ができることを期待しております。

この計画が立てられ、3年経過しております。その間に訓練などは行われているのでしょうか。訓練を実施すれば、おのずと問題点が出て、改訂し、計画が上書きされることと思えます。もしものときの対応などで、机上での訓練が多くなると思えます。そこでみんなで考え、検討することで、細かなところまで気づききっかけができるのではないかと思います。

また、本年度より、防災課ができたことで、役割分担が明確化されたこともあるかと思えます。業務体制組織図等も見直しを図るべきではないかと思えます。

そこで、質問ですが、BCPにおいて、計画に基づき、教育訓練の実施、点検、検証、計画の改訂、見直し、いわゆるPDCAがなされているのか、また、この計画は南海トラフ地震を想定した計画となっておりますが、ほかの災害と照らし合わせ、検討はなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま、議員がお尋ねの4点につきましては担当課長より答弁させていただきます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、まず、この計画の下に訓練がなされているかと、その頻度等についてお答えいたします。

教育訓練に係る実施計画も当然この継続計画の中に示されておりまして、避難訓練、参集訓練、災害対策本部の運営訓練等については、総合防災訓練や県の実施します職員参集訓練に合わせて実施をしているというところでございます。

自主防との通信訓練は月1回、月初めに行っております。非常用発電機の作動及び資機材等の確認を年1回実施しているところでございます。

しかし、これらの訓練等については、やはり、併せて行っているというような形の中で、積極的な訓練とは言えないと思われる部分もありますので、業務継続計画の見直しも含めて職員の教育及び効果的な訓練を、防災訓練等と合わせて実施していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、防災課、新設課ができたことで、計画の見直し等についてでございますが、防災課につきましても本年度の新設課でございますので、業務継続計画そのものも含めて、今後修正等を加えていきたいというふうに考えております。

それから、PDCAサイクルを実施しているかということで、これも前問とちょっと重複しますが、点検、検証については防災課の新設を含めて見直しを図る必要が当然あると思いますので、訓練をはじめとして、計画、PDCAの実施等についても併せて検討していきたいというふうに考えております。

それから、東南海トラフ地震の想定以外はなされているのかというようなことでございますが、業務継続計画は東南海トラフ地震を含めた大規模地震の発生時に、住民の安心・安全な生活を維持し、社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、町がどのような方針で業務を継続していくかを定めているものでございますので、細分化した対策はありませんが、業務継続計画は風水害やその他の起事象に対する業務継続の考え方も適用される部分がありますので、ほかの起事象に対しても可能な範囲で適用するものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） BCPの計画にのっとり訓練を行い、また、修正等を行って見直し

を図ると。それで、あと、東南海地震を想定しているんですが、ほかのことにも共通して当てはめるということで、これをその見直しのときに十分、ちょっと足りないところなども、本当に机上の上でしかできないんですけども、見直していただいて、いい計画にしていっていただきたいと思います。

続いて、2問目の質問に移ります。

2件目は、町道の保全についてお伺いいたします。

1件目の質問でも申しましたが、近年の自然災害は大雨の被害が多く、この際に交通インフラの遮断が起これると、人々の動きの制限、避難のしにくさ、復旧作業への弊害などの状況があります。そこで、平時からの道路の保全が災害の抑止につながると考え、質問いたします。

主要道路の国道、県道がありますが、多くの町民に密接な道といえば町道ではないでしょうか。日頃、町では町道の類別や管理区分などによって、点検、修繕を図っているとは思いますが。しかしながら、地区要望では、町道の保全について多くの要望が出ていることも事実です。地区として利用頻度が高く、主要道路としている路線も考えられます。区分の変更の検討などはなされているのでしょうか。

そこで、改めて確認したいのですが、一概に町道とは言われますが、管理する上で等級などがあるのでしょうか。また、保全のために町で行う工事と、原材料支給として行う工事との判断基準はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、町道の保全について2点ほどあったかと思しますので、お答えします。

毎年、行政区の区長さんが替わりますと、各地区の要望等をまず上げてもらうような形をとっております。その中で、議員がおっしゃるように、確かに、道路関係ですとか、要望も大変多くあります。特に優先順位とかつけて、各地区にお願いをして要望とか上げてもらっています。それを、各担当課で対応して、先般、回答については各地区に回答を差し上げたところがございます。それを受けまして、今回9月の定例議会でも補正で若干工事費等があるのはそういう要望を受けたものでございますので、そういうことで前置きとしてさせていただきます。

それから、お尋ねの、一般に町道と言われるのは管理上の区別があるかということですが、町道自体分類がされておりますので、後ほど担当課長より答弁をさせます。

それから、原材料の関係でございますけれども、先ほど申したように、地区からの要望ですとか、町が直接のものとの基本的な考えようは、類別による管理規定によりますが、軽度な補修などについては現場などを担当で確認の上、地区への原材料支給で対応していただく場合もございます。ですから、直接町がやる場合と地区の協力を得て原材料をやる場合とあると、そういうことで、現場確認をしながら、その辺は担当課のほうで対応しております。実際の例なども含めて判断基準については、担当課長より答弁をさせます。

以上です。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、町道の種別の関係から説明をさせていただきます。

町長の答弁にもありましたとおり、町道には河津町町道工事費支弁条例の第2条によりまして、1類路線、2類路線、3類路線と3種類に分類されております。

1類路線につきましては、昭和55年の建設省の通達の基準により分類されました、1級の14路線、2級の19路線とその他の路線83路線の、合計で116路線が1類路線となっております。2類路線は、その他の路線の中から21路線、3類路線は、その他の路線764路線となっております。

建設省通達の基準につきまして、幹線1級市町村道の基準というのがあるんですけれども、そちらが6種類ほど項目がございまして、1つ目としまして、都市計画決定された街路。2つ目としまして、戸数が50戸以上の主要集落とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路。3つ目といたしまして、主要集落と主張交通流通施設、主要公益的施設、または主要生産施設とを連絡する道路。4つ目といたしまして、主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設、または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路。5つ目といたしまして、主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設、または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線1級市町村道を連絡する道路。6つ目といたしまして、大都市、または地方開発のため特に必要な道路。以上の6つのいずれかに該当する道路というものが1級という要件となっております。

2級につきましては、主要集落の規模が25戸以上となっております、そのほかの条件については1級に準ずるものとなっております。

その他の路線というものは、1級、2級以外の全ての路線がその他の路線という形になっております。

そちらを基準に、1級、2級については全て1類線の中に入っております、その他の道

路の中から重要だと思われるものが1類線という形に、町で今のところ、認定をされております。

近年ですと、河津町の長野地区から東伊豆町に行くまでの農免農道、あまり新規路線の認定というものがありませんけれども、そちらにつきましては、集落を結ぶ、ちょっと行政区間をまたぐ道路で特殊なんですけれども、そちらは1類という形で認定をされております。

また、区分変更ということで、先ほど質問の中にもありましたけれども、現在既に認定されている町道につきましては、類線が決まっているんですが、そちらの区分変更につきましては、今のところ考えてはございません。

それと、2つ目といたしまして、原材料支給を行うときの判断基準ということなんですけれども、支弁条例の中では、基本的には、1類線以外はほぼ地元が行うことが主となってまいります。2類線というのはほとんどありませんので、3類線の対応が主となりますので、そちらについてお答えをさせていただきます。

地区要望の対応が中心となりますけれども、現地調査の上、基本的には原材料支給によりまして地区で対応をしていただいております。原材料支給につきましては、文字どおり、砕石やグレーチングなどの材料のほかに、バックホーなどの重機の借上げの代金についても対応をしておりますので、多くの地区が利用していただいております。

しかしながら、損傷の程度、あと地元負担で行うことが現実的ではないぐらいの人工が必要とされる場合や、技術的に困難な場合、あと専門業者による修繕を行わないとまた再発の危険がある場合など、ケースバイケースの判断とはなるんですけれども、町で実施を直接する場合というのもございます。

地区の現状を踏まえまして、今申し上げたとおりの対応を、今は行っているわけなんですけれども、支弁条例の規定とそぐわない部分というのが実際ございますので、今後は条例を現状に則した表現に改正することも含めて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 町道の保全のため、多岐にわたり検討していただいていると感じました。

しかしながら、原材料支給での整備を地区に委ねておりますが、高齢化が進み、作業によっては対応できなくなっている地区も多いと考えます。町民の皆さんも、自分の使う道なので、何とか道路の維持に努めたい気持ちは持っていると思います。しかし、ままならないこ

とも多くなっているのではないのでしょうか。また、町道に張り出している樹木や道路交差点などの視界の妨げになっている支障木などに対しても、所有者が対応できない事情等がある場合、対策があるのでしょうか、お伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お答えします。

まず、高齢化が進んだことによって整備がなかなか難しいという点、もう1つは、町道に張り出している樹木の関係について、2点お答えします。

高齢化については確かに実情は理解できますが、これまでの町の方針の中で、地区の協力を得た中で早急に対応できることもございますし、また、地区で優先順位をつけていただきまして要望を早い形でかなえることもできるということで、お互いの協力関係の中で原材料支給や重機などの貸出しといたしますか、そういうことで町費を多く確保してきております。できるだけ、地域のことは地域で汗をかいていただき、問題を解決していただくというのが、お願いをしていることございまして、今後できるだけ協力をしていただきまして、工夫の中でも皆さんの協力によって、こういうことで進めたいと思いますので、今後ともぜひともご理解をお願いしたいと思っております。

次に、町道に張り出している樹木の関係でございますが、現実的にはなかなか十分な管理ができていない状況でございます。民地でしたら地主さんに協力をお願いすることとなりますが、道路用地内でこのような状況で全ての樹木の処理はできませんので、現状は地区の皆さんの協力を仰ぐとか、あるいは、危険性なども考慮する中で、町で応急的に処理をする対応をとっております。そういうことで、現状はなかなか十分管理できませんけれども、その都度対応していると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 基本的には原材料支給、支障木等の対応は地区で行うべきだとは思いますが、やはりそういうところでアナウンス的なものですかね、道路に張り出しているものは切ってください、道路の悪い箇所があったら早急に報告して手だてを検討する等、もし地区のほうをまた広報等をしていただいて、なるべく安全な町道にしていって、利用していきたいと思っておりますので、その辺の広報もお願いしたいと思っております。

それでまた、先ほどから想定されない災害のこと等触れてはおりますが、今日やはり想定される災害が多発しております。雨水の流れ、川の流れ、海の状況、山の変動等、根本的な

ところの整備が必要と考えられます。今後、予防措置として、原因を調査し、危険箇所を事前に整備するなどの道路保全のための計画は成されていないかお伺いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員がお尋ねのように、最近、災害等が頻発しているということもありまして、予防修繕と申しますか、災害に対する事前にいろいろ準備をしていくということが大変大事なことかと思っております。そういう意味で、町でもいろんな計画を作ったり、あるいは、今お尋ねの、点検等を定期的に行っております。道路については目視によって、状況判断によって、補修等は行っております。

対応状況については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、質問にありました予防保全の関係ですね、そちらの関係についてお答えをさせていただきます。

現在、ご存じのとおり、橋梁点検につきましては、5年に一度の法定点検ということで実施しております。専門業者への業務委託による点検と、国の研修を修了しました建設課の職員による直接点検というものも並行して行っておりまして、点検の中では結果を、健全の1から、緊急措置段階というものの4までの4段階に分けて、3以上の判定が出たものにつきましては、3年以内、または5年以内に修繕等の対策を講じております。

また、道路舗装の関係なんですけれども、道路舗装の予防措置としましては、町道の鍛冶屋沢線については、静岡県第1種緊急輸送路に指定をされていることもありまして、毎年計画的に舗装修繕を行っております。

その他の道路舗装の点検につきましては、路面正常調査などの専門業者による点検というものは実施はしておりませんが、基本的に毎月1回職員による道路パトロールというものを実施しておりまして、異常箇所の早期発見に努めております。発見された陥没箇所などにつきましては、道路瑕疵につながらないように早急に修繕するように対応をとっております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁いただきました。

やはりパトロールが一番大事なところかと思えます。未然にパトロールで見つけたところを早急に対応していただければ、町民が安心して町道のほうを使えると思えます。

また、先ほども申しましたが、地区要望等道路の保全に多岐にわたってありますので、そういうところをやはり原材料支給、町でやる等々判断が大事かと思えます。

町民の暮らしやすいような道路の保全にこれからも努めていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 仲 里 司 君

○議長（上村和正君） それでは、7番、仲里司議員の一般質問を許します。

7番、仲里司議員。

〔7番 仲 里司君登壇〕

○7番（仲 里司君） 皆さん、おはようございます。7番の仲里司です。

河津町議会第3回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問いたします。

私の今回の質問は、第1問目に、高齢者福祉について。

第2問目、河津バガテル公園について。

第3問目に、伊豆縦貫自動車道等について。

以上の3問を質問いたします。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めるものでございます。

それでは、第1問目の高齢者福祉について伺います。

1点目といたしまして、コロナワクチンの接種現況について。

2点目に、高齢化率（限界集落）について。

1問と2問を併せて質問したいと思いますが、1問目のコロナワクチンの接種状況、65歳以上の接種とか、64歳以下の予定等を、昨日町長の行政報告、また、担当課長の説明から、そして、広報かわづの9月号にも接種率等が載っておりますので、私はそこで十分に理解ができたので、ここで直接質問を取下げたいと思いますけれども、それを了解していただきたいと思います。

第1問目のワクチンの接種状況は了解確認いただきました。

では、2点目と3点目を同時に伺いたいと思いますけれども、2点目といたしまして、高齢化率（限界集落）について伺いたいと思いますけれども。

高齢者保健福祉計画などから、過疎化や少子高齢化が進み、人口の50%以上それぞれ65歳以上の高齢者になった集落のことを限界集落というんですけれども、過疎化、高齢化の進行により、農作業や道路の管理、先ほど桑原議員の中でもこの高齢化のこと出ていましたけれども続けて発言したいと思います。冠婚葬祭など、集落としての共同体の機能を維持することが限界に近づきつつあります。

実際に高齢化率が50%を超えている23地区のうち、3地区の方が50%を超えているところがあります。実際に、限界ですとはならないかもしれませんが、地域内の活動に何らかの影響はなかったでしょうか。先ほどもありました。道路の管理、維持で原材料支給、高齢者の増加で作業がままならないとか、このようなことで、町長、先ほど述べていますけれども、あえてここも再度伺いたいと思います。

続けて、3点目といたしまして、2025年問題です。これについて伺いたいと思いますが、戦後すぐの第一次ベビーブーム、1947年から49年の間に生まれた、いわゆる団塊の世代が後期高齢者75歳の年齢に達し、介護や医療などの社会保障費の急増が懸念されております。2025年には、後期高齢者の人口が約2,200万人、国民の4人に1人が75歳以上になる計算であります。

そこで、町長に伺いますが、2025年問題として社会保障費の増大について、町長はどのようにお考えになっているのか。

以上、2点伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、仲議員の高齢者福祉についてのお尋ねについてお答えします。

まず、限界集落の関係でございますが、議員がおっしゃるように、高齢化は町の大きな問

題であります。令和2年度の町の高齢化率でございますが、41.6%で、県や国より約10ポイント以上高い数値となっているのが現状でございます。この高齢化によりまして、医療ですとか、介護、保険、交通機関の確保の問題など、課題は大きいと考えております。

議員がお尋ねの、限界集落に近い地区もあるかと思えます。これらの地区では、特にご近所や地区の皆さんの協力が、私は重要ではないかと思っております。

お尋ねの50%を超える地区については、議員がお尋ねのように、3地区でございますが、この3地区において、特別な事由について、私は、特に聞いておりませんが、現状における高齢化の問題については、後ほど担当課長より詳しく答弁をさせます。

次に、2025年問題、社会保障費の増大についてお尋ねですので、お答えします。

2045年には、河津町の人口は約3,800人と国の推計で示されております。町では、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略で対応を進めております。現状では、自然減による影響が大きく、急に人口増に転ずることは難しいと考えられまして、できるだけ移住・定住など、転入者などを増やす社会増で、少しでも歯どめをかけたいと思っております。

特に、高齢者を支える働き世代が重要ですので、家族が住みやすい、あるいは子育てしやすい、産みやすいまちづくりが大事であると考えて、数々の施策に取り組んでいるところでございます。

議員がお尋ねの2025年問題については、2045年問題と同じような課題もあり、同様に取り組んでいかなければならない問題も多くありますが、特に、社会保障費の増加、医療、介護などによる費用負担の増加が見込まれます。基本的な解決としては、先ほど申しましたけれども、支える世代をいかに増やすか、あるいは、就労の機会を増やすことであろうと思いますが、現実的には予防医療や予防介護といった事業などによりまして、併せて健康寿命を伸ばすことが大事であろうかと思っております。

町では、お尋ねのように、令和3年3月に高齢者福祉計画、介護保険事業計画、介護給付適正化計画を作りまして、現状や将来の需要見込みなどを分析をして、今後、令和3年から3年間、令和5年度までの施策を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは、各地区の高齢化率の状況と、それと、あと社会保障費の見込みについてご説明させていただきます。

まず、町内の各地区の高齢化率でございますが、先ほど、議員、町長からも話がありまし

たとおり、第9次の高齢者福祉計画で示されてございます。

各地区の高齢化率で申しますと、50%を超えている地区が、議員が申しましたとおり、3地区でございます。ですけれども、そのうちの1地区につきましては、高齢者施設がある地区でございます。そこは高齢者施設を持っているからということで、その辺の理由があるのかなというふうに思っております。また、45%から50%の地区が11区でございます。また、40%から45%の地区が3地区、40%未満の地区が6地区ということで、23地区でございます。

続きまして、社会保障費の見込みでございます。以前にも、ほかの議員の質問等にもお答えしているんですけれども、高齢化率は高騰してきておりますが、全体人口の減少によりまして、要支援、要介護の人口は、2025年及び2040年の推計は横ばいか減少傾向にございます。ただ、全体の人口が減少していく上で、税収の減や事業者職員の減少等によりますサービス事業費単価の増加などが懸念されているところでございます。

社会保障費全体の国の推計値を見ますと、2018年度ベースで約121兆円でありますけれども、2025年度が約19兆円の増、2040年度が約69兆円の増加ということが示されておりますので、当町においてもその辺の社会保障費の増加というのもやはり予想されるところがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 実際に今、社会保障費の増大について、町長、あるいは担当課長が述べてくれたわけですが、ここでやはり自分たちの健康は自分で守ってから健康寿命をしっかり延ばして、自分のことは自分でできるような形が望ましいということになってしまいうんですよね。実際に少子高齢化が進展し、65歳以上の高齢者の人口がピークになることから、労働人口が激減して労働力不足も深刻になるだけではなく、先ほど言いました、医療費も年金も社会保障費も増大することは予想されているわけです。

先ほど、もう既に町長が述べましたけれども、この、今私が述べている項目の中で、河津町の令和3年から令和5年のそれぞれの保健福祉計画、事業計画がここに示されております。そして、この高齢者施策を進めていただくわけですが、この3か年の計画書に、先ほど言いました2025年問題、2040年問題も詳細に記載されております。そこをあえてここで私が質問するわけですが、

そこで、ここで聞きたいのは、第4点目といたしまして、ひとり暮らしの高齢者について伺いたいと思います。

令和4年になりますと、ひとり暮らしの高齢者は759人、前期高齢者としまして65歳から74歳の方が322人、後期高齢者75歳以上の方が437人いらっしゃいます。様々な暮らしがある中で、ひとり暮らしの高齢者の皆さんの中で孤独死はあったのでしょうか。また、この方々の日常における安否の確認や、認知症への取組に限らず、ボランティア活動とか何か特別に力を入れた重点施策等があったのでしょうか、確認したいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねのひとり暮らしの高齢者についてお答えします。

ひとり暮らしの高齢者は、いろいろな事情で高齢者だけの家族がどうしても多くなったり、また、ひとり暮らしではないにしても老々介護であったり、さらに年齢が進むと高齢でひとりになることも多いと、そういうことも予想されております。

確かに、議員がお尋ねの孤独死の問題もあろうかと思いますが、それをなくすにはやはり日頃のご近所の付き合いなど、そういうことが防ぐことの、まず第一であると思われ、場合によっては、お付き合いすることによって生きがいを見つけたり、そういうつながりによって高齢者が孤独死等のそういう状況にならないということが、やはりご近所のお付き合いの方が非常に大事じゃないのかなと思っております。できるだけ近くの人が寄り添って、見てもらうことがやっぱりそういうことをなくすことのできるだけご近所とのつながりを大事にしていくことが大事かと思っております。

また、最近ボランティアの活動ですとか、あるいは公的な役割を持っております民生委員さんの協力をいただきますと、いろんな状況等も把握ができますので、そういう方たちの活躍に、日頃感謝をしているわけですが、さらに、町の状況を見ますと高齢者が増えてきたりとか、先ほど言ったようにひとり暮らしの人が増えてきたりしますと、どうしてもそういう方たちの協力をさらに仰いでいかないと、なかなか、議員がおっしゃったようないろんな課題が解決できないのかなと思っております。特に、今後はボランティアですとか、そういう方たちの支える力が大変大事になってくると、そういうふうには思っております。

実際の状況等については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、孤独死の有無、あと孤独死対策等についてお答えさせていただきます。

町で把握している孤独死については、警察や民生児童委員等から情報があつたものについ

では把握できておりますが、全体の数については把握できていないのが現状でございます。情報が入っている案件につきましては年間数件でございます。

また、孤独死対策としましては、民生児童委員の定期的な訪問のほか、緊急通報システムや救急医療情報キットのあっせんを行いまして、令和2年度末時点で、緊急通報システムについては18名の方に設置済みでございまして、救急医療情報キットにつきましては、累計で315個配布をしております。

また、高齢者等見守りに関する協定書を、郵便事業者、新聞販売店、電力事業者、LPガス販売店、運送業者、計12事業者と締結をいたしておりまして、訪問時の異変等の通報業務等協力を得ているところでございます。

また、社会福祉協議会でも、希望登録している対象者に対し、周辺住民の協力を得まして、定期的な声かけや見守り等をいただく見守り支援事業を行っており、現在3件の登録がございます。

なお、認知症対策と併せた新たな取組といたしまして、社会資源マップの作成を行いまして、各地域で独自に行われている習い事や健康サークル、趣味の集まりなどをまとめた冊子を作成し、昨年、希望者に配布したところでございます。サークル等に新たに参加をしていただきまして、交友関係を広げて、健康で楽しい暮らしを送っていただければと思っております。また、今年度更新したマップをこの秋、各戸配布をする予定でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） 今、課長のほうからありました社会資源マップというのは、これなんですけれども、これは私、回覧板で回ってきたものを窓口で入手したわけなんですけれども、これを要望しようと思っていたところ、先に課長のほうがもう配布しますよということをおっしゃったので、ぜひ、この社会資源マップを有効に活用してもらいたいと思います。

それともう一つ、私は窓口へ行ってこれもらってきたんですけれども、河津町高齢者保健福祉サービス一覧表、表の面と裏面と、約30項目の行事内容が書いてございますけれども、高齢者にはこれを参考にしてもらおうと大いに参考になると思います。

そういうことで、私も高齢者の一員でございますので、いつ世話になるか分かりませんので、窓口へ行って様々な方とお話しを伺ったり、あるいはひとり暮らしの見守りはどうなっているんだよということをよく聞いたものですから、今回の質問に至ったわけでございます。

実際に認知症ケアパスとか新しい項目もございますけれども、その項目以外に、ここにあ

ります社会資源マップには、高齢者の住み慣れた河津町で年を取っても生き生きと暮らしていくための社会資源マップ、こんな方に情報紙として適しているのではないのでしょうか。もっと生き生きしたい方、もっとはつらつとしたい方、ちょっとした困りごとのある方、中でも安否確認、先ほど言いました見守り、大変参考になっております。先ほど、もう秋には全戸配布になりますので、皆さんもぜひこれを参考にさせていただきたいと思います。健康福祉課の宣伝をしているわけではありませんけれども、いい資料がたくさんございますので、ぜひ参考にしてもらいたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

第2問目です。バガテル公園について伺います。

1点目といたしまして、町長の公約の一つでありますバガテル公園の再生について検討を進める、ここまで、町長は何に重きを置いて実施されましたのか伺いたいと思います。

そして続けて、第2点目といたしまして、河津バガテル公園事業再生検討委員会が任期満了となり、4名の委員がまた再任されておりました。その中で、今後2年間でよりよいバガテル公園を造っていききたい、その他様々な意見が新聞報道にありました。

そこで伺いますが、よい公園づくりとは具体的にどのような公園のことでしょうか、町長のお考えを伺いたいと思います。

以上、2点伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、バガテル公園について、取組と検討委員会のよい公園づくりのことについてお答えします。

これまで、私の公約であります再生について検討を進めてまいりました。基本的な考えは、民間資本の力を借りて再生を図りたいというそういう方針であります。その手段として、公園全体を民間が指定管理者として運営いただけるように、指定管理者の公募という形で募集を進めてきました。しかし、結果的には、関心は示したものの、最終的な応募はかなわず、当面は町が提案や工夫をしながら運営をしている状況であります。現在でも、民間の事業者などと指定管理に向けて折衝はしておりますが、昨年からのコロナウイルスの感染状況や社会の経済状況によりまして、なかなかまとまらない状況でもあります。

この4年間で、バガテル公園のバラ園やレストラン棟、周辺の樹木の管理などに、力を注ぎまして、公園自体は以前のようなすばらしい公園になってきておりまして、お客さんからお褒めの言葉をいただいております。

また、昨年の春にはコロナの影響で春バラの最盛期に閉園を余儀なくされましたが、秋バラのシーズンには数々のイベントや文化的行事、夏にはプロジェクションマッピング、冬にはオークションなども行いまして、多くの町民、町外の方のご来場をいただきまして、文化の香る公園として好評を得たところでもあります。

仲議員にも、その取組について、昨年の12月議会で好評価をいただいたものだと思っております。

次に、再生検討委員会のよい公園づくりについてお尋ねですので、お答えします。

よい公園とは、いかにすばらしさを維持して、来場者に親しまれるかが大事であると思っております。お客さんにも、町民にも親しまれ、誇れるような公園でないかと思っております。

今年も文化協会の記念すべき第40回の町民文化祭も、バガテル公園で秋に予定をされております。コロナ禍で厳しい状況ですが、町民の皆様に親しまれるよう今後も努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 町民に愛されるすばらしい公園にしていきたいと思っておりますけれども、様々な取組が、実際にこの間、夜間に、23、24日でしたか、マッピングというんでしょうか、直接私は行けなかったんですけども、トゥクトゥクが走ったりしてまして、とても有意義になされたのかなと思えました。

3点目といたしまして、バガテル公園の活性化について、現在活躍されております地域おこし協力隊の皆さんは、直接、バガテル公園について何か貢献されているのか、直接関係はないんですけども、様々なイベントの中で地域おこしの皆さんが活躍されていますので、バガテル公園の活性化にどのような形で地域おこし協力隊が関わっているのか伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸重宏君） それでは、地域おこし協力隊の関係でございますが、今、4人おりますが、全体を含めて、バガテル公園との関係も含めて、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） それでは、地域おこし協力隊に現状といったことについて説明をさせていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等が進行している本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域における活動を通じて、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資するため、協力隊を設置しているものでございます。

そういった中で、協力隊の活動といったことではございますが、地域力の維持及び強化に資する活動を行うこととして、地域資源の発掘及び活用、振興、それから地域づくりへの参画といったことを行ってもらっております。

現在町では、4名の地域おこし協力隊員を採用し、協力隊員の活動を行ってもらっております。

1人は、興水氏でございますが、こちらの方については、空き家バンク、それから移住・定住支援、都市と農村の交流、それから鳥獣害対策の業務を行ってもらっております。

それからもう1人は、越尾氏でございますが、こちらについては、鳥獣害対策、都市と農村交流、ジオガイドの業務を行ってもらっております。

それからもう1人、小澤氏にあつては、ふるさと納税、それから返礼品拡充等の推進業務を行っていただいております。

それからもう1人、本年4月に採用をしましたが、ワーケーション等推進業務を行っていただいております。

直接バガテル公園で活動といったことについては、特にはない面もございまして、バガテル公園のイベント等の協力をほかの隊員とも行っていただいております。

また、令和2年度末、令和3年3月で、地域おこし協力隊を卒業しました、そして町のほうで起業をしまして、和田佳菜子さんをまちづくりアンバサダーといった形で、大使といった形で委嘱をいたしまして、民間企業の誘致や宣伝活動といったことの中でもバガテル公園のほうの活動に加わっていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） 実際に地域おこし協力隊の4名の皆さんがそれぞれ、空き家バンクから、鳥獣害、あるいはジオガイド、小澤さんはふるさと納税ということでしたけれども、このワーケーションに関わっている方は確か榎原さんでよろしかったですか。実際に興水さんはもうじき任期になろうかと思っておりますけれども、ここで質問すると数が合わなくなってくるから、移住、鳥獣害、空き家バンク等いろいろと精力的に取り組んでいただいております。着任から3年で卒業され、起業されて町に残られた方、また新たな仕事で町に協力をいただい

ております。実際に和田さんがアンバサダーとしてそれぞれ活躍されているわけですね。

続きますと、河津町の第5次総合計画の中で、バガテル公園は観光、交流の振興、そしてその現状と課題としまして、年間を通した施設利用者の向上等が求められております。その中で、地域おこし協力隊事業とか、新たに地域プロジェクトマネジャー制度、この新しい制度を利用して河津バガテル公園の再生を重要プロジェクトと捉えてから、地域プロジェクトマネジャーを全国公募し、バガテル公園の再生に取り組む。過去には、バガテル公園の支配人制度のやり取りもありましたが、再生検討委員会の意見としまして、産業観光振興に寄与する再生をバガテル公園は目的としていると、このようにうたわれております。

そこで、新たな言葉としまして、地域プロジェクトマネジャーという言葉があるんですけども、これはどのようなものかといいますと、市町村が実施する地域の重要プロジェクトの現場における責任者としてプロジェクトチームを運営し、プロジェクトの遂行、関係者の調整を行う。また、任期として1年以上3年以下とされ、任期後のプロジェクトの自走化に向けた手だてを講じると。そして、地域プロジェクトマネジャーは、1人当たり650万円を上限とした特別交付税の措置を受けることができます。ただし、1市町村当たり1名までなんですけれども。静岡県には、まだこの制度を利用しているところはないようであります。

では、ここで町長に伺いますが、この地域プロジェクトマネジャー制度の活用は可能なのか、町長のお考えを伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの地域プロジェクトマネジャーの件についてお答えします。

可能なのかと言われれば、必要なら可能だと思います。ということで、この制度は、今年度総務省のほうで、今まで地域おこし協力隊が若い世代の部分が多かったということで、中堅のそういう管理職といいますかね、そういう人たちを支援できないかということで国のほうでつくった特別交付税の制度の中でつくった制度でございます。今年度新たにできたということで、まだ情報等も、私はインターネット等でしか分かりませんが、そういう中で、今まで地域おこし協力隊をさらに一歩進めて、先ほど議員がおっしゃったように、プロジェクトマネジャー制度を国がつくったということでございます。

これは、収入面でも特別交付税の措置の額も、議員がおっしゃったように、650万円ということで、金額的にも大変多くなっていて、ただ人数が1人ということでございます。私、ちょっと詳しくは分かりませんが、何年間までいいのかなということだと思います。

ということで、今年新たな制度ということで、私も注目をしていたわけでございますけれ

ども、議員が勉強されて、そういう制度を調べてくれたものですから、私もどういう場面で使えるかということで、この制度を少し活用できるかどうか、今後考えてみたいと思っております。

ただ実際、河津バガテル公園でどうかということになりますと、先ほど申したように、一応今の段階では、河津バガテル公園では民間の企業との、中で一緒になってやっていこうというのが最終的な目的でございます。そういう中で、先ほど担当課長が申したように、現状では再生化に向けて、元地域おこし協力隊員の和田さんをまちづくりアンバサダーに委嘱をしまして、民間企業などの調整事業を行っていただいております。また、バガテル公園の新たな活用も考えまして、旧レストラン棟のワーケーション施設の活用と管理を、起業した和田さんの会社と委託契約をしまして、その運営の一部を地域おこし協力隊の榎原さんと一緒になって運営を行っているという、そういう状況でございます。

議員お尋ねの地域プロジェクトマネジャー制度については、現在再生化に取り組んでいる最中でございますので、現状では指定管理者制度の中で応募企業を探している状況でございますので、ある程度方向が決まった段階でそのような制度が活用できるかどうか、そういうふうに検討していかなければならないのかなと、今の段階では、ちょっと今の制度としては合わないのかなと、今後ある程度方向が決まった中でその制度が使えるかどうか、地域プロジェクトマネジャー制度が使えるかどうか検討してみたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） 新しい制度をこうして熟読しているにも関わらず、町長のほうからいただいた答弁の中で、大変厳しい答弁なのかと思いますけれども、私がバガテル公園の再生にこの新しい制度を利用したらどうかというのは、確かにこの財政的なものが高額な理由というのは、業務の内容が大変ハードですよね、仕事の内容がとてもこれでできるのかなぐらい書いてありますけれども、それでも项目的には、民間資本を十分に取り入れるとか、多くの方に雇用の場も設けることができるかと思います。

先ほど、少しこれが、じゃ、可能かどうか検討してもらおうということなんですけれども、全国で早々とこれに取り組んだのが福岡県の赤村というところがこのプロジェクトマネジャー制度に公募してから既にそのマネジャーという方がもう活躍されております。そこが全国で一番だったかもしれませんが、先ほど言ったかもしれませんが、河津町が静岡県で

一番最初にプロジェクトマネジャーやったぞということでもうなりましたならば大きな成果ではないのかなと思っているわけですけども。

実際に、和田さんの活躍とか、地域おこし協力隊の方々がこれからバガテルを含め、河津町を大いに楽しい町に向けて進んでいってくれるのかなと思っていますけれども。

このプロジェクトマネジャーができたのは、先ほど町長が言いましたように、地域おこし協力隊の延長線上ではありませんけれども、地域おこしの方が少ない金額で卒業されて、そのあと、マネジャー制度ができたという中でもう賃金的にも、業務的にもかなりのことが求められていますので、先ほどバガテル公園の再生に向けては様々な項目で既に取り組みされていることもあるかもしれませんが、ぜひ、このプロジェクトマネジャー制度、検討していただけたらなと思いますけれども、検討はあらずですので、一つまた考えていかないといけないと思います。

では、次の3問目に移りたいと思います。

次は、伊豆縦貫自動車道等について伺いたいと思います。

工事の全容が見えてきました。私の家からなども道路がつながったところが見えます。縦貫自動車道の開通はまだまだ先のことですが、河津・下田間道路トンネル工事は順調のように進んでいます。

そこで、伺います。

1点目といたしまして、河津・下田間道路工事の進捗状況について。

2点目といたしまして、これ仮称なんですけれども、河津インターチェンジ周辺地域の振興計画に対して、実現可能な取組にはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

例えば、備えるべき機能としまして、地域の物産販売、地域情報の提供、トイレ、国民宿舎の跡地にキャンプ場の併設、宿泊機能、レストラン、温泉、源泉を活用と、また、小学校の統廃合により廃校となる予定の学校施設、西小学校ですね、有効活用としまして地域振興施設を整備するプロジェクトです。来訪者が情報を入手したり、飲食や休憩をしたりするだけでなく、地域の住民が日常的に利用し、子育て世帯の交流や高齢者の健康づくり等様々な活動の拠点となるようにしますと計画されております。この上地区の活性化に大いに期待するわけですけども、地域振興計画に関連して、今後の地区説明会の予定はどのようになっているのか、2点目として伺いたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員お尋ねの伊豆縦貫自動車道等についてお答えします。

河津・下田道路の進捗状況について、まずお答えします。

河津・下田2期の区間の工事が行われているところでありまして、今年度においても約93億円もの国の予算をつけていただき、感謝をしているところでございます。

また、4月27日の国交省の記者発表では、2期区間、（仮称）河津インターから逆川インター間が令和4年度中に開通予定と発表されました。これは地域住民にとって念願の道路が、一部とはいえ、目に見える形となって大いに今後に期待が膨らむ出来事となっております。

町では要望するだけではなくて、町として町民向けにできることを考えまして、昨年、コロナ禍の中で地域住民になかなか工事の進捗状況や今後の計画など説明できる機会が少ないことから、本年の3月号の広報紙で2面にわたり特集として掲載をしたところであります。今後も、天城ルートなどの計画が進んでおりますので、町民の理解により工事がスムーズに向かうように、これからも情報提供等に努め、一日でも早く完成できるように協力をしていきたいと思っております。

また、伊豆縦貫自動車道の開通を見据えまして、災害時での受援部隊の受入れや一部本部機能を確保するためにインターチェンジに近い安全な場所を確保すべく、昨年度、約3ヘクタールの用地を取得して防災公園として計画を進めております。なお、用地については、谷合の傾斜地にあることから、伊豆縦貫自動車道の工事の発生土約14万立米を盛り土して、その後施設を建設すべく、今年度設計予算を組んだところでございます。

工事の進捗状況ですとか、今後の計画については、担当課長より答弁させます。

次に、振興計画の関係でございますが、先に議会でも答弁をしましたが、インターチェンジ周辺の振興計画につきましては、それぞれの関連する地区の協力により作成をしております。その実行においては、それぞれの地区の協力や考えなしに進めることはできません。特に、現状の新型コロナ感染症状況では、地域の皆様に集まってもらうことは難しく、現状で行っている逆川地区ですとか、七滝地区での見直しのためのブラッシュアップについて検討しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、伊豆縦貫自動車道下田・河津道路2期の進捗状況について、私のほうから説明をさせていただきます。

沼津河川国道事務所のほうに照会したところ、以下のとおりでしたので、こちらで報告を

させていただきます。

河津・下田道路2期の進捗状況ですが、（仮称）河津インターチェンジから（仮称）逆川インターチェンジの令和4年度内の開通に向けて、トンネル工、橋梁上下部工、改良工、舗装工等を推進しております。（仮称）逆川インターチェンジから（仮称）下田北インターチェンジについては、改良工用地買収を推進しており、今後下部工工事も実施予定となっております。

以上のような報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） 河津・下田道路の進捗状況の中で、トンネルがもう実際に通じたというんでしょうか、令和4年には下田・河津としてもう利用できるわけですか、そうですね。そのトンネルができて、下田・河津間の道路が使用できるということですか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほども申しましたが、これは国土交通省の発表の中で、工事が順調に進めば令和4年度中にインター間の工事が完了すると、そういうふうに聞いております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） 分かりました。では期待したいと思います。

では、続けて質問します。

3点目としまして、河津町第5次総合計画の道路ネットワークの整備について伺います。

伊豆縦貫自動車道が、今の答弁のように、河津・下田道路をはじめとする幹線道路の整備が進み、町内及び他市町との円滑な交通が確保されてきました。市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を進める、特に浜峰線については河津町の中心道路として優先的に整備を進めると計画されております。

町長は任期中に、この優先的に整備を進める河津町の中心道路にどのように取り組んだのか伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、道路ネットワークの整備についてお答えします。

その前に、先ほどの答弁の中で、私、令和4年度中にインター間が完成すると言いました。これはトンネルが開通と、逆川のインターまでの間ですので全部の区間ではないということ

で、河津インターから逆川インターまでの間ということでご理解願いたいと思います。訂正させていただきます。

それでは、道路ネットワークの整備についてお答えします。

関連するネットワーク道路の浜峰線の進捗状況でございますが、経緯については、ご存じかと思いますが、改めて説明をいたします。

浜峰線は、国道135号から県道下佐ヶ野・谷津線に至る延長2,840メートルでございます、うち、県道との重複間が233メートル含まれております。幅員は16メートルの都市計画道路で、伊豆縦貫道のインターから市街地を結ぶ主要幹線道路として位置づけています。

平成16年までに、国道135号から観光交流館まで約1,030メートルの整備をし、平成24年に役場から県道下佐ヶ野・谷津線合流点までの約947メートルを県道路事業として完成しております。残る役場から観光交流館までの未整備区間約630メートルについては、組合施行による区画整理事業で予定をしておりましたが、地元の同意を得られずに組合施行事業を断念したところでございます。

その後においては、町が直接主な買収対象予定者と折衝を重ねて、また、地区で説明会を行ったりしておりますが、私になってから、何度もお会いをしてお話しを伺っておりますが、今のところ進展は思うように進まない、そんな状況でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 関連して、また続けて質問したいんですけども、今、町長、それぞれ何度もお会いしながら取り組んでいますよということを伺いましたが、実際に地権者の皆さんにお会いしたことがありますか。そのようなことで、この浜峰線が優先的に整備を進められることによりまして、通学路の安全も確保されると思いますので、関連してここで質問したいと思います。

現在の通学路の安全は確保されているのでしょうか。また、浜峰線の早期完成により、さらに安全な通学路の確保ができるように、防犯カメラの設置や通学路、通学帯、交差点付近の整備など、交通事故の防止に効果があると考えられますが、町長いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 答えますか、4回目。

7番、仲議員にお伝えします。

本件に関する発言は既に3回に及びましたが、第55条のただし書の規定により、特に発言を許します。

町長、どうぞ。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、仲議員の先ほどの質問の補足をまず最初にさせていただきます。

地権者との関係でございますが、これまでも地区役員の皆様と打合せをしてきておりまして、現状を踏まえての今後の進め方ではありますが、平成23年に地区住民や地区及び地区外の権利者36名の出席の下、全体計画について住民説明会を開催をして、意見を伺っております。

その後、もう10年近く経過しておりますので、また、関係者の中には世代も代わってきておりますので、もう一度住民説明会を開催する予定でございましたが、コロナウイルスの関係で、また、人を一堂に集めることが難しい状況ですので、地区役員と今後の対応については時期を見て再度打合せをしたいと考えております。

お尋ねの地権者の皆様とお会いしたことがあるかということでございますが、先ほどの答弁のとおり、私が全体での地権者とお会いしたことはありませんが、今後検討したいと思っております。

次に、通学路の安全の関係でございますけれども、道路が完成されたときの通学路の安全確保の関係でお尋ねですが、現状でも、県や教育委員会や学校などで安全対策の見直しや点検を行っておりますので、完成後には通学路の安全点検対応について当然なされるものだと思っております。

お尋ねの状況につきましては担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、私のほうから、通学路の安全点検について説明をさせていただきます。

全国的に登下校中の児童等が死傷する事故が発生したことを受けまして、平成24年度から、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検を実施するなど、通学路における交通安全確保の取組を推進しておりまして、静岡県では、県警本部、県の教育委員会、各道路管理者が連携し、静岡県通学路交通安全プログラムというものに基づきまして、静岡県通学路対策推進会議というものが設置されております。各市町にはその支部が設置されております。

河津町におきましても、下田警察署、下田土木事務所、河津町の建設課、河津町の防災課、河津町の教育委員会、あと各小学校からなる支部が設置されておりまして、毎年、通学路の安全点検を実施しております。

今後、新設道路が設置された後につきましても、小学校などから安全点検に要望などがある場合は、今までどおり対応していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 大変失礼いたしました。

通学路のことを無理やりこの道路につけたということは、新しい道路の中で通学路が実際に田中とか沢田のところに危険な箇所が幾つもありまして、その現場は教育委員会の皆さんも確認されたと伺っていますけれども、地元の方からも、横断歩道の一つの在り方によって次ができないと、だけれども、それができないことによって、子どもたちは横断歩道をわたれないという弊害が生じております。実際に大きな交通事故がありまして、他の市町では歩道に防護壁を設けたりするところもあるようです。そんなことにならないように、事故があつてからでは遅いですので、子どもたちの通学路、また、学校の統合により通学路が変わってくることもあるかもしれませんが、急に変わらないと思いますので、ぜひ、子どもたちの安心・安全な通学を確保していただきたいと思います。

余分なことを言ったおかげで、回数が分からなくなってしまいました。失礼しました。

以上をもちまして、私の一般質問を終了といたします。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（上村和正君） 日程第2、報告第3号 令和2年度決算に基づく河津町健全化判断比

率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第3号 令和2年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。

以下、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、報告第3号を説明させていただきます。

報告第3号 令和2年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

項目、健全化比率、早期健全化基準、括弧書きのものです、の順で説明します。単位はパーセントです。

実質赤字比率ダッシュ（15.0）、連結実質赤字比率ダッシュ（20.0）、実質公債費比率5.9（25.0）、将来負担比率34.8（350.0）。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

これにつきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づきまして、財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられているものです。町の財政事情を判断するに当たりまして、健全化の対象を一般会計のみならず、特別会計や一部事務組合や広域連合等含めた町全体の財政状況を数値化したものです。4つの指標となる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を健全化判断基準と定められております。

定例会資料で説明させていただきます。

資料の1ページ目をお開きください。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計等を対象にした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政の運営の悪化の度合いを示す指標と言えるものでございます。

算定式は、(2)に記載のとおりでございます。

次に、連結実質赤字比率ですが、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字または

資金の不足の標準財政規模に対する比率と言えるものでございます。

全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標と言えるものです。

算定式は、(2)に記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

実質公債費比率ですが、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。借入金、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標と言えるものでございます。

算定式は、(2)に記載してあるとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

将来負担比率ですが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。

一般会計等の借入金、地方債や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性の度合いを示す指標と言えるものでございます。

算定式につきましては、(2)に記載のとおりでございます。

表中の実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額が生じておりませんので、ダッシュ表示となっております。

括弧書きの数値は早期健全化基準で、財政収支が不均衡な状況、その他財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められたものでございます。それぞれの数値が早期健全化基準を上回るようになった場合には財政健全化計画を定めて、財政の立て直しを図ることになります。

議案のほうに戻っていただきまして、次ページ以降に監査委員の意見書を付してあります。審査結果のみ説明させていただきます。

総合意見。

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率5.9%、将来負担比率34.8%で、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

令和3年8月10日に提出を受けたものでございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

町長にちょっとお伺いしたいんですけども、実質公債費比率にしても将来負担比率にしても、当然低い数字であることにこしたことはないと思うんですね。ただ、将来の町を見据えたときに、ある程度の投資というのは必ず必要になってくると思います。これが低ければいいというものでもないというのは理解できると思うんですね。

そんな中でも、今後は経済の先行きがよく分からない、見通しがよく立たない中において、町長のお考えになっている、例えば実質公債費比率は国が定めている25%、それから将来負担比率については350%、これ数字が出ていますけれども、町長のお考えになっている、この線は最低守りたいというような思いというか考えがあれば、ちょっと教えてもらっていいですか、突然の質問で申し訳ないんですが。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員の質問にお答えしたいと思います。

基本的には比率は低いほどいいと思います。ただ、行政運営上、どうしても必要なことはやらなきゃならないと思います。その中で特に私が申しているのは、例えば起債を借りるにしても効率のいい起債を借りるべきだと思っております。特に、今回も補正予算の中で計上してございますけれども、なるべく財政調整基金を使わないとか、あるいは今年から適用になった過疎債を使うとか、あるいは緊急防災の起債を使うことによって70%交付税が来るものですから、そういう効率のいい、やっぱり起債を使うべきじゃないかなと思っております。

ただ、今後特に心配されるのは、学校建設なんかの費用が相当かかってくるのかなど。当然、経済対策もしなきゃなりませんけれども、そういうことで特別これといった基準はありませんけれども、そういう中で起債を借りるにしても、やっぱり交付税の裏打ちがあるような起債を中心として、特に今回は過疎債という、ある面では有利な起債の制度がございます

ので、その辺を今後、特に学校建設なんかで活用して少しでも町民の負担が少なくなるような、そして将来の不安がないような、そして私にとってみれば、将来の子供たちに負担がかからないような、そんなことが今後のために重要なことではないかと思っておりますので、そんなことを気にしながら、もう一つは財政調整基金。これについても、やはり今後災害等の懸念がされて、そのときに少しでもお金を残しておかないと万一のお金が使えないこともありますので、今回の補正予算にも組んでございますけれども、1億5,000万ほど財政調整基金積むことによって9億近い財調になりますので。できれば10億ぐらい目標で何とか積みたいなと思っていただけですけれども、今回は何とか積めて9億2,000万ぐらいになるかと思うんです。そういうことが今後の将来のために健全な財政ということになると思っておりますので、そんなことに気をつけながら今後運用していきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） すみません。再質問させてください。

その思いはよく理解できました。例えばなんですけれども、実質公債費比率が、これは公に発表しなければならない数字なわけですけれども、これが学校を造るとかいったときに、瞬間的にしろ何にしろ15%を超えて20%近くにもなったといたら、多分町長もこれは危険だなと感じると思うんです、私。将来負担比率にしても今は34.8ポイント、これがやっぱり150とか200とかという数字になってきた場合には、町長の中でもやっぱりちょっと財政引締めしないといけないかなというふうに考えると思うんですね。町長が心の中で思っている危険信号ラインというのが、もし分かれば教えてほしかったんですけれども、その辺、数字としては出せないですか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど申したように、特に数字的なものは持ってありません。今回の決算書を見てもらえば分かるんですけれども、河津町の起債の内容を見てみますと、ほとんど裏打ちと申しますか、交付税措置があるものです。そういう意味では、実質公債費比率は交付税のあれがあるもので下がると思っておりますので、そういうことを考えますと、ある程度大きな借金をしても、ある程度そういうことを意識することによって見通しがつくのではないかなと思っておりますし、特に河津の起債の状況を見ますと、例えば臨時財政対策債なんかはほとんど100%交付税が来る借金であったりとか、あと先ほど言った防災の関係のあれなんかも70%交付税が来るということでございますので、返してもその7割は返ってくると

というような。ほとんど借金の仕方も結構、そういう裏打ちのあるような借金が多いものですから、そういうものを気にすることによって実質公債費比率というのはそんなに上がってこないのかなと思います。

過去の河津町の学校建設等を見ても、毎年やった中でもそういうようにできたという実績もあると思いますけれども、さらにそういうことではなくて、うまい起債を借りられれば、それを利用することによって、特に私は今回の過疎債のあれは大きいなと思っております。そういうことで、学校建設なんかも過疎債が十分使えるということでございますし、観光施設等も過疎債が使えるということでございますので、過疎の脱却ということを目指にするわけですが、当面、そういう事業については過疎債が適用されるかなと思いますので、そういうことで大いに活用したいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） よろしいですか。ほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） よろしいですか。質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって報告第3号 令和2年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についての報告を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（上村和正君） 日程第3、報告第4号 令和2年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第4号 令和2年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

以下、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、報告第4号について説明をさせていただきます。

報告第4号 令和2年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

公営企業特別会計の名称、資金不足比率、うち括弧書きは経営健全化基準でございます。備考の順で説明をいたします。

河津町水道事業会計、ダッシュ（20.0）。令第17条第1号の規定により事業の規模を算定しております。

河津町温泉事業会計、ダッシュ（20.0）。同様でございます。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

この報告は、地方公営企業が毎年度、前年度の決算に基づきまして、経営状況を客観的に表し、公表を義務づけられているところでございます。

定例会資料にて説明させていただきます。

定例会資料の4ページをお開きください。

資金不足比率の概要でございます。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を判断する比率であり、資金の不足額の事業規模に対する比率をいいます。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとなっております。

算定式は、(2)のとおりでございます。

議案に戻っていただきまして、次ページをお願いいたします。

水道事業会計、温泉事業会計、それぞれ不足でダッシュ表示となっております。

次ページに監査委員の意見書の写しを付してあります。

令和2年度水道事業会計経営健全化審査意見書というところで、審査の結果のみ説明させていただきます。

総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率。

資金不足なし。

是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

この意見書につきましては、令和3年8月10日に提出されたものでございます。

次ページをお願いいたします。

令和2年度温泉事業会計経営健全化審査意見書。審査の結果のみ説明させていただきます。

総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率。

資金不足なし。

是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

この意見書につきましても、令和3年8月10日に提出されたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって報告第4号 令和2年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 河津町田中501番地の4。

氏 名 後藤一代

昭和34年10月7日生まれ。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

後藤氏は、現在、人権擁護委員として1期目の要職にありまして、人権問題に精通してございます。これまでも町の職員として長年勤めておりまして、行政経験も生かし、人権相談や啓蒙活動等に活躍をしていただいております。人間的にも地域社会の信望も厚く、適任であると考え、2期目を引き続いてお願いしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、今期の任期は令和3年12月31日まででありまして、再任されますと3年間の任期となります。よろしくお願いたします。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり推薦について適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦について適任とすることに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 承認第4号について説明させていただきます。

次のページをお開きください。

河津町告示第118号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第5号 河津町条例第14号。

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

令和3年8月13日。

河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が令和3年9月1日に施行されたことにより、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

条例第14号。

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。定例会資料の5ページをお開きください。

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号以下「番号利用法」という。）の一部が改正されたことに伴い、令和3年9月1日から個人番号カード再交付手数料の徴収方法が変更されたため町手数料条例から当該手数料を削除するものです。

番号利用法において地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地の市区町村長に委託できるということが規定されました。このため、令和3年8月31日までは本手数料条例に基づいて徴収していた個人番号カード再交付手数料を、施行日の令和3年9月1日以降は機構との委託契約に基づき徴収し、歳計外会計へ歳入した後、機構へ納入することになります。したがって、専決処分により条例改正を行わせていただきました。

では、議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

附則。

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第6、議案第55号 河津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第55号 河津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

河津町固定資産評価審査委員会条例（平成11年河津町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第55号を説明させていただきます。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、河津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正し、審査申請書の押印、口述書の署名押印を廃止する改正となるものでございます。

1 ページめくっていただきまして、条例第 号

河津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

河津町固定資産評価審査委員会条例（平成11年河津町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中、第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

固定資産の価格に係る不服審査の手續における利便性の向上等を図るために、審査申請書の押印と口述書の署名押印を不要とすることに関して必要な規定の改正を図ったものでございます。

定例会資料の9ページに新旧対照表をつけてありますので、参考としていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第55号 河津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第7、議案第56号 河津町個人情報保護条例及び河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第56号 河津町個人情報保護条例及び河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町個人情報保護条例（平成17年河津町条例第3号）及び河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年河津町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明をさせます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第56号を説明させていただきます。

まず、提案理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月12日成立）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

この改正案は、河津町個人情報保護条例と河津町個人情報の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の2つの条例の所要の改正をするものでございます。

1 ページめくっていただきまして、条例第 号。

河津町個人情報保護条例及び河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

(河津町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 河津町個人情報保護条例（平成17年河津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第7号」を「第8号」に改め、「情報照会者」の次に「若しくは情報提供者」を、「又は」の次に「同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係」を加える。

(河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年河津町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第9号」を「第11号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

関係法令の改正に伴いまして、情報提供等の記録の提出先であります「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるほか、改正で生じます号ずれを整理したものでございます。定例会資料の11ページに新旧対照表をつけてございますので、参考としていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第56号 河津町個人情報保護条例及び河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第8、議案第57号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第57号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について。

河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第57号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正は、上位法令の改正に伴います関係条例の改正でございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料の12ページをご覧くださいと思います。

今回の改正内容を記載してございます。本資料にて説明をさせていただきます。

本条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の一部改正により関係条例の改正を行うものでございます。

また、3つの条例の改正を1つの改正条例文にて、条立てとなって構成をしてございます。

1番としまして、改正する条例は次の3条例になります。

河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、2つ目は河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、3つ目は河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございます。

改正する内容ですが、大きく4項目とその他の項目として二、三項目ございます。

まず1つ目として、2の感染症や災害への対応強化でございます。

日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進としまして、(1)としまして、感染症対策の強化ということで、介護サービス事業者に感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の2点の取組を義務づけるとしてございます。その際、3年の経過措置期間を設けるとしてございます。

①としまして、施設系サービスについては、現行の「委員会の開催、指針の整備、研修の実施」に「訓練の実施」を新たに加えます。

②としまして、訪問系のサービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、居宅介護支援につきましては、「委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施」を義務づけるということでございます。

(2)としまして、業務継続に向けた取組の強化ということで、感染症や災害時等に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を義務づけます。その際、3年の経過措置を設けるとしてございます。

次に、3、地域包括ケアシステムの推進でございます。

認知症への対応力向上に向けた取組の推進としまして、(1)認知症に係る取組の情報公表

の推進。介護サービス事業者の認知症対応力向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について公表をすることとします。

(2)認知症介護基礎研修の受講の義務づけということで、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対しましても、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるとしてございます。その際、3年の経過措置を設けるとしてございます。

次に、4、自立支援・重症化予防の取組の推進でございます。

(1)としまして、口腔衛生管理の強化ということで、施設系サービスのみでございますけれども、口腔衛生管理体制を確保するように促すとともに、入所者の状況に応じた丁寧な口腔衛生管理をさらに充実させるため、口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状況に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めるとしてございます。その際、3年の経過措置を設けることとします。

(2)としまして、栄養ケア・マネジメントの充実ということで、栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を義務づけるとともに、入所者ごとの対応に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めるということで、この際、3年間の経過措置期間を設けるということにします。

次に、5、介護人材の確保・介護現場の革新でございます。

(1)としまして、ハラスメント対策の強化ということで、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとします。

(2)としまして、会議や多職種連携におけるICTの活用ということで、運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の2点について見直しを行います。

①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、ガイドライン等を参考にして、テレビ電話等活用して実施を求める。

②としまして、利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を利用して実施を求めるとしてございます。

その他項目としまして、(1)リスクマネジメントの強化ということで、介護保険施設にお

きます事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、以下の点を対応することとします。

①安全対策を恒常的なものとする観点から、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めておくことを義務づけます。この際、6か月の経過措置を設けることとします。

②としまして、運営基準におきます事故発生の防止またはその再発防止のための措置を実施します。その際、6か月の経過措置を設けることとします。

(2)としまして、高齢者虐待防止の推進。利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の防止のための措置として虐待の発生またはその再発を予防するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけます。こちらも3年間の経過措置を設けることとします。

その他関係字句の修正を行うこととします。

以上が条例改正の内容になります。

条例改正文のほう、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

それでは、第1条につきましては、河津町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正を記載してございます。

次に、議案を含め、16ページ目になります。すみません、ページを振ってなくて大変申し訳ないんですけども、16ページ目中段になります。そちらが第2条が始まります。そちらにつきましては、河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を記載してございます。

第2条条文のページを含めまして、4ページ目の頭になりますけれども、そこに第3条としまして、河津町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を記載してございます。

第3条の条文を含め、6ページ目の下段になりますけれども、改正附則が記載してございます。改正附則のほう、ご覧いただきたいと思います。

第1項、施行期日としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしてございます。第2項以降、第11項まで、虐待防止、業務継続計画の策定等、それぞれの事項の経過措置を記載してございます。

なお、定例会資料15ページから65ページにおきまして、各条例の新旧対照表を添付してご

ございますので、参考としてください。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

いろいろと地域密着型サービスの人員確保とか設備の運営状態に対しての改正、上位法令に基づく改正ということですよ。なんですけれども、それぞれに経過措置を設けますということが、3年であったりとか6か月であったりとかあるわけですけれども、ということは、それぞれの施設から経過措置の期間の間というのは報告義務とかそういったことが生じると見ていいわけですか。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 特に報告義務等は記載してございません。ですから、その施設、施設ごとに、この条例に基準となりました管理栄養士の配置とかそういったものは随時行っていただくものとしております。ただ、施設におきまして、一応町のほうも監督責任ありますので、こちらから行ったり、電話等の聞き取りとかそういったものありますので、そういったところで確認をしていくというような状況になろうかと思えます。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） いろいろとハラスメントに関することや感染症の蔓延のこととか、非常に神経を使うような部分の条例の改正ということで、先ほど課長が言われたとおり、監督責任というのが当然あるんだろうと思うので、この辺について。ただ、そこを縛りつけ過ぎると、やっぱり人員確保ということに非常にシビアな問題が出てくるかと思うので、非常に長い条例改正ということで、内容について、僕らもなかなか吟味することができるような状況じゃない条例改正で、一生懸命読もうと思って努力はしたんですが難しいので、また分からないことがあったらぜひ聞かせてください。お願いします。終わります。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第57号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第9、議案第58号 河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第58号 河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和51年河津町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第58号について説明させていただきます。

本改正提案理由は、ごみの排出量抑制、減量化、排出量に応じた負担の公平化等を目的として、今まで税金で賄っていたごみの収集、運搬、処分に係る費用の一部を住民に応分負担していただくため必要な箇所を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、内容については定例会資料で説明させていただきます。

資料の66ページをお開きください。

河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

町が収集する一般廃棄物（可燃ごみに限る。）の処理手数料を徴収することとし、その金額や徴収方法、減免や排出方法について規定するものでございます。

具体的な改正内容です。

1、排出方法についてです。

町が収集及び運搬する一般廃棄物（可燃ごみに限る。）を排出するときは、町長が指定する袋（指定袋）を使用して排出すること。

2番、処理手数料についてです。

町は、廃棄物の処理に関し、指定袋の容量に応じた手数料を、排出者が指定袋を購入するときに徴収する。金額は以下のとおり。

容量20リットルの指定袋、1枚につき16.5円。

容量45リットルの指定袋、1枚につき33.0円。

容量70リットルの指定袋、1枚につき55.0円です。

3、手数料の減免についてです。

天災、その他特別な事由があると町長が認めるときは、申請によりごみ処理手数料を減免することができるものとします。

また、この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定めることとしてございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行し、経過措置として、施行日から令和4年4月30日までの1か月間は、改正前のごみ袋で排出することができるとしてございます。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、下のほうです。

附則。

(施行期日)

次のページへ行きます。第1項、この条例は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2項、この条例の施行日から令和4年4月30日までの間における一般廃棄物の排出方法については、この条例による改正後の第7条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

また、定例会資料の67、68ページに新旧対照表をお示ししてございますので、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、大川良樹議員。

○1番(大川良樹君) すみません。ちょっとまずお伺いしたいんですけども、今現在のごみ袋に関する、いわゆる製造とか販売手数料、そういったものをひっくるめて、今現在のごみに対してかかるお金というのは、商工会とかサービス店会に委託しているということで、ちょっと確認なんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長(上村和正君) 町民生活課長。

○町民生活課長(土屋典子君) サービス店会に補助金を出して業務を行ってもらっています。委託ではなくて補助金で行ってもらっています。

○議長(上村和正君) 1番、大川良樹議員。

○1番(大川良樹君) じゃ、製造とか販売手数料はそういう形をお願いしているということでもよろしいんですね。

住民説明会の資料をちょっと確認させていただきました、議案が出てからですね。一番分かりやすいのは、よく使われる45リットルのMサイズというやつが一番分かりやすいと思うんですけども、現在10枚入りで100円ということ、1枚10円ですよね。新しい金額見ますと330円。この条例のほうにも1枚につき33円ということになっていないかと思えます。

僕、説明の中で理解がちょっとずれていたのかあれなんですけれども、今まではMが100円、10円かかっていたんですけども、それというのは袋だけの料金で回収しているということ。サービス店会、小売のほうが発売を行っていた。新料金になりますと330円は丸々、

処理手数料。僕、焼却手数料だったのかなと思って、ちょっと理解がずれているかもしれないのでここで確認したいんですけれども、例えばですけれども、袋の料金100円を引いた230円が焼却手数料になるんでしょうか、ちょっとそこら辺、お伺いしたいんですけれども。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 今まで100円の内訳なんですけれども、ごみ袋の製造の原価にサービス店会が利益を乗せて、小売店が利益を乗せて販売していたものです。今度の330円につきましては、町がお金を出して袋を作るわけですけれども、それは町が支払いします。330円はごみ処理手数料として丸々、住民の方からいただきまして、それをごみ袋の製造の料金であるとか家庭ごみの焼却費用の一部に充てるというようになります。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） ということは、新料金からは、袋の料金というのは商工会が作るわけでもなく、製造販売するわけじゃないという理解でよろしいんでしょうか。町が作るということでもよろしいんですか。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） はい。町が作るということです。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） ということは、330円、Mで話すと330円というか全体ですよ。全体の金額を集めた上で、お金の流れというのがちょっと今までとは変わるわけですよ、仕組みが、今の課長の説明ですと。そこをちょっともう一回、教えていただけますか。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） お金の流れですけれども、この条例の改正議案の議決後に正式に小売店とかサービス店会さんとお話しして依頼等行うので、現時点で確定ではないんですけれども、担当課としては次のような流れで考えています。

まず、町が袋製造業者さんと委託契約を結んで、指定袋を作って、代金を支払います。サービス店会から町経由で袋製造業者さんに必要枚数を発注するわけですけれども、その発注した袋はサービス店会さんに納品されます。小売店はサービス店会から指定袋を仕入れるわけですけれども、そのときに、今考えているのは、ごみ処理手数料の金額から小売店の取扱い手数料を差し引いた金額で小売店がサービス店会さんから仕入れてもらって、町民が小売店にごみ処理手数料330円を支払って指定袋を購入すると。そのときにごみ処理手数料を支払ったということになります。

なので、小売店はサービス店会に払った分と町民からもらった分の差額が取扱い手数料として自分のところに残るわけですけれども、サービス店会さんはサイズ別に売れた枚数を毎月まとめて町へ報告すると。報告を受けた町は、サービス店会にプールされているごみ処理手数料を毎月ごとに請求して町へ入れてもらう。町のほうは、小売店の取扱い手数料も差引きされているので、それをサービス店会からもらったごみ処理手数料と合わせて、ごみ手数料を丸とした上で、一般会計にごみ処理手数料として歳入する。

例えば令和4年度の話ですけれども、令和4年度にごみ処理手数料をいただくわけですけれども、令和4年度予算では、だんだん売れたごみ袋を注文していくわけですけれども、その分に充当する、ごみ処理手数料を充当する。もっと多く集まる予定なので、ごみ袋の製造料よりも多く集まる予定なので、その分については家庭ごみの焼却費用に充当する。それは、東河環境センターの負担金となると思うんですけれども、そちらへ充当するというような格好で考えています。東伊豆町と協議して、足並みをそろえて行う予定でいます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 今までとちょっと流れが変わるということが分かりました。内訳とかそういうのがちょっと分かりづらかったもので、確認のため質問させていただきました。今の段階では、これから詰めていくよということで、またぜひ議員のほうにも、こういう形になりましたということでご報告はお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（上村和正君） よろしいですか。ほか質疑ございますか。

6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

第10条の手数料の減免のところなんですけれども、改正前は手数料の減免という項目は一切なかったんですね。ここの条例、「町長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、申請により、前条に規定する手数料を減免することができる」ということなんですけれども、当然、天災とかでいっぱいごみが出たりしたときは、町長はその分の手数料はいいですよ。多分、今までもそうしてやっていたとは思うんですけれども、今回、わざわざ条例にそれを入れてきたのには何か理由があるのかなということと、ここでいうところの手数料、例えば町長が減免しますよといったときに、ただ、町指定のごみ袋にいろいろ天災とかで出たごみを入れるというときに、サービス店会がプールしている在庫の袋を例えば無料で出しますよといったときに、通常は、さっきの45リッターでいうと、330円で販売されたときに手数料

が入ることになると。それを減免しますよという、何か数字的に合わなくなっちゃうんじゃないかなという心配とか、すごい余計なお世話かもしれないですけども、その辺について、ちょっとよく理解できないので説明もらっていいですか。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 手数料の減免についてですけども、今までごみ処理手数料ってなかったわけなので、今回、ごみ処理手数料を規定するに当たり減免するという規定を設けました。天災もそうなんですけれども、ボランティアで行うときなどの減免と想定して、ボランティア用では別に袋を準備する予定でいますので、そのように利用していきたいと考えています。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） じゃ、ちょっとごめんなさい。頭を整理するために言わせてもらいますけれども、通常、サービス店会で委託販売してもらうごみ袋と、天災等で何かあったときに手数料は一切いただきませんという、そういった天災のときに使う袋は別に作って用意しますということといいということですね。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） そうですね。天災のときに袋を使って排出するかというところがまずもってケース・バイ・ケースかなと思うんですけども、天災や例えばその他特別なボランティア活動とか、そうしたことがあると認めるときには、申請には別に規則のほうで申請様式を定めようと思っておりますけれども、こちらで申請により減免することができるという規定でございます。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 同じことを大川議員に聞かれてしまいましたけれども、私、課長のほうに聞きたいということでお話をしておりました。一番のポイントというのは、基本的に1,700万、ここで袋の販売利益が出るよというお話を聞きまして、その徴収をどうするのかというのが一番問題だったかなというふうに思っております。その1,700万の中から、要は焼却手数料と袋の収入だとか、あるいは手数料だとかそういうものが引かれてくるんじゃないかなというふうに思っておりました。

一番のポイントとして、どういうふうにして1,700万を要は徴収できるのか。今、聞いた話によりますと、今までやっていたシステムの中でサービス店会が問屋の仕事をして、小売

店にお願いすると。その中で、小売店で上がったものを徴収して、こちらのほうに入ってくるという、そういうシステムだというふうに伺いました。

その中で、小売店さんだとかというところも、基本的には取り扱うのについては、相当利幅の問題だとか原価率の問題だとか、そういう問題が出てくるのかなという感じはするんですよ。これだけ袋が単価が上がった時点で、今までと同じ手数料で取り扱ってくれるのか、そこら辺もこれからの課題かなというふうに思っていますけれども、そこら辺をちょっと精査しながら、先ほど大川議員のほうで話が出ましたけれども、情報の開示をお願いしたいということと、やはりどういう流れで作っていくかというのがやっぱり明確にさせていただかないと。やはり条例改正議決してくださいよという話になると、そこら辺が明確でないと、実際問題、議決もなかなか難しくなるような話になってくるのかなというふうに思いますので、そこら辺をちょっと心配して、課長のほうにはお話を申し上げたんですけれども、今、それなりの流れが聞けましたので、今後、少し、進め方としては情報開示をお願いしたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） よろしいですか。ほか質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第58号 河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後2時20分まで休憩とします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第10、議案第59号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案利用の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第59号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。河津町水道事業給水条例（平成10年河津町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明をさせます。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） それでは、議案第59号についてご説明させていただきます。

提案理由としては、水道事業の継続的、安定的な運用を行うための水道料金の改定を令和4年4月1日より行うための所要の改正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号、河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

定例会資料についてご説明させていただきますので、定例会資料の69ページをお開きください。

改正の趣旨として、現状の分析、今後の事業計画、水道委員会での検討、使用者等への説明、これらを経て令和4年4月1日から水道料金を改定するものでございます。改定の内容は、水道料金の基本料金及び超過料金を使用水量に応じて25%から36%増の収益上ですが、

約33%増額の改定となっております。

改正の金額については、70ページに新旧対照表を添付してございますので、そちらをご覧ください。ただ、分かりやすいかと思っておりますので、ご確認をください。

それでは、すみませんが、また条例のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） この水道料値上げについては、アセットマネジメントの計画の中から、タンクの改修だとかもろもろ工事の関係だとか、そういうものがあって、やはりもう上げていかないと、実際問題水道事業が成り立たないよという解釈をしたんですけれども、そんな感じでよろしいのでしょうか。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） そのとおりでございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうした中で、この前説明会のときに工事というか、事業説明があったと思うんですけれども、取りあえず、まずは、スタートとしては今井浜の辺の要はタンクの改修と、あとは長野地区のタンクの改修、それがスタートとなるという解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） 今、渡邊議員がおっしゃったとおりなんですけれども、その中でまだ今検討している段階なので、どこに当てはめていくかというのは、これからの状況になるかと思えます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、今から設計業務が入ってきたり、もろもろの計画が入ってくるのかなという感じはするんですけれども、要は実施計画としては、何年頃から工事がスタートするような形になりますか。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） 事業自体は、既にもう始まっているところがありますので、今後継続的にやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 補足をさせていただきます。

先ほど議員がお尋ねの今井浜の配水池の改修の関係ですけれども、一応計画では令和4年度に設計をして、その後1年かけて改修をしていこうかという、この間の説明会の資料でもそうなっていると思いますので、またご確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） やはりお金が足らなくなるから料金を上げるわけですけれども、水道事業というのは、基本的には、今は特別会計になっていますので、特別会計の中で何とかしなきゃいけないということで、水道料金のアップが必要になると。ただ水道というのも一つの町の形の中では、命の水になると思いますので、そこら辺の例えば生活の苦しい人だとかそういう部分についてもこれからは料金上がった中でも、町長のほうのご配慮ができればありがたいなど。事業計画は事業計画として順次進めていただければありがたいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

○9番（渡邊 弘君） はい。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） よろしいですか。

質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第59号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第11、議案第60号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第60号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定について。

河津町過疎地域持続的発展計画を策定するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明をさせます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） それでは、議案第60号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを説明させていただきます。

説明につきましては、別冊の資料で説明をさせていただきます。別冊とじの資料、頭のところに議案第60号関係というつづりがあると思いますが、こちらのほうで説明をさせていただきます。

A3の資料に計画の概要をまとめております。

まず、1としまして、主旨でございます。令和3年4月1日より、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、これにより河津町は過疎地域に指定されました。同

法に基づく支援措置の適用を受けるため、河津町過疎地域持続的発展計画を定めるものでございます。

2の計画の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5か年でございます。

3の計画策定の経過でございます。令和3年5月10日に県より制度の説明がございました。その後6月9日でございます。議員説明会にて過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び今後のスケジュールについて説明をさせていただきました。6月14日から6月18日まで、各課ヒアリングを実施し、今後予定されている事業の確認を行いました。7月9日議員説明会にて計画素案についての説明をさせていただきました。7月20日から8月2日まで町民への意見聴取としてパブリックコメントを行いました。2件の意見があり、内容を精査し、一部計画への反映を行っております。8月10日から計画案の内容について県との協議を行い、8月13日に協議終了となっております。計画案については、県として異議がない旨の回答を得ております。

A3の次のページのところに、県からいただきました回答書の写しをつけてございますので、参考にしていただければと思います。

1ページ目へお戻りください。

4の計画内容でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定された項目に合わせたものとなっております。

第1、持続的発展に関する基本的な事項です。こちらは(1)河津町の概況、(2)人口及び産業の推移と動向、(3)行財政の状況、(4)地域の持続的発展の基本方針、(5)地域の持続的発展の基本目標、(6)計画の達成状況の評価、(7)計画期間、(8)公共施設等総合管理計画との整合について記載をしております。

(4)の地域の持続的発展の基本方針では、基本方針を1から6まで記し、町の最上位計画である総合計画の基本目標と同様としております。(5)の地域の持続的発展の基本目標も総合計画と同様としております。(6)の計画の達成状況の評価も総合計画に沿って実施するとしております。(8)の公共施設等総合管理計画との整合は、将来にわたり町の財政の健全な運営を確保しつつ、持続的な行財政運営を前提としております。

右のほうにいきまして、第2、過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項です。こちらについては、12の項目について記載をしております。計画案には、事業ごとに事業の問題点、その対策をまとめた中で計画に記した事業とこちらのほうに記載をしてお

ります。

1、移住・定住地域間交流の促進、人材育成の項目については、空き家バンクの推進事業、ふじのくにフロンティア推進エリア事業等8つの事業についての記載をしております。

2の産業の振興でございます。農業農村整備事業、下河津漁港海岸護岸整備事業等13の事業についての記載をしております。

3、地域における情報化、地域情報通信基盤整備事業、防災施設整備事業のほか4つの事業についての記載をしております。

4、交通施設の整備、交通手段の確保、こちらについては、道路改良事業、道路維持修繕事業等5つの事業についての記載をしております。

5、生活環境の整備、上水道の老朽管更新事業等12の事業についての記載をしております。

6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、こちらについては子ども・子育て支援施設建設事業等10の事業についての記載でございます。

7の医療の確保、こちらについては、公的病院等運営費補助事業について記載をしております。

8、教育の振興につきましては、小・中学校長寿命化計画、小学校統合事業等7つの事業についての記載でございます。

9、集落の整備、こちらについては、地区集会所建設改良補助事業等3つの事業についての記載です。

10、地域文化の振興等、こちらについては、河津町史編さん事業等2つの事業でございます。

11、再生可能エネルギーの利用の促進、こちらについては、新エネルギー活用推進事業等2つの事業でございます。

12、その他地域の持続的発展に関し、必要な事項、こちらについてはICT教育推進事業、地方創生推進事業を記載しております。

5、今後の対応ということでございますが、本定例会において議会の議決後、国のほうへ提出を行うこととなっております。

以上、計画について雑駁な説明でしたが、議案第60号 河津町過疎地域持続的発展計画について説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 過疎地域の指定ということで、当町の要は問題取組については、相当広がった形で取り組むことができるのかなというふうに思っております。持続可能なということでございますので、例えば今回、この形の中で、もう計画書が出来上がっておりますので、提出という形になると思いますが、これはあと何か何年ごとのサイクルで見直しとか、そのような計画はできているのでしょうか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 事業の内容については、毎年ローリング方式によりまして、事業の確認をしていきたいというふうに考えております。計画の期間、先ほど述べましたとおり、一応5か年ということでございますので、5か年の間この計画という形で実施をしていきます。ただ、新たな事業が生じた場合等につきましては、計画の変更等また議会のほうに承認はしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、毎年要はローリングしながら、見直しながらやっていくということでございますので、そうすると、もし新たな事業、こういうものが欲しいよというときには、議会のほうからの提案でもいろいろ町民からの提案でも、聞く用意はありますよという解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） 新たな事業につきましては先ほど述べましたとおり、計画に取り入れることは可能でございますので、計画の変更に伴う場合につきましては、議会の議決また必要になりますので、そのときはまたよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第60号 河津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第12、議案第61号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第61号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,129万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,415万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） まず、提案理由ですが、今年度事業の執行に当たりまして、その経費等としての所要額を補正予算として計上するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

単位は1,000円です。款、項、補正額の順で説明いたします。

9款地方特例交付金△149万3,000円 1項地方特例交付金同額でございます。

10款地方交付税 1億9,923万1,000円 1項地方交付税同額でございます。

12款分担金及び負担金27万3,000円 1項負担金同額でございます。

14款国庫支出金1,983万4,000円 1項国庫負担金570万円、2項国庫補助金602万5,000円、3項委託金810万9,000円。

15款県支出金111万3,000円 2項県補助金同額でございます。

17款寄附金55万7,000円 1項寄附金同額でございます。

18款繰入金△3億9,975万円 1項特別会計繰入金314万6,000円、2項基金繰入金△4億289万6,000円。

19款繰越金 1億5,345万4,000円 1項繰越金同額でございます。

20款諸収入662万4,000円 5項雑入同額でございます。

21款町債 2億4,145万6,000円 1項町債同額でございます。

歳入合計 2億2,129万9,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様に説明させていただきます。

2款総務費 1億6,046万1,000円 1項総務管理費 1億5,201万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費 9万8,000円、4項選挙費834万4,000円。

3款民生費737万円 1項社会福祉費659万1,000円、2項児童福祉費77万9,000円。

4款衛生費2,364万3,000円 1項保健衛生費1,205万5,000円、2項清掃費1,158万8,000円。

5款農林水産業費150万円 1項農業費同額でございます。

6款商工費89万円 1項商工費同額でございます。

7 款土木費1,874万7,000円 1 項土木管理費193万9,000円、 2 項道路橋梁費1,214万円、 3 項河川費466万8,000円。

9 款教育費868万8,000円 1 項教育総務費328万9,000円、 3 項中学校費133万7,000円、 4 項幼稚園費16万2,000円、 5 項社会教育費330万円、 6 項保健体育費60万円。

歳出合計 2 億2,129万9,000円でございます。

次ページをお願いします。

第2表 地方債補正。

単位は1,000円でございます。

廃止です。起債の目的、限度額、備考の順で説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長、長いようでしたら着席でどうぞ。

○総務課長（木村吉弘君） ありがとうございます。

では、座って説明させていただきます。

それでは、廃止です。

社会福祉施設整備事業費 1 億2,500万円、事業区分変更に伴う廃止ということで、過疎対策事業債への変更に伴うものでございます。

追加です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明いたします。

過疎対策事業 3 億1,980万円、証書借入、5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行ったものにおいては、当該見直し後の利率。借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据え置き期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えることができる。

なお、起債の全部、または一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。

子ども・子育て支援事業を過疎指定により、有利な過疎債での起債にするものでございます。

変更。起債の目的、改正前の限度額、改正後の限度額を説明させていただき、その他については、変更がございません。

臨時財政対策債9,600万円、1 億4,265万6,000円、臨時財政対策債が確定したことにより変更でございます。

4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括のほうは省略させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

2、歳入、款、項、目、補正額、節、説明の順で説明させていただきます。

9款地方特例交付金 1項地方特例交付金 1目地方特例交付金△149万3,000円 1節地方特例交付金△149万3,000円、地方特例交付金でございます。交付額の決定によります減額になります。

10款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税 1億9,923万1,000円 1節普通交付税 1億9,923万1,000円、普通交付税です。交付額の決定によるものでございます。

12款分担金及び負担金 1項負担金 2目衛生費負担金27万3,000円 1節保健衛生費負担金27万3,000円、新型コロナウイルスワクチン住所地外接種費市町村負担金です。町外の住所地の接種者の負担金で120名分となります。

14款国庫支出金 1項国庫負担金 2目衛生費国庫負担金570万円 1節衛生費負担金570万、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金で接種従事医師への謝礼となります。100%の補助でございます。

2項国庫補助金 2目衛生費国庫補助金460万円 1節衛生費国庫補助金460万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金でございます。接種従事医師の休業補助でございます。100%補助でございます。

4目教育費国庫補助金142万5,000円 1節教育費補助金142万5,000円、公立学校情報機器整備費補助金でございます。G I G Aスクールサポーターの配置分でございます。補助率2分の1でございます。

3項委託金 1目総務費委託金810万9,000円 2節選挙費委託金810万9,000円、参議院議員補欠選挙費の委託金でございます。10月24日執行分になります。

15款県支出金 2項県補助金 1目総務費県補助金98万8,000円 1節総務管理費補助金98万8,000円、ふじのくにフロンティア補助金でございます。ワーケーション等の事業の追加事業分です。補助額3分2でございます。

9目教育費県補助金12万5,000円 1節教育費補助金12万5,000円、通学路防犯カメラ設置事業費補助金でございます。3台分で3分の1補助でございます。笹原姫宮通りに設置する予定でございます。

17款寄附金 1項寄附金 1目一般寄附金 5万7,000円 1節一般寄附金 5万7,000円、クラウドファンディングの寄附金でございます。寄附金の確定によるものでございます。

2目商工費寄附金50万円 1節商工費寄附金50万円、さくら振興寄附金です。さくら振興で白浜の方の新品種登録の協力による寄附でございます。

18款繰入金 1 項特別会計繰入金 1 目介護保険特別会計繰入金314万6,000円 1 節介護保険特別会計繰入金314万6,000円、介護保険特別会計繰入金です。令和 2 年度精算によるものでございます。

2 項基金繰入金 1 目基金繰入金△ 4 億289万6,000円 1 節基金繰入金△ 4 億289万6,000円、財政調整基金繰入金△ 2 億800万円、交付税の増額等による減額でございます。

公共施設整備基金繰入金△ 1 億9,489万6,000円、子ども・子育て支援施設を過疎債を充当することとしたためでございます。

次ページをお願いいたします。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 億5,345万4,000円 1 節繰越金 1 億5,345万4,000円です。繰越金です。繰越財源でございます。

20款諸収入 5 項雑入 1 目雑入です。662万4,000円 1 節雑入662万4,000円、下田地区消防組合返還金が573万5,000円、過年度低所得者保険料軽減負担金返還金77万4,000円、過年度障害福祉事業国県精算金11万5,000円でございます。

21款町債 1 項町債 2 目臨時財政対策債4,665万6,000円 1 節臨時財政対策債4,665万6,000円、臨時財政対策債です。起債額の確定によるものでございます。

5 目民生費 1 億9,480万円、1 節社会福祉施設整備事業債△ 1 億2,500万円、社会福祉施設整備事業債でございます。子ども・子育て支援事業施設に過疎債を充当するために振り替えたものでございます。

2 節過疎対策事業債 3 億1,980万円、過疎対策事業債子ども・子育て支援事業施設への充当分でございます。

次ページをお願いいたします。

3、歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 4 目財産管理費22万4,000円11節役務費22万4,000円、草刈り等作業手数料。上佐ヶ野地区簡易水道配水池が町営施設になりまして、そちらのほうの枯損木がありまして、その危険を除去するための伐根手数料となります。

5 目電算費 3 万1,000円12節委託料 3 万1,000円、総合行政情報システム機器保守委託料ということで、プリンターの保守の半年分でございます。

6 目交通安全対策費32万4,000円15節原材料費32万4,000円、交通安全施設原材料ということで、カーブミラーポール代でございます。

8目地域づくり推進費144万円10節需用費100万円、修繕料、物件費です。バガテルのワーケーション推進拠点施設でレストラン等の改修に使用するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金44万円、マッチングイベント負担金、ワーケーション推進のための企業とのマッチングイベントの参加負担金でございます。

12目財政調整基金1億5,000万円24節積立金1億5,000万円、財政調整基金への積立金でございます。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費9万8,000円1節報酬9万8,000円、会計年度任用職員職員の病気休暇による代替分でございます。

4項選挙費6目参議院議員補欠選挙費834万4,000円1節報酬199万9,000円、選挙管理委員投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、会計年度任用職員等の報酬となります。次ページをお願いいたします。

3節職員手当等295万3,000円、時間外手当勤務284万5,000円、管理職員特別勤務10万8,000円、職員等の超過勤務によるものでございます。

8節旅費22万6,000円、費用弁償15万7,000円、普通旅費6万9,000円、委員等の費用弁償と職員の普通旅費となります。

10節需用費93万5,000円、事業消耗品53万円、印刷製本費9万9,000円、食糧費30万6,000円、選挙に係るそれぞれの金額でございます。

11節役務費106万3,000円、通信運搬費27万1,000円、計数機点検手数料29万円、ポスター掲示板設置撤去手数料44万円、選挙公報新聞折り込み手数料6万2,000円、参議院補欠選挙に係る手数料でございます。

12節委託料11万2,000円、総合行政情報システム委託料11万2,000円、選挙に係りますシステムの委託料でございます。

13節使用料及び賃借料25万3,000円、会場使用料4万5,000円、当日投票受付システムソフト使用料6万6,000円、開票集計システム使用料13万2,000円、自動車借り上げ料1万円、選挙に係ります借り上げ賃借料となります。

15節原材料費27万5,000円、ポスター掲示板設置材料費27万5,000円、ポスター設置の材料費となります。

17節備品購入費52万8,000円、選挙用備品52万8,000円、計数機を買う予定でございます。次ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費56万6,000円10節需用費11万5,000円、修繕料、

物件費でございます。高齢者いきいきセンターの駐車場の整備に使用するものでございます。

22節償還金利子及び割引料45万1,000円、国県支出金返還金で低所得利用者対策事業等補助金の返還分でございます。

3目障害者福祉費602万5,000円22節償還金利子及び割引料602万5,000円、国県支出金返還金でございます。障害者自立支援給付金等の国庫返還金でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉費77万9,000円18節負担金、補助及び交付金30万円、子育て応援住宅整備事業費補助金でございます。要望に対します追加分で2件分でございます。

22節償還金利子及び割引料47万9,000円、国県支出金返還金でございます。子育て世帯への臨時特別給付金の給付事務費補助金の返還金でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費1,136万3,000円7節報償費597万3,000円、医師謝礼、コロナウイルスワクチン接種の謝礼になります。

17節備品購入費79万円、全自動高圧蒸気滅菌機でございます。故障による更新となります。

18節負担金、補助及び交付金460万円、医療機関予防接種協力補助金でございます。コロナウイルスワクチン接種に対する協力金でございます。

4目環境衛生費69万2,000円10節需用費12万円、事業消耗品、リサイクルステーションを設置するための関係の設置費用になります。

17節備品購入費57万2,000円、リサイクルステーションの回収用の物置2台分の金額でございます。

次ページをお願いいたします。

2項清掃費1目清掃総務費31万円10節需用費11万円、事業消耗品です。不法投棄禁止看板等の作成費です。

18節負担金、補助及び交付金20万円、生ごみ堆肥化促進事業補助金です。追加分ということで10基を予定しております。2目じん芥処理費1,127万8,000円10節需用費19万3,000円、印刷製本費、指定ごみ袋の販売用のステッカー等の作成費になります。

12節委託料1,108万5,000円、指定ごみ袋製造業務委託料でございます。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費150万円18節負担金、補助及び交付金150万円、青年就農給付金でございます。新規認定分でございます。

6款商工費1項商工費3目観光費5万円18節負担金、補助及び交付金5万円、鎌倉殿の13人ゆかりの地伊豆・富士山周遊促進協議会連絡会負担金でございます。

6目河津バカテル公園管理費34万円10節需用費16万円、施設修繕料、維持修繕料でドッグ

ラン等設置分でございます。

11節役務費18万円、商標権登録更新等手数料28万2,000円、クラウドファンディング手数料が△10万2,000円です。商標登録手数料につきましては、バガテル等の商標権の登録になります。クラウドファンディングにつきましては、寄附サイトの変更によります減額になります。

次ページをお願いいたします。

7目さくら振興費50万円24節積立金50万円、さくら基金積立金、歳入でも説明しましたが、白浜の桜の里の新品種登録によります協力金を積み立てるものでございます。

7款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費193万9,000円18節負担金、補助及び交付金193万9,000円、県単独砂防事業負担金で、急傾斜地崩壊対策事業でございます。谷津地区の急傾斜事業の地元負担金となります。

2項道路橋梁費 1目道路維持費81万円10節需用費81万円、施設修繕料で維持修繕になります。下佐ヶ野冷水線の側溝修繕となります。

2目道路新設改良費1,133万円14節工事請負費1,133万円、町道縄地線の改修工事270万6,000円、町道川上1号線側溝改修工事157万3,000円、町道小鍋峠線側溝改修工事314万6,000円、町道大堰笹原線道路改良工事390万5,000円でございます。

3項河川費 1目河川維持費466万8,000円11節役務費104万円、河川維持等手数料でございます。長野地区の藤ヶ野川の閉塞物除去の作業員手数料です。これは7月上旬の梅雨前線の大雨によるものでございます。

13節使用料及び賃借料217万6,000円、重機借り上げ料ということで、先ほどの藤ヶ野川の閉塞物除去に係る重機借り上げ料でございます。

14節工事請負費145万2,000円、普通河川佐ヶ野川護岸改修工事でございます。河津川との合流地点付近のかさ上げ工事となります。

9款教育費 1項教育総務費 1目教育委員会費115万8,000円 7節報償費10万円、新小学校校歌作成に伴う現地視察謝礼ということで、イメージをつくるための当町へ訪問をするための経費でございます。

8節旅費 5万8,000円、費用弁償、先ほどの視察の作成者と随行分2名分でございます。

12節委託料100万円、新小学校校歌作成業務委託料50万円、新小学校校章デザイン作成業務委託料が50万円 3目学校教育振興費213万1,000円12節委託料164万1,000円、学校ICT支援員委託料です。GIGAスクールサポーターの配置促進事業分でございます。

18節負担金、補助及び交付金25万円、通学路防犯カメラ設置事業費補助金で姫宮通り3台ということで3分の2で県・町分でございます。

19節扶助費24万円、要保護・準要保護児童生徒の援助費でございます。対象者の増加によるものでございます。

3項中学校費1目中学校管理費133万7,000円、需用費133万7,000円、施設修繕料でございます。体育館雨漏りとバスケットゴール点検修繕の費用でございます。

4項幼稚園費1項1目幼稚園費16万2,000円1節報酬16万2,000円、会計年度任用職員で預かり保育の特別支援員追加分でございます。

次ページをお願いいたします。

5項社会教育費3目図書館費330万円12節委託料330万円、図書館改修工事設計業務委託料でございます。屋根と空調設備の修繕の設計業務の委託料になります。

6項保健体育費1目保健体育総務費60万円18節負担金、補助及び交付金60万円、下田河津駅伝大会の負担金でございます。コロナ対策でのバスの増加分と50周年事業の実施分でございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） すみません、さっきの流れで大変申し訳ないんですけども、ちょっと2点か3点聞きたいんですけども、まず、支出のほうの12ページ、4-1-2のじん芥処理費の12の委託料についてなんですけれども、先ほど触れた中で、新しい年度からゴミ袋を町が作りますよということで、1,100万何がしのお金がかかっているんですけども、住民説明会での資料では460万程度だったと思うんですけども、ちょっとその差が大きいというのが、まず、1点なんですけれども、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 指定ゴミ袋の製造を業務委託料が多い理由ですけれども、まず、この中に先ほど言ったボランティア用のごみ袋の分、20万ぐらい入っているんですけども、それを別として、近年の年間に売れた枚数の大体1.5倍程度の枚数を計上してあります。

まず、4月の制度開始時点で、それぞれのサイズが何枚必要なのかというのは見込みにくいというのもありまして、ちょっと多めになっていますけれども、どのサイズも品切れにするわけにはいかないというのが一つあります。それから、町民、小売店、サービス店会、それぞれストックをすと思うんですね、最初なので。その分今までの年間の消費の枚数よりも多くなるというふうに見込まれます。サイズごとにそれぞれどれだけ売れるか分からないから、それぞれ膨らんでしまうわけですが、今までのL・M・Sの構成というんですか、売れる構成がそのままいくかどうか分からない。SとかMがもしかしたら多くなるかもしれないというところで、見込みにくいというところもあります。

毎年この金額が必要というわけじゃなくて、事業の開始に当たり必要だということで、翌年度からは、売れた分を追加していくので、しばらくたてばどのサイズが売れ筋かというの把握できるようになると思いますけれども、そうした理由で多くなっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） じゃ、今年度に限り、来年度から運営するから袋代、袋を作りますよということだと思えるんですけども、そういうことでいいんでしょうか。余剰をある程度ストックしておかないと、すぐにできないから、余剰でやっていますよという理解でいいんですか。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） はい、そのとおりでございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 今まで、前回あたりいろいろ繰越明許とかのお話があって、その年度ごとのやつで運営できなかったものに関しては、繰越明許しますよみたいな形で、コロナ対策とかでも今までやっていましたけれども、今回の来年度予算になるわけですが、そこら辺でいいんですかね。いいんですかねというか、そこら辺で繰越明許扱いとかになるんでしょうか。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） 取りあえず4月から売分ですけども、今年度で支度していかねばならないものですから、今年度作成して納入するというので今年度予算で準備したいということでございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君）　じゃ、今年度の特例というか分からないですけども、そういう形で理解させていただきたいと思います。

あと、すみません、続いて、ちょっと戻るんですけども、9ページ、1－8の地域づくり推進費、18節の負担、補助及び交付金のところのワーケーションのマッチングということで負担金が出ているんですけども、これってというのは、どういう使用料というか、どういう相手とマッチングというか、そういうプロバイダーとかそういう部分とかちょっと併せて教えていただけますか。

○議長（上村和正君）　企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君）　こちらについては、企業誘致を目指す地方自治体向けといったこのようなマッチングのイベントがございます。その中で、自治体と企業とオンラインによるマッチングイベントといった形が計画をされておましてそちらのほうに参加する負担金ということでございます。

○議長（上村和正君）　1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君）　じゃ、企業誘致を主にということで理解しました。

もう一点いいですか。

あと、最後に、ちょっとまた戻って申し訳ないんですけども、12ページのバガテル公園のところの施設修繕費、ドッグランということで、ドッグランに関してクラウドファンディングをやられて200万の目標ということで、それをクリアしてということで、施設修繕費は16万、手数料差し引いて、残り寄附金のところに五十何万が入っているんですけども、これってどういうことなんですか。すみません。

○議長（上村和正君）　企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君）　当初予定をしておりました200万円の寄附に対しまして、5万7,000円ほど多くなる205万7,000円が収入として入っております。そういった中で、歳出のほう、その歳入を歳出して組むわけでございますが、そういった中でクラウドファンディングの手数料といったものが少し安く済んだということで、そちらのほうで10万2,000円の減、そして、それに伴いまして、修繕のほうで少しいろんなところを修繕をしていきますと少しお金がかかるといったことが見込まれましたので、その分の財源、多く入った分とこの減額をした分を合わせた中で16万円の増額を修繕のほうにさせていただいたというのが現状でございます。

○議長（上村和正君）　1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（上村和正君） ほかがございますでしょうか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 14ページの学校教育振興費のところなんですけれども、ICT支援員の委託料160万円というのが、これは、今年度の当初から動いていたものとはまた別に追加でということなんですか。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 当初と同じ事業なんですけれども、この3月に国のほうで補助要綱が改正されまして、単独事業費で当初計上していたんですけれども、それが2分の1の国庫補助が該当するという形で少し事業も膨れまして、大きくしまして、研修等の回数を多くしてやるとかやっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

新しい取組なんで、先生方すごい戸惑うところもあるかと思いますが、できるだけ手厚い支援を先生方、現場の方々にしてあげて、それが結局子供たちによりよい形になるかと思しますので、新しい制度やなんかがあればどんどん取り入れていただいたらありがたいなと思います。

続いて、その次の項目の防犯カメラ設置補助3台分ということなんですけれども、これ、姫宮通りというのが、南小学校の正門のところの通りなんですよね。ちょっとその辺りの説明を。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 学校の前の通りなんですけれども、町道になっておりまして、そこを共栄会という形で街路灯とかやっているんですけれども、そこにつけるといいう形で。付けるところは、学校施設でないもので、通りで通学用3台を警察とかに立ち会っていただいて、どういう方角がいいのかというのを検証して付けるという形になっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） これは、小学校3校ある中で、姫宮と南小学校も最終的に学校も統合

されるというところもあるのかなとも思うんですけども、何というんでしょう、地域の方から防犯カメラ付けるとかって、反対とかってあったりしないもので。それと、そんなカメラが必要なほど治安が悪い通りだともあまり思えないんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） これは町が事業主体ではありませんので、事業主体が別で、民間がやるよということに対して補助する要綱となっておりますので、地元の方たちがやっている団体ですので、そういうことはないかと考えております。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ということは、この防犯カメラを設置して、それを映像データやなんかを管理するのも町ではなく、民間団体が管理維持をしていくということですか。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） そのように考えております。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） じゃ、このカメラというのは、例えばネットで常時配信しているようなネットワークを使ったカメラとかちょっと最近主流であるのかなと思うんですけども、そういうものではなく、どこかにそのカメラを管理する施設やなんかを置いて、そこで見ることができる。誰でも見られるようなものなのか、特定の管理者が見ることができるというものなのか。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 基本的には設置者が見るものとなっており、防犯カメラですので、何かあったときしか開けない。インターネット上に公開するようなものではありません。セキュリティーについては、厳重に取り扱う必要があるという形で、要綱のほうにうちのほうで入れるつもりでいますので、県のほうの補助要綱のほうにもそうなっておりますので、それに従っていくつもりです。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

ほか質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） よろしいですか。

質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第61号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第13、議案第62号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第62号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,463万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,177万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第62号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、介護保険システム改修の国庫補助金の決定に伴います財源構成。令和2年度精算に伴います余剰金の一般会計繰出金及び国県への返還金の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

3款国庫支出金49万5,000円 2項国庫補助金同額でございます。

5款県支出金25万1,000円 1項県負担金同額でございます。

9款繰越金1,388万9,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計1,463万5,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費ゼロ円 1項総務管理費ゼロ円、こちらは財源構成の分となっております。

7款諸支出金1,463万5,000円 1項繰出金314万6,000円、2項償還金及び還付加算金1,148万9,000円。

歳出合計1,463万5,000円でございます。

恐れ入ります。3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

3款国庫支出金 2項国庫補助金 6目介護保険システム改修事業補助金49万5,000円 1節介護保険システム改修事業補助金49万5,000円、介護保険システム改修事業補助金でございます。国庫補助確定に伴います補正でございます。補助率は2分の1でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金25万1,000円 2 節過年度分25万1,000円、介護給付費負担金でございます。令和 2 年度精算に伴います追加交付が確定による補正でございます。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,388万9,000円 1 節繰越金1,388万9,000円、繰越金でございます。

本補正の財源でございます。

次のページお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費ゼロ円、財源構成でございます。介護保険システム改修事業費の国庫補助金の確定に伴います補正でございます。こちらによります財源構成でございます。

7 款諸支出金 1 項繰出金 1 目一般会計繰出金314万6,000円 27 節繰出金314万6,000円、一般会計繰出金でございます。令和 2 年度精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

2 項償還金及び還付加算金 2 目償還金1,148万9,000円 22 節償還金利子及び割引料1,148万9,000円、国県支出等返還金でございます。令和 2 年度精算に伴います国県への返還金でございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第62号 令和 3 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決しま

す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後 3 時 40 分まで休憩とします。

休憩 午後 3 時 27 分

再開 午後 3 時 40 分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第 63 号～議案第 70 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（上村和正君） 日程第14、議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定について。

以上、8議案は同種の令和2年度決算でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号の8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定について。

それぞれ8議案については、担当課長より説明をさせます。

○議長（上村和正君） 会計管理者。

会計管理者に申し上げます。

歳入歳出決算の説明は、項につきましては歳入済額または支出済額のみとして結構です。

また、会計管理者は説明が長くなるようでしたら、着席をして説明をしてください。

○会計管理者兼会計室長（鈴木亜弥君） ありがとうございます。

議案第63号から議案第68号までの一般会計及び各特別会計の決算認定につきましてご説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、令和2年度河津町決算総括表からご説明させていただきます。

お手元の令和2年度一般会計、特別会計決算書の表紙をめくっていただきますと、令和2年度河津町決算総括表がございますのでご覧ください。

説明は、会計別、区分、予算額、決算額、予算額と決算額との比較、予算対比決算比率の順に説明させていただきます。

一般会計。

歳入、55億324万1,000円、51億6,719万7,972円、△3億3,604万3,028円、93.89%。

歳出、55億324万1,000円、49億990万1,586円、5億9,333万9,414円、89.22%。

差引残額2億5,729万6,386円。

河津駅前広場整備事業特別会計。

歳入、435万1,000円、384万2,236円、△50万8,764円、88.31%。

歳出、435万1,000円、356万5,236円、78万5,764円、81.94%。

差引残額27万7,000円。

土地取得特別会計。

歳入、87万円、89万8,738円、2万8,738円、103.30%。

歳出、87万円、53万9,396円、33万604円、62%。

差引残額35万9,342円。

国民健康保険特別会計。

歳入、11億6,623万3,000円、11億1,822万3,095円、△4,800万9,905円、95.88%。

歳出、11億6,623万3,000円、10億5,862万9,040円、1億760万3,960円、90.77%。

差引残額5,959万4,055円。

介護保険特別会計。

歳入、10億5,120万7,000円、11億27万9,765円、4,907万2,765円、104.67%。

歳出、10億5,120万7,000円、10億2,413万7,418円、2,706万9,582円、97.42%。

差引残額7,614万2,347円。

後期高齢者医療特別会計。

歳入、1億1,647万7,000円、1億957万7,139円、△689万9,861円、94.08%。

歳出、1億1,647万7,000円、1億951万8,839円、695万8,161円、94.03%。

差引残額5万8,300円。

総合計はご覧のとおりでございます。

説明は省略させていただきます。

議長よりお許しございましたので、これより着席してご説明させていただきます。

1枚めくってください。

議案第63号 令和2年度河津町一般会計決算書。

もう1枚めくっていただき、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

説明は、款につきましては予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に、項につきましては収入済額のみを説明とさせていただきます。なお、予算現額と収入済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款町税 9億6,013万6,000円、10億4,634万5,038円、9億9,028万2,384円、607万9,834円、4,998万2,820円。

1 項町民税 3億287万5,401円。

2 項固定資産税 5億8,992万6,512円。

3 項軽自動車税2,533万3,885円。

4 項町たばこ税5,656万1,376円。

5 項入湯税1,558万5,210円。

2 款地方譲与税4,870万6,000円、4,934万4,000円、4,934万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項自動車重量譲与税3,106万4,000円。

2 項地方揮発油譲与税1,067万6,000円。

3 項森林環境譲与税760万4,000円。

4 項地方道路譲与税ゼロ円。

3 款利子割交付金50万円、63万4,000円、63万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項利子割交付金同額でございます。

4 款配当割交付金300万円、270万3,000円、270万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項配当割交付金同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金160万円、365万6,000円、365万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

6 款法人事業税交付金250万円、188万6,000円、188万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項法人事業税交付金同額でございます。

7 款地方消費税交付金1億5,879万5,000円、1億5,879万5,000円、1億5,879万5,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項地方消費税交付金同額でございます。

8 款環境性能割交付金1,080万円、480万5,975円、480万5,975円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項環境性能割交付金同額でございます。

9 款地方特例交付金220万円、606万1,000円、606万1,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項地方特例交付金同額でございます。

10 款地方交付税15億5,223万5,000円、15億5,362万4,000円、15億5,362万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項地方交付税同額でございます。

11 款交通安全対策特別交付金100万円、131万円、131万円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項交通安全対策特別交付金同額でございます。

12 款分担金及び負担金4,089万円、2,498万4,070円、2,498万4,070円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

1 項負担金同額でございます。

13款使用料及び手数料5,530万円、4,908万5,561円、4,812万4,501円、16万80円、80万980円。

1 項使用料4,463万1,701円。

2 項手数料349万2,800円。

14款国庫支出金14億3,761万円、12億8,739万4,351円、12億8,739万4,351円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項国庫負担金 1 億8,846万756円。

2 項国庫補助金10億9,663万6,589円。

3 項委託金229万7,006円。

15款県支出金 3 億4,024万円、2 億6,832万7,208円、2 億6,832万7,208円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項県負担金 1 億3,201万2,906円。

2 項県補助金 1 億1,735万8,414円。

3 項委託金1,895万5,888円。

16款財産収入2,928万7,000円、3,649万2,628円、3,649万2,628円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入1,698万2,359円。

2 項財産売払収入1,951万269円。

17款寄附金 1 億3,981万7,000円、1 億3,477万9,100円、1 億3,477万9,100円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項寄附金同額でございます。

18款繰入金 3 億764万7,000円、2 億4,490万3,240円、2 億4,490万3,240円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項特別会計繰入金1,400万3,534円。

2 項基金繰入金 2 億3,089万9,706円。

19款繰越金 1 億443万7,000円、1 億433万7,080円、1 億443万7,080円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

20款諸収入6,300万2,000円、6,346万5,435円、6,346万5,435円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項延滞金175万4,283円。

2 項預金利子ゼロ円。

3 項公営企業貸付金元利収入ゼロ円。

4 項受託事業収入15万8,500円。

5 項雑入6,155万2,652円。

21款町債 2億4,353万9,000円、1億8,118万9,000円、1億8,118万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項町債同額でございます。

次のページをお願いします。

歳入合計55億324万1,000円、52億2,422万1,686円、51億6,719万7,972円、623万9,914円、5,078万3,800円。

続きまして、次の7、8ページをお願いいたします。

歳出です。

説明は、款につきましては予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に、項につきましては支出済額のみを説明とさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款議会費7,047万2,000円、6,937万4,957円、ゼロ円、109万7,043円。

1 項議会費同額でございます。

2 款総務費16億9,899万2,000円、15億4,227万1,050円、1億1,935万6,000円、3,736万4,950円。

1 項総務管理費14億2,725万1,397円。

2 項徴税費6,321万9,245円。

3 項戸籍住民基本台帳費4,599万6,644円。

4 項選挙費36万3,500円。

5 項統計調査費478万7,283円。

6 項監査委員費65万2,981円。

3 款民生費 9億7,219万1,000円、8億9,992万5,865円、4,800万円、2,426万5,135円。

1 項社会福祉費 6億3,315万7,692円。

2 項児童福祉費 2億6,676万8,173円。

3 項災害援助費ゼロ円。

4 款衛生費 5億6,819万4,000円、5億179万2,132円、2,885万1,000円、3,755万868円。

1 項保健衛生費 2億9,181万406円。

2 項清掃費 2 億998万1,726円。

5 款農林水産業費 1 億8,793万4,000円、1 億6,620万8,639円、ゼロ円、2,172万5,361円。

1 項農業費 1 億1,501万4,869円。

2 項林業費2,166万249円。

3 項水産業費2,953万3,521円。

6 款商工費 4 億9,508万1,000円、3 億5,713万3,315円、9,175万1,000円、4,619万6,685円。

1 項商工費同額でございます。

7 款土木費 1 億9,174万6,000円、1 億6,901万6,226円、530万円、1,742万9,774円。

1 項土木管理費4,418万6,177円。

2 項道路橋梁費 1 億681万3,089円。

3 項河川費1,131万6,004円。

4 項都市計画費645万3,810円。

5 項住宅費24万7,146円。

8 款消防費 4 億3,465万8,000円、4 億1,546万3,984円、587万9,000円、1,331万5,016円。

1 項消防費同額でございます。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費 4 億9,579万7,000円、4 億1,750万3,360円、3,622万円、4,207万3,640円。

1 項教育総務費 1 億7,672万4,109円。

2 項小学校費5,315万5,309円。

3 項中学校費2,482万6,122円。

4 項幼稚園費6,752万7,228円。

5 項社会教育費3,743万9,007円。

6 項保健体育費5,783万1,585円。

10 款災害復旧費2,607万3,000円、2,207万4,580円、ゼロ円、399万8,420円。

1 項農林水産施設災害復旧費ゼロ円。

2 項公共土木施設災害復旧費2,207万4,580円。

3 項その他公共施設・公有施設災害復旧費ゼロ円。

11 款公債費 3 億5,334万2,000円、3 億4,913万7,478円、ゼロ、420万4,522円。

1 項公債費同額でございます。

12 款予備費876万1,000円、ゼロ円、ゼロ円、876万1,000円。

1 項予備費同額でございます。

歳出合計55億324万1,000円、49億990万1,586円、3億3,535万7,000円、2億5,798万2,414円。

歳入歳出差引残額2億5,729万6,386円。うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月7日提出、河津町長、岸重宏。

次に、147ページをお願いいたします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。説明は、区分、金額の順にご説明させていただきます。

1、歳入総額51億6,719万8,000円。

2、歳出総額49億990万2,000円。

3、歳入歳出差引額2億5,729万6,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源。

(1)継続費繰越額ゼロ円。

(2)繰越明許費繰越額1,906万3,000円。

(3)事故繰越し繰越額ゼロ円。

計1,906万3,000円。

5、実質収支額2億3,823万3,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が一般会計の決算でございます。

1枚めくってください。

次の議案第64号から特別会計となりますが、説明につきましては全て一般会計と同様の説明にさせていただきます。

議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計決算書。

1枚めくっていただきまして、1、2ページをお願いします。

歳入。

1 款使用料及び手数料385万3,000円、352万1,360円、344万3,520円、ゼロ円、7万7,840円。

1 項使用料344万3,520円。

2 項手数料ゼロ円。

2 款財産収入2,000円、1,445円、1,445円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入同額でございます。

3 款繰入金30万円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項基金繰入金同額でございます。

4 款繰越金19万6,000円、39万7,271円、39万7,271円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

歳入合計435万1,000円、392万76円、384万2,236円、ゼロ円、7万7,840円。

次のページをお願いします。

歳出。

1 款総務費435万1,000円、356万5,236円、ゼロ円、78万5,764円。

1 項総務管理費同額でございます。

歳出合計435万1,000円、356万5,236円、ゼロ円、78万5,764円。

歳入歳出差引残額27万7,000円。うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月7日提出、河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

河津駅前広場整備事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額384万2,000円。

2、歳出総額356万5,000円。

3、歳入歳出差引額27万7,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円。

5、実質収支額27万7,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が河津駅前広場整備事業特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入。

1 款財産収入53万9,000円、53万9,396円、53万9,396円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入同額でございます。

2 款繰入金1,000円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項一般会計繰入金同額でございます。

3 款繰越金32万9,000円、35万9,342円、35万9,342円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

4 款諸収入1,000円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項預金利子同額でございます。

歳入合計87万円、89万8,738円、89万8,738円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款諸支出金87万円、53万9,396円、ゼロ円、33万604円。

1 項土地取得費ゼロ円。

2 項繰出金53万9,396円。

歳出合計87万円、53万9,396円、ゼロ円、33万604円。

歳入歳出差引残額35万9,342円。うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月7日提出、河津町長、岸重宏。

次に9ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額89万9,000円。

2、歳出総額53万9,000円。

3、歳入歳出差引額36万円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円。

5、実質収支額36万円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が土地取得特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入。

1 款国民健康保険税 2 億425万6,000円、2 億3,008万2,562円、2 億279万6,021円、784万8,190円、1,943万8,351円。

1 項国民健康保険税同額でございます。

1 款一部負担金2,000円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項一部負担金同額でございます。

3 款使用料及び手数料11万5,000円、29万7,200円、13万400円、4万100円、12万6,700円。

1 項手数料同額でございます。

4 款国庫支出金230万7,000円、230万7,000円、230万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項国庫補助金同額でございます。

5 款県支出金 8 億6,760万9,000円、7 億7,246万3,293円、7 億7,246万3,293円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項県負担金・補助金 7 億7,246万3,293円。

2 項財政安定化基金支出金ゼロ円。

6 款財産収入7,000円、6,656円、6,656円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入同額でございます。

7 款繰入金7,738万8,000円、6,820万5,598円、6,820万5,598円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項他会計繰入金6,820万5,598円。

2 項基金繰入金ゼロ円。

8 款繰越金498万3,000円、6,147万2,722円、6,147万2,722円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

9 款諸収入956万6,000円、1,084万5,405円、1,084万1,405円、ゼロ円、4,000円。

1 項延滞金・加算金及び過料99万9,900円。

2 項預金利子ゼロ円。

3 項雑入984万1,505円。

歳入合計11億6,623万3,000円、11億4,568万436円、11億1,822万3,095円、788万8,290円、1,956万9,051円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費824万8,000円、610万3,613円、ゼロ円、214万4,387円。

1 項総務管理費321万3,371円。

2 項徴税費274万3,054円。

3 項運営協議会費14万7,188円。

2 款保険給付費 8 億4,393万円、7 億4,958万8,088円、ゼロ円、9,434万1,912円。

1 項療養諸費 6 億4,410万7,462円。

2 項高額療養費 1 億341万9, 996円。

3 項移送費ゼロ円。

4 項出産育児諸費126万630円。

5 項葬祭諸費80万円。

6 項傷病手当諸費ゼロ円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億8, 373万8, 000円、 2 億8, 226万8, 192円、 ゼロ円、 146万9, 808円。

1 項医療費給付費分 1 億9, 312万8, 473円。

2 項後期高齢者支援金等分6, 354万6, 532円。

3 項介護納付金分2, 559万3, 187円。

4 款財政安定化基金拠出金1, 000円、 ゼロ円、 ゼロ円、 1, 000円。

1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

5 款保健事業費1, 741万1, 000円、 894万6, 805円、 ゼロ円、 846万4, 195円。

1 項保健事業費339万3, 418円。

2 項特定健康診査等事業費555万3, 387円。

6 款基金積立金7, 000円、 6, 656円、 ゼロ円、 344円。

1 項基金積立金同額でございます。

7 款公債費20万円、 ゼロ円、 ゼロ円、 20万円。

1 項公債費同額でございます。

8 款諸支出金1, 239万8, 000円、 1, 171万5, 686円、 ゼロ円、 68万2, 314円。

1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

9 款予備費30万円、 ゼロ円、 ゼロ円、 30万円。

1 項予備費同額でございます。

歳出合計11億6, 623万3, 000円、 10億5, 862万9, 040円、 ゼロ円、 1 億760万3, 960円。

歳入歳出差引残額5, 959万4, 055円。うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月7日提出、河津町長、岸重宏。

次に25ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計、実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億1, 822万3, 000円。

2、歳出総額10億5, 862万9, 000円。

3、歳入歳出差引額5,959万4,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円。

5、実質収支額5,959万4,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入。

1 款保険料 2 億2,250万2,000円、2 億1,764万4,210円、2 億1,421万2,680円、124万3,500円、218万8,030円。

1 項介護保険料同額でございます。

2 款手数料 3 万5,000円、5 万500円、1 万7,600円、9,700円、2 万3,200円。

1 項手数料同額でございます。

3 款国庫支出金 2 億3,561万1,000円、2 億4,046万4,767円、2 億4,046万4,767円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項国庫負担金 1 億6,159万787円。

2 項国庫補助金 7,887万3,980円。

4 款支払基金交付金 2 億5,574万7,000円、2 億5,214万3,674円、2 億5,214万3,674円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項支払基金交付金同額でございます。

5 款県支出金 1 億4,333万5,000円、1 億4,336万9,863円、1 億4,336万9,863円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項県負担金 1 億3,649万2,698円。

2 項県補助金 687万7,165円。

6 款繰入金 1 億4,446万円、1 億4,445万8,000円、1 億4,445万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項一般会計繰入金 1 億4,445万8,000円。

2 項基金繰入金ゼロ円。

7 款諸収入 399万5,000円、296万1,043円、296万1,043円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

2 項預金利子ゼロ円。

3 項雑入296万1,043円。

8 款財産収入1,000円、2,977円、2,977円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項財産運用収入同額でございます。

9 款繰越金3,936万円、9,747万2,926円、9,747万2,926円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

10 款分担金及び負担金616万1,000円、517万6,235円、517万6,235円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項負担金同額でございます。

歳入合計10億5,120万7,000円、11億374万4,195円、11億27万9,765円、125万3,200円、221万1,230円。

次のページをお願いします。

歳出。

1 款総務費1,529万円、1,316万9,772円、ゼロ円、212万228円。

1 項総務管理費466万5,849円。

2 項徴収費35万7,512円。

3 項介護認定審査会費814万6,411円。

2 款保険給付費 9 億1,320万5,000円、8 億9,313万3,248円、ゼロ円、2,007万1,752円。

1 項介護サービス等諸費 8 億2,488万3,217円。

2 項介護予防サービス等諸費854万6,262円。

3 項その他諸費57万170円。

4 項高額介護サービス等費2,164万3,888円。

5 項高額医療合算介護サービス等費95万3,474円。

6 項特定入所者介護サービス等費3,653万6,237円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円、ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

4 款地域支援事業費4,632万7,000円、4,151万130円、ゼロ円、481万6,870円。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費1,366万7,965円。

2 項一般介護予防事業費1,083万2,014円。

3 項包括的支援事業・任意事業費1,697万3,029円。

4 項その他諸費 3 万7,122円。

5 款公債費1,000円、ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

1 項公債費同額でございます。

6 款基金積立金4,560万9,000円、4,560万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項基金積立金同額でございます。

7 款諸支出金3,077万4,000円、3,071万5,268円、ゼロ円、5万8,732円。

1 項繰出金1,325万9,434円。

2 項償還金及び還付加算金1,745万5,834円。

歳出合計10億5,120万7,000円、10億2,413万7,418円、ゼロ円、2,706万9,582円。

歳入歳出差引残額7,614万2,347円。うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月7日提出、河津町長、岸重宏。

次に、29ページをお願いいたします。

介護保険特別会計、実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億28万円。

2、歳出総額10億2,413万7,000円。

3、歳入歳出差引額7,614万3,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円。

5、実質収支額7,614万3,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が介護保険特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料8,842万6,000円、8,107万3,400円、8,082万2,600円、14万100円、11万700円。

1 項後期高齢者医療保険料同額でございます。

2 款使用料及び手数料2万4,000円、1万9,200円、1万2,800円、800円、5,600円。

1 項手数料同額でございます。

3 款繰入金2,673万4,000円、2,749万6,539円、2,749万6,539円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項一般会計繰入金同額でございます。

4 款諸収入129万2,000円、121万9,300円、121万9,300円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項延滞金及び過料8,300円。

2 項償還金及び還付加算金121万1,000円。

3 項預金利子ゼロ円。

5 款繰越金1,000円、2万5,900円、2万5,900円、ゼロ円、ゼロ円。

1 項繰越金同額でございます。

歳入合計 1 億1,647万7,000円、1 億983万4,339円、1 億957万7,139円、14万900円、11万6,300円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億1,517万円、1 億827万8,339円、ゼロ円、689万1,661円。

1 項後期高齢者医療広域連合納付金同額でございます。

2 款諸支出金130万7,000円、124万500円、ゼロ円、6万6,500円。

1 項償還金及び還付加算金49万6,400円。

2 項繰出金74万4,100円。

歳出合計 1 億1,647万7,000円、1 億951万8,839円、ゼロ円、695万8,161円。

歳入歳出差引残額 5 万8,300円。うち基金繰入額ゼロ円。

令和3年9月7日提出、河津町長、岸重宏。

次に、11ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 1 億957万7,000円。

2、歳出総額 1 億951万9,000円。

3、歳入歳出差引額 5 万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。計ゼロ円。

5、実質収支額 5 万8,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

議案第63号から議案第68号についてご説明させていただきました。次のページ以降に、財産に関する調書を提出してございますが、説明は省略させていただきます。

後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） 議案第69号と議案第70号の決算認定についてご説明させていただきます。

それでは、令和2年度の公営企業会計の決算書の表紙を1枚めくっていただきますと、議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算書でございます。

1 ページ目をお開きください。

令和2年度河津町水道事業決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

収入（税込み）。

区分、当初予算額、補正予算額、合計、決算額の順で朗読説明させていただきます。単位は円でございます。

1 款水道事業収益 1 億9,868万1,000円、ゼロ円、1 億9,868万1,000円、1 億8,026万9,572円。

第1項営業収益 1 億7,762万1,000円、ゼロ円、1 億7,762万1,000円、1 億5,646万5,590円。

第2項営業外収益 2,105万9,000円、ゼロ円、2,105万9,000円、2,380万3,982円。

第3項特別利益 1,000円、ゼロ円、1,000円、ゼロ円。

決算額のうち、仮受消費税 1,364万4,767円。

2 ページ目をお開きください。

支出、税込みです。流用増減額を加えて朗読説明させていただきます。

第1款水道事業費用 1 億8,842万5,000円、1,016万8,000円、ゼロ円、1 億9,859万3,000円、1 億7,982万4,070円。

第1項営業費用 1 億7,624万1,000円、1,016万8,000円、△ 4万8,000円、1 億8,636万1,000円、1 億7,161万909円。

第2項営業外費用 1,168万2,000円、ゼロ円、4万8,000円、1,173万円、820万8,761円。

第3項特別損失 2,000円、ゼロ円、ゼロ円、2,000円、4,400円。

第4項予備費 50万円、ゼロ円、ゼロ円、50万円、ゼロ円。

決算額のうち、仮払消費税 712万6,863円。

3 ページ目をお願いします。

(2)資本的収入及び支出は、(1)の収益的収入及び支出と同様に朗読説明させていただきます。

収入（税込み）。

第1款資本的収入1億438万円、ゼロ円、1億438万円、8,921万円。

第1項企業債1億円、ゼロ円、1億円、8,500万円。

第8項他会計補助金438万円、ゼロ円、438万円、421万円。

決算額のうち、仮受消費税ゼロ円でございます。

4ページ目をお開きください。

支出、税込みでございます。

第1款資本的支出1億4,660万1,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億4,660万1,000円、1億3,204万4,654円。

第1項建設改良費1億1,229万5,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億1,229万5,000円、9,773万9,545円。

第2項企業債償還金3,430万6,000円、ゼロ円、ゼロ円、3,430万6,000円、3,430万5,109円。

決算額のうち、仮払消費税888万5,412円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,283万4,654円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額888万5,412円、過年度分損益勘定留保資金3,394万9,242円で措置した。

令和3年9月7日提出、河津町長、岸重宏。

続きまして、議案第70号に移らせていただきます。

議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算書でございます。

1ページ目をお開きください。

令和2年度河津町温泉事業決算報告書は水道事業決算報告書と同様の説明とさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出。

収入（税込み）。

第1款温泉事業収益1億1,090万3,000円、ゼロ円、1億1,090万3,000円、1億975万9,072円。

第1項営業収益1億396万5,000円、ゼロ円、1億396万5,000円、1億282万4,506円。

第2項営業外収益693万7,000円、ゼロ円、693万7,000円、693万4,566円。

第3項特別利益1,000円、ゼロ円、1,000円、ゼロ円。

決算額のうち、仮受消費税934万7,679円。

2 ページ目をお開きください。

支出（税込み）。

第1款温泉事業費用1億85万2,000円、△162万4,000円、ゼロ円、9,922万8,000円、8,568万3,426円。

第1項営業費用9,773万1,000円、△162万4,000円、△205万2,000円、9,405万5,000円、8,101万3,226円。

第2項営業外費用262万円、ゼロ円、205万2,000円、467万2,000円、467万200円。

第3項特別損失1,000円、ゼロ円、ゼロ円、1,000円、ゼロ円。

第4項予備費50万円、ゼロ円、ゼロ円、50万円、ゼロ円。

決算額のうち、仮払消費税462万3,184円。

3 ページ目をお願いします。

(2)資本的収入及び支出。

収入、税込みでございます。

第1款資本的収入99万円、ゼロ円、99万円、148万5,000円。

第9項温泉加入金99万円、ゼロ円、99万円、148万5,000円。

決算額のうち、仮受消費税13万5,000円。

4 ページ目をお開きください。

支出（税込み）。

第1款資本的支出730万1,000円、ゼロ円、730万1,000円、207万6,798円。

第1項建設改良費730万1,000円、ゼロ円、730万1,000円、207万6,798円。

決算額のうち、仮払消費税18万8,800円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額59万1,798円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5万3,800円、過年度分損益勘定留保資金53万7,998円で措置した。

令和3年9月7日提出、河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。なお、質疑は議事進行上、議案番

号順に、また、歳入歳出とも、款の順にお願いいたします。

議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打切り、ただいま議題となっております議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号の8議案を、会議規則第39条第1項の規定により議員全員で構成する決算審査特別委員会へ付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第70号までの8議案を、決算審査特別委員会へ付託することに決しました。

決算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

副議長に決算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、22日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより22日午後1時まで休会とし、特別委員会での決算審査をお願いします。

22日は午後1時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

9 月 22 日（水曜日）

令和3年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和3年9月22日(水曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定について
- 日程第 2 発議第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 3 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件
- 追加日程第 1 議案第71号 令和3年度河津町一般会計補正予算(第5号)

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	木村吉弘君
企画調整課長	川尻一仁君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	中村邦彦君
建設課長	山本博雄君	防災課長	村串信二君
水道温泉課長	渡辺音哉君	教育委員会 教務局長	島崎和広君
会計管理者 兼会計室長	鈴木亜弥君		

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	山田祐司
------	------	----	------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第63号～議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第1、議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る8日に議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託してあります。また、これに関しまして、委員長より審査報告書が提出されております。これより本案についての委員長の審査報告を求めます。

4番、遠藤嘉規議員。

〔決算審査特別委員会委員長 遠藤嘉規君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（遠藤嘉規君） 決算審査特別委員会の報告書について、朗読をもって説明をさせていただきます。

令和3年9月22日、河津町議会議長、上村和正様。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、遠藤嘉規。

令和2年度決算審査特別委員会審査報告書。

1、議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について

1、議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定について

1、議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定について

本委員会に付託の上記8議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1ページおめくりください。

令和3年9月22日、令和2年度決算審査特別委員会付帯意見書。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、遠藤嘉規。

意見。

1、行政事務包括業務委託は、初年度において問題が散見された。契約更新時に向けて、改善を図られたい。

2、G I G Aスクール構想を活かすべく、先進事例を積極的に調査研究し取り入れる等、先を見据えた柔軟な対応に取り組まれたい。

以上です。

○議長（上村和正君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第63号 令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第64号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第65号 令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第66号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第67号 令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採

決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第68号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第69号 令和2年度河津町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定についての討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第70号 令和2年度河津町温泉事業会計決算認定についてを採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第2、発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方
税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君 登壇〕

○1番（大川良樹君） 発議第1号について説明いたします。

発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の
提出について。

地方自治法第99条の規定により、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充
実を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月22日提出。

河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛同者、河津町議会議員、桑原 猛、同じく渡邊昌昭、同じく遠藤嘉規、同じく塩田正治、
同じく仲 里司、同じく稲葉 静、同じく渡邊 弘、同じく土屋 貴、同じく宮崎啓次。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日。

静岡県賀茂郡河津町議会。

意見書提出先、内閣総理大臣、菅 義偉、財務大臣、麻生太郎、総務大臣、武田良太、経済産業大臣、梶山弘志、内閣官房長官、加藤勝信、経済再生担当大臣、西村康稔、衆議院議長、大島理森、参議院議長、山東昭子。

以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第3、発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

3番、渡邊昌昭君。

〔3番 渡邊昌昭君 登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 発議第2号について説明いたします。

発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月22日提出。

河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、渡邊昌昭。

賛同者、河津町議会議員、大川良樹、同じく桑原 猛、同じく塩田正治、同じく仲 里司、同じく稲葉 静、同じく渡邊 弘、同じく土屋 貴、同じく宮崎啓次、同じく遠藤嘉規。

次ページにいきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、経済対策の強化など、引き続き国と地方が一体となり、対策を迅速かつ的確・強力で推進していく必要がある。

また、感染拡大は、生活様式や働き方、価値観等にも多大な影響をもたらすとともに、新たな社会システムへの転換に向けた取り組みも急務である。

さらには首都圏の感染拡大や流入人口の減少により、本町の産業は観光業をはじめとして深刻な影響を受けており、先の見えない不安にさいなまれている。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1、新型コロナウイルス感染症の安静化。

- (1) 県内ワクチン接種の加速と接種率の向上。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備。

2、経済対策等の強化。

既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付を含め、地域の実情に応じた柔軟な支援を念頭に、各種業種に渡る強力な経済対策を講じるとともに、県の県内観光促進事業「バイシズオカ今こそ！しずおか！！元気旅！！」の継続・周知強化対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日。

静岡県賀茂郡河津町議会。

意見書提出先、静岡県知事、川勝平太。

以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（上村和正君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（上村和正君） 日程第5、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（上村和正君） 先ほど、町長から、議案第71号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第5号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。暫時休憩とします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時28分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第1、議案第71号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第71号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,243万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,658万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月22日提出。

河津町長、岸 重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第71号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付による事業実施につきまして、その経費として所要額を補正予算として計上するものでございます。

1ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位、1,000円でございます。

款項補正額の順に説明いたします。

14款国庫支出金1,206万9,000円 2項国庫補助金同額でございます。

19款繰越金36万6,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計1,243万5,000円です。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様に説明させていただきます。

2款総務費208万6,000円 1項総務管理費同額でございます。

6款商工費1,034万9,000円 1項商工費同額でございます。

歳出合計1,243万5,000円でございます。

次の、3、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括は説明を省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

2、歳入。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 5目総務費国庫補助金1,206万9,000円 2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,206万9,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

19款繰越金 1項繰越金 1目繰越金36万6,000円 1節繰越金36万6,000円、繰越金でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

3、歳出。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費132万円10節需用費132万円、新型コロナウイルス感染症対策消耗品でございます。町内感染拡大防止策として抗原検査キット等の感染防止関連消耗品を購入し、濃厚接触者等の感染拡大防止を図るためのものでございます。

16目諸費76万6,000円18節負担金、補助及び交付金76万6,000円、交通事業者キャッシュレス導入費補助金でございます。交通関係の利用者の利便性向上を図り、公共交通利用促進と

コロナ禍における公共交通事業者の支援をするものでございます。事業者負担の2分の1となっております。

6款商工費1項商工費2目商工振興費1,034万9,000円7節報償費120万円、新型コロナウイルス感染症に伴う指定管理者等休業要請協力金でございます。町有観光施設の指定管理者等に対し、町の要請により休業した施設管理者に協力金の支給をするものでございます。1施設20万円で6施設を予定しております。

18節負担金、補助及び交付金914万9,000円、河津桜まつり新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金864万円。河津桜まつりにおけます感染拡大防止のため、実行委員会に対し対策の費用を補助するものでございます。海水浴場関連事業者支援補助金50万9,000円。今井浜海水浴場関連事業者に海水浴場の清掃及び環境保全に関する事業負担を軽減するための補助でございます。事業主負担の2分の1を補助するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第71号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日、これをもって令和3年河津町議会第3回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年河津町議会第3回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和3年第3回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第3号	令和2年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について	3. 9. 8	
報告第4号	令和2年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について	〃	
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	適任 後藤一代
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について)	〃	承認
議案第55号	河津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第56号	河津町個人情報保護条例及び河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第57号	河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第58号	河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第59号	河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第60号	河津町過疎地域持続的発展計画の策定について	〃	〃
議案第61号	令和3年度河津町一般会計補正予算(第4号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第62号	令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算(第2号)	3. 9. 8	原案可決
議案第63号	令和2年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について	3. 9. 22	認 定
議案第64号	令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第65号	令和2年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第66号	令和2年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第67号	令和2年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第68号	令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第69号	令和2年度河津町水道事業会計決算認定について	〃	〃
議案第70号	令和2年度河津町温泉事業会計決算認定について	〃	〃
発議第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	〃	採 択
発議第2号	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決 定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃
議案第71号	令和3年度河津町一般会計補正予算(第5号)	〃	原案可決